

第百四十回国会 商工委員会 議 録 第十一号

平成九年四月二十二日(火曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 武部 勳君

理事 小川 元君 理事 小此木八郎君
理事 中山 成彬君 理事 茂木 敏充君
理事 遠藤 乙彦君 理事 西川太一郎君
理事 大島 章宏君 理事 大森 猛君
理事 甘利 明君 理事 石原 伸晃君
理事 小澤 潔君 理事 奥田 幹生君
理事 加藤 卓二君 理事 龜井 善之君
理事 河本 三郎君 理事 自見庄三郎君
理事 中山 太郎君 理事 根本 匠君
理事 林 義郎君 理事 船田 元君
理事 村田敬次郎君 理事 伊藤 達也君
理事 石井 啓一君 理事 鍵田 節哉君
理事 神田 厚君 理事 古賀 正浩君
理事 島 聡君 理事 島津 尚純君
理事 達増 拓也君 理事 中野 清君
理事 吉田 治君 理事 末松 義規君
理事 松本 龍君 理事 渡辺 周君
理事 吉井 英勝君 理事 横光 克彦君
理事 前田 武志君

出席國務大臣

國務大臣 梶山 静六君
(内閣官房長官)
出席政府委員
内閣官房副長官 与謝野 馨君
公正取引委員会 根来 泰周君
公正取引委員会 糸田 省吾君
事務総長
公正取引委員会 塩田 薫範君
事務局局長
引局長
経済企画政務次官 河本 三郎君

委員外の出席者

法務大臣官房審議官 柳田 幸三君
通商産業政務次官 石原 伸晃君
通商産業大臣官房審議官 藤島 安之君
通商産業省産業政策局長 渡辺 修君
大蔵省主税局税制第一課長 伏見 泰治君
大蔵省証券局長 大西 又裕君
大蔵省銀行局調査課長 五味 廣文君
労働省労働局労働法規課長 岩崎 伸夫君
労働省労働基準局監督課長 青木 豊君
商工委員会調査室長 安本 皓信君

委員の異動

四月二十二日

辞任 岸田 文雄君

補欠選任 根本 匠君

同日 辞任 根本 匠君

補欠選任 岸田 文雄君

四月十八日

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(内閣提出第四四号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(内閣提出第四四号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

○武部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。梶山内閣官房長官。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○梶山國務大臣 初めに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、我が国経済社会の抜本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会を実現していくために、規制緩和の推進とともに、公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするとの観点から、競争政策の積極的な展開を図ることとしております。

その一環として、個別法による独占禁止法適用除外カルテル等の制度について、事業者等の公正かつ自由な競争を制限し、消費者利益を損なうおそれがあることから、原則廃止する観点から見直しを行い、昨年三月二十九日の閣議決定「規制緩和推進計画の改定について」において、その見直し結果が得られたところであり、その見直し結果は、この見直し結果を実施に移すに当たり、法律改正を要するもののうち一括することとを適当とする事項を取りまとめ、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。
第一に、個別法による独占禁止法の適用除外を継続する必要性が認められない二十九制度については、これを廃止、法整備をすること、第二に、個別法による独占禁止法の適用除外が過度に定められている六制度については、その限定、明確化等を行うこととしております。

この法律案は、以上のとおり、個別法による独占禁止法適用除外カルテル等制度の整理等を行うことにより、公正かつ自由な競争を一層促進し、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするとの観点から、五省、二十法律、三十五制度にわたる改正を取りまとめたものであります。
なお、これらの改正は、公布の日から一月を経過した日から施行することとしております。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。
続きまして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持、促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を図るものでありますが、持ち株会社の設立等については、現在これを全面的に禁止しているところであり、この規制につきましても、事業者の活動をより活発にする等の観点から、平成八年十二月十七日の経済構造の改革と創造のためのプログラムを初めとする累次の閣議決定において、独占禁止法の目的を踏まえて見直すべきものとされたところであります。

今回は、これらの閣議決定を踏まえ、事業支配力の過度の集中の防止という独占禁止法の目的に留意しつつ、持ち株会社の全面的な禁止を改めること等の改正を行うべく、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、現行法では設立等が全面的に禁止されている持ち株会社について、事業支配力が過度に集中することとなるものの設立等を禁止することに改めることとしております。

第二に、これに伴い、一定規模を超える規模の持ち株会社による事業年度ごとの当該持ち株会社及びその子会社の事業に関する報告制度及び新たに設立された一定規模を超える規模の持ち株会社による設立後の届け出制度を設けることとしております。

第三に、大規模会社の株式保有総額の制限について、この株式保有総額の制限の対象から除外する株式を新たに追加することとしております。

第四に、事業者による一定の国際的協定または国際的契約に係る届け出義務を廃止することとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○武部委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○武部委員長 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について審査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○武部委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林義郎君。

○林義郎委員 私は、独占禁止法の今回の改正に当たりまして、党内におけるいろいろな議論、さらには自由民主党と社民党とさきがけとの間の協議、それにずっと携わった者としていたしまして、そのことを踏まえながら質問をさせていただきます。

平成七年十二月、行政改革委員会規制緩和と小委員会が「光り輝く国をめざして」という報告書を出しております。それには、「純粋持ち株会社の禁止は、事業支配力の過度の集中による市場メカニズムの阻害防止を目的として、個別市場における具体的な競争阻害性の有無に関わらず一律に外形的な規制を行うものとするものである」とした上で、こうした持ち株会社規制は、「財閥等による政治的、経済的弊害の再発防止という歴史的背景の中で導入されたものであるが、日本経済、社会を取り巻く環境変化の中で、今日においてもな

おこのような一律に規制を行うべき明確かつ十分な根拠があるとは考えられない」と述べておられるところであり、実は、こうしたことは、その前に閣議決定が七年三月にごさいまして、そのときに、系列の問題、企業集団の問題等を踏まえて検討するというところで、公正取引委員会にもいわゆる四章委員会というのできて御検討をいただいた。さらには通産省の方でも審議会をつくられてまして、その審議会でもいろいろ御検討をいただいたという問題であります。

先ほど申しました三党の中でも、平成八年二月十六日から国会の終わる前まで二十三回にわたって協議を重ねました。また、総選挙が終わりましてから後でも、九月一日二十九日から二月二十五日まで十一回にわたって協議をしてきたところであり、それは、この問題は極めて基本的な問題である、しかも戦後の歴史を顧みてやらなければならぬ、こういうことでありまして、最終的な結論として申し上げますならば、三党の合意の中にあるものは、

独占禁止法が過去五十年間において公正かつ自由な競争を確保することにより日本経済発展に果たしてきた役割を高く評価する。しかしながら、今日では経済構造改革、金融改革を進めることが強く求められている。企業経営の多角化・多様化を図ることは、大競争時代といわれる国際競争時代を考へても必須である。

従って、持ち株会社を解禁することとした。これが三党合意の最初に掲げてある文句でございます。私はそもそもの話を若干申し上げたいんですが、独占禁止法というのはまさに戦後の法律でございます。戦前には独占禁止法というのはなかった。不正競争防止法という法律はあったんです。不正競争防止法というのがありました。これは何をしていいか。特許権、商標権等の侵害に対して、不正なことがあったならば内外を通してこれを排除していく、規制をしていくという法律がございまして、戦前にはいわゆる独占禁止法という

のはなかったわけであり、

そこで、占領軍がやってきて、日本でもやるといふ形で入ってきた。昭和二十年に入ってきた。そして、この規制をやろう、こういう話をしたわけでございます。当時の記録を調べてみますと、司令部から当時の商工省に指令がありまして、戦後の経済規制を考えて、新しい民主化立法をやれ、こういうふうな話があったんです。商工省には総務局の企画課に若い事務官がいて、それにいろいろと勉強してもらった。当時は統制経済のもとでありましたから、事業者団体、統制団体に対していかにして自由にしていくか、しかしながら、価格は公正でなければならぬ云々というふうなことしか書いていない。いわゆる独占禁止法にありますが、あるいは不正な取引方法であるというふうなものについては、当時の官僚諸君にはそんな話は頭になかった。

まあ戦後の話でありますから、日本の法律では、今でこそアメリカの法律を勉強してはいるけれども、その当時アメリカの法律を勉強するなんて、敵国の法律を勉強するということですから、恐ろしくなかったんだらう、こう思います。そういった形でやっていた。したがって、司令部からかくかくのものをくれ、こういうふうなことで持ってきたというのが独占禁止法の原始体系であります。この独占禁止法の原始体系をつくったのは、その後いろいろありまして、二十二年七月に独占禁止法ができておる。

それと同時に、独占禁止法では、アメリカの中国のルールをつくるというのと、もう一つの目的があった。占領政策でありますから、占領政策として日本の経済力をたたきつぶしておかなくちゃならない。再び戦争を起こすような経済力を持たれたんじゃ困る、こういうことなんです。その根源は何であるか、これは財閥だ、財閥の力をやほし解体すべきである、こういうのが一つの方向としてあったわけでありまして、私は、その二つがミックスになって戦後の占領下の経済政策を

担ってきたものと解しておるところでございます。

この辺の問題につきましては学者の間ではいろいろ議論がある。いや司令部の中からそういう問題が出てきたことではない。実は公正取引委員会に対して、公正取引委員会の昔の資料をずっと調べてもらったけれども、メモはあるけれども、はっきりした、こうなっている、こういうふうな話をしたとかどうだというふうな資料がないのです。その当時の資料。いろいろな文献やいろいろなことを調べてみて私は今のようなことを考えたのでありますが、どうも私が言っていることはそんなに間違っていないんじゃないか、こう思うところでありまして、特に戦後の時代におきましてやつた橋本龍伍さん、今の橋本龍太郎さんのお父さんであります。お父さんは大蔵省の役人だった。それで、現在の経済企画庁、当時の経済安定本部の財政金融局の企業課長というので、ここにありますような「独占禁止法と我が国民経済」という本を、これはその当時のコピーですが、このことをやっておられる。

この中に民主的な経済体制をつくらうというところで書いてありますが、今から読みますと、もう少し何かはついたりしたことが言えなかったのかなというぐらゐの文章でありまして、日本ではまだその当時、独占禁止法という法理などというものは私はなかったんだらうと正直言っているんです。

そのときにあったのは戦後の、もう一つ申し上げますと、財閥解体をいたそう、こういうふうな話でありまして、それは過度経済力集中排除法、昭和二十二年十二月十八日付の法律第二百七号で出ている。

この法律は、平和的且つ民主的な国家を再建するための方策の一環として、できるだけ速やかに過度の経済力の集中を排除し、国民経済を合理的に再編成することによつて、民主的で健全な国民経済再建の基礎を作ることと目的とする。

ということである。「過度の経済力の集中」というのは、ここにずっと条文がいろいろ書いてありまして、その中に書いてありますのは、経済力というものがやはり過度に集中する、やはり財閥を目的とする、財閥だと法律の中に書くわけにいかないから「過度の経済力」と書いてある。この今申し上げました中で「過度の経済力の集中を排除し」という言葉がある。現在の独占禁止法には「過度の集中を防止して、」こう書いてある。当時は排除したわけだ。排除して、この法律は昭和三十年に廃止された。廃止するというのが、この目的を達したから廃止したわけですが、再び財閥を復活してはならないよ、こういうふうな規定が私は現在の独占禁止法に残っているんだらう、こう思っているところなんです。法律の系譜的な問題を申し上げますならば、私はそういうふうになつてくるんじゃないかと思ひます。

私が今まで述べたところ、公正取引委員会の委員長、大体そんなことで間違っていないか、何か御異論があるならばちよつと申してください。○根拠政府委員 大変詳しく御説明いただきました。ありがとうございます。私もその認識もそのようなところでございます。何ら異存を申し上げるつもりはありません。

先ほどお述べになりましたように、この法案の作成につきまして三党協議会等いろいろな御尽力いただきましたことについて、改めて御礼を申し上げる次第であります。

○林(義)委員 そこで、財閥解体という話とこの持ち株会社の話は、論理的にはちよつと外れたところがあると思ひます。持ち株会社、ホールディングカンパニー、こういう話はアメリカでもいろいろ問題がある、またヨーロッパでも問題があったと思ひます。

まず、アメリカの方から申しますけれども、アメリカでは持ち株会社は企業支配による独占のための手段として生じてきた制度であつて、アメリカにおける成立が端緒をなすものであることは異

論のないところである。アメリカではいわゆる一種の企業連合であるところのプール、さらにはトラストという形でやつていた、その形で巨大な独占体の成立を見た。ところがこのトラストは、一八九〇年のシャーマン法の制定、一八九二年、このシャーマン法によつてアメリカ最初の大トラストであつたスタンダード石油トラストが違法の宣告を受けて解体されるに至つて衰えを見せた。その後、ニュージャージー州に会社法があり、また、会社間の持ち株を一般的に認めることになつた。一八八八年の改正と同じような改正が、一八九〇年代に他の諸州にも相次いで行われましたので、一九一四年のクレイトン法が持ち株会社の制限を定めたけれども、実際には、その極めて狭い解釈によつて巨大な持ち株会社による支配が行われたということでありまして。

アメリカでもやはり十九世紀の終わりにこの問題があつた、こういうことであります。十九世紀の終わりにいうのは日本でもいいますと明治時代、そのころから既にあつたわけでございます。

ヨーロッパは、もう言うまでもありませんけれども、カルテルの国であるし、コンツェルンの国であります。ドイツなどというのはそういう形でありまして、この持ち株会社制度というのが非常にあります。私からあえて言いますけれども、カール・マルクスの「資本論」というのがあります。

カール・マルクスの「資本論」の中に持ち株会社という言葉が最初に出てくるんじゃないかなと思ひます。それから「金融資本論」というのがあります。ヒルファード・ディングなんです。いずれもマルキシズムです、古典として考えなくちゃならぬ。いろいろな話であります。もうその時代からそういう問題がある。そこでは、持ち株会社が排除されるべきものだということではない、持ち株会社は資本主義の発達の一つの形態として、資本をいかにして効率的に使つて経済力を高めていくかということと同時に、資本主義という成果を上げていくための一つの制度である、客観的に眺めな

くちやならないことだつた、私はこう思うのであります。そういうふうなヨーロッパの規制があつた。

ところが、戦後におきまして、ヨーロッパの中でも今のような規制を、これは変えていかなくちゃならない、アメリカが力を持つて独占禁止政策をやる、ヨーロッパでも独占禁止政策というのをやつていかなくちゃならないという形だ、ドイツが敗戦によつて独占禁止法をや、イギリスが独占禁止法をや、フランスでもやはり独占禁止法をや。フランスなどというのはヨーロッパの中で最もソリッドな、最も硬直した国だ、私はこう思つておりますけれども、フランスは、言いますと、百のファミリー、百の家族が企業支配をしているということを言われるぐらゐに極めて統制的な國だつた。私は思ふのです。戦前は。戦後の時代においてもそういうことがある。そういうものをやはり解体していくためにやつていかなくちゃならない。今のEUでありますけれども、E.E.C.ができたときから、やはりそこでも独占禁止法というものを法制として六カ国の間でやつていこうというふうな話だんだんできてきた、そういう長い歴史のある話だらう、私はこう思ふのであります。こうしたことからは、日本でもこれをやつていかなくちゃいけません。

ところが、この持ち株会社というのとは一体どういふことか。先ほど申しましたように、日本の持ち株会社法というのは、占領政策としての持ち株会社、財閥解体としての目的が一つありました。それ以外に、やはり事業持ち株会社というものを禁止していくか、こういうふうなのは当然のことながら議論があつたんだらうと私は思ふのです。

ですから、昭和二十二年の原始独禁法るときにはこの規定が一般的にあつた。しかし、二十四年の改正あるいは二十八年の改正で、現在のように事業持ち株会社と純粋持ち株会社という形に二つに分かれた。事業持ち株会社というのは、事業をやる傍らほかの会社の株を持つてその会社を支配していく、その会社を動かしていくというのが事

業持ち株会社でありますし、純粋持ち株会社というものは、専らほかの会社の株を持つことによつて、自分そのものは事業はしないけれどもやつていく、こういうふうな話だ。こういうふうな理解をしておりませんが、そういう事業持ち株会社と純粋持ち株会社の差をつけて日本がやっていると純粋持ち株会社こそ経済力の過度の集中によつて財閥的な支配をもたらすものだ、こういうふうな物の考え方がそこで割り切りとしてあつたんだと思ふのです。

本堂を言いますと、事業持ち株会社だつて、同時にほかの株を持つてしかも非常に力強い、こういうことになつたならば、私はそういうたものについて規制があつてもしかるべきだろう、こう思つてゐるのです。しかしながら、それはやらなくて、それは事業持ち株会社で自分の事業を發展させていくためには別のことで規制をすればよろしい、単に経済力が過度に集中するという一般集中という形でなくて、いろいろな形で規制をやつていけばよろしい。独占禁止法にありますが、この競争の質的な制限であるとか、独占であるとか、あるいは不正な取引方法であるとか、いろいろな形で経済競争のルールを規制をしていく、そのルールによつて会社を規制していったならばよろしいのだから、こういうふうな形でやつてきたのが今までだと私は思ふ。

ところが、いわゆる事業持ち株会社で今やつていますのは、大変に数がふえてきてゐる。ちよつと通産省でもいいし公正取引委員会でもいいのですが、私の持つてゐるところのデータでは、連結子会社の数は、上場企業五百社、上の方から順番にとりまして見ますと、大体十年間で三倍ぐらいに子会社がふつとふえてゐる。会社の経営としていろいろな形で子会社をつくるというふうな話と、それは、企業経営としてはもう必然のことである、それをやるのが必然としてやつてきてゐるんだ、こういうふうな思ふのですが、ちよつと数字、だれか答えることができるかね。ちよつとやつてくれないかね。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘ございましたように、これは有価証券報告書に基づく資料、統計でございますが、主要企業一社当たりの子会社数でございますけれども、昭和六十年、平均でございまして、大体十二・三社であつたわけでございまして、平成六年の数字によりまして三十七・一社ということになつておりました、おっしゃるとおり約三倍ぐらゐになつておる、こういう実態でございます。

○林(義)委員 どうもありがとうございます。会社の経営としては子会社という制度でやる場合もある、しかし、大きな会社になると、もう皆さん方御承知のとおり事業部制をとる。事業部制をとつて、鉄鋼部門あるいはその他の、これは商社会社だけじゃありません、普通のメーカーでもそういうふうな事業部門をたくさんとつて、その部門でやつてゐる。あるいは最近のはやりではカンパニ制という形のものがある。さらには、合併をするかわりに、やはり相互に株式を持ち合ひをしていくというふうな形での協力がある、こう思ふのであります。そういう意味で、こうした事業持ち株会社なりというものが非常にふえてくる、これは私は経済の成り行きだろう。

やはり経済体制をやつていくときにおいてはこれはどうしても必要――経済の規模がだんだん大きくなつてくると、とても一人の方だけで、例えば鉄だけを見ていてやるわけにいかない。鉄鋼会社でも現在、コンピュータの部門をやつて、半導体部門をやらなくちゃいけない。鉄をつくるのと半導体をつくるのと全然違うので、別の人で管理していかなければ技術的なこともわからない。私は、そういうふうな形で企業というものがだんだん成立していったのだから、こう思ふのです、新しい時代に即応してやつていかなければならぬと思ふ。

したときには、日本の国内だけの仕事をやつていく、それだけではしょうがない。例えば、今や大きな会社は、中国であるとか台湾であるとかそういったところにいるいろいろな分工場なり子会社をつくらせて活躍をさせてゐる。上海は大変新しい大都市という形である、こういうことになつてゐますけれども、あちこちでいろいろやつてゐますのは日立製作所であり東芝であり、そういったところは皆、分工場をつくり、あるいは自分のところの子会社をつくらせてやつてゐる。上海でつくつた部品を香港に持つていって、香港の部品と一緒にして、その部品を日本へ持つてきて日本のコンピュータに使用しよう、こういうふうな話になつてくる。

それを同じ会社でやりますか、あるいは子会社を使つてやりますか、自分のところの分工場とやつてやるか、事業部制とやつてやるか、どちらにしても同じような形でコントロールしていかなければならぬのだから、それが今の状況になつてゐます。これは日本だけでやつてゐるなら、日本が中国に対する侵略である、何だということになりますけれども、そうではなくて、アジアの諸国だつて大変なことになつてきてゐる。

アジアの諸国でも、華僑資本というものがアジアの中で非常に大きくなつてゐる。日本の総資産は、十三兆ぐらいのところが一、二兆ぐらいですけれども、どなたか、アジアの華僑資本、一番大きな華僑資本は大体どのぐらいか。私の記憶で持つてゐるのは、百三十兆か何かがらゐるという話があつたと思うのですが、アジアの資本というのは一体どのぐらいの資本になつてゐるか。華僑資本というのは香港にある、あるいはシンガポールにありまして、それはそこだけでやつてゐるのではなくて、同時にインドネシアをやる、タイをやる、こういった形でやつてゐるのです。

華僑資本にとつてもやられちゃつて、経済的には全部華僑に支配されてインドネシア人は何もできない、つい働くだけの労働者だというような話ではやはりインドネシアは困るので、インドネシアの企業を育てていくためにはもうやらないんだ、とにかくとてもじゃない大きな企業だ。

しかし、一つの企業の名前になつて、三井だ三菱だという名前になつて、華僑資本ですから、お互いが同族会社みたいになつていて、リーさんがおる、ウーさんがおる、何とかさん、たぐさんおつて、一緒になつてやつておるのはいわゆる華僑資本だと思ふのです。そういうふうな話で、公正取引委員会でも調べたものがあつたら、ちよつとやつてくれないかね。

○塩田政府委員 大変恐縮でございますけれども、華僑資本の実態はどんなふうになつてゐるか、どのぐらいの規模のものがあるかというものは、現在調べた材料を持つておりません。大変恐縮でございます。

○林(義)委員 それではここで私は、時間もありませんから少し話を進めたいと思ふ。公正取引委員会に聞きますけれども、過度の経済力の集中というのを今度は書いてある。一体ここで書いてゐるのは、法律にこう書いてあります。が、この法律を読んだだけではなかなか一般の人にはわからない。グループの規模が極めて大きい、相当数の主要な事業のそれぞれにおいて別々の大きな企業を有する場合とかと書いてあります。この法律、独禁法ですから、国会でいろいろ議論されて、国会の皆さん方の意見が通るような、やはりそれが常識だということだと思ふのです。その常識に基づいて規制をしていかなければなりませんが、規制を国会でやつたからどうだという話ではなくて、その中を取捨選択して、公正取引委員会がガイドラインをつくる。一体、具体的にガイドラインをどういうふうな形で今つくるというふうな考へておるのか、また、その辺をこれからどういうふうなやつていくのか。

商工委員会でも今度、集中討議されるという話

です。各先生方からいろいろな議論を出しても
らって、そして、こういうふうな形でやはり日本
経済を規制すべきだ、いやこは自由にしておく
べきだという議論を積極的にやっていたら、
それで独占禁止法というのにつくっていかなく
てはならない。

きょうはもう官房長官が帰ってしまつた、あと
公正取引委員会がいますけれども、公正取引委員
会が法律の提案権はないのです。だから官房長官
が来て説明しているのですが、中身は、独立した
機関ですから公正取引委員会が独立してやる。だ
から、その独立してやる公正取引委員会に対して
いろいろなことが言えるのは政府だと私は思うの
です。内閣からちよつと独立しているのだけれど
も、国会に対しては、公正取引委員会、当然聞か
なくてはならない、だから国会の権威というの
は、独占禁止法に関する限りは非常に重たいもの
だ、こう私は思っておりますので、ぜひ次の機会
に、委員長、お願いをしておきたいと思いま
すが、公正取引委員会、ちよつとその辺。

○塩田政府委員 今回御審議をお願いしている持
株会社解禁の法律では、事業支配力が過度に集
中することとなる持株会社は禁止をするとい
うこととございまして、事業支配力が過度に集中
することとなる持株会社というのはどういうもの
を言うかというのは、九条五項で具体的にあらわ
そうというところで定義を書いてございしますが、そ
れだけでは必ずしも明確でないという、なかなか
法律では書き切れないところがございます。した
がいまして、そういうところにつきましては、こ
れは今回初めてということではありませんけれど
も、ガイドラインという形でその法律の解釈なり
運用の考えなり、そういうものをお示しをし
て、なるべく法運用の透明性といえますが、そう
いったことに努めていきたいというふうに思つて
おります。

今、林先生から御指摘がございましたように、
ガイドラインをどういう手順でつくるのかという
こと、あるいは国会での御議論、当然参酌するの

だろうということとございしますけれども、私も
といたしましては、御審議いただき、法案が成立
をした段階、なるべく早い時期にガイドラインの
ドラフトといえますが、案をお示しをして、各方
面から御意見を聞きまして最終的に確定をし
たいと思っておりますが、ドラフト、ガイドライ
ンの案を策定する過程におきましても、当然国会
での御審議等を十分参考にさせていただきたいと
思ひますので、よろしく御願い申し上げます。

○武部委員長 ちよつと林委員に申し上げます
が、この委員会におきまして、今理事会で、今後
の委員会審議の日程の中で、参考人招致、それか
らフリーキーキング、さらには最後に政府質疑
と、その中ではもちろん官房長官にもまたおいで
いただく、そういうようなことを協議中でござい
ますので、参考までに各委員に今後の審議の進め
方について申し上げておきたいと思ひます。

○林委員 時間もなんでしょうから、私あえて今
の問題を詰めません。この次の審議の中でもう少
し話を詰められれば詰めてまいりたい、こう思つ
ています。

次に、三つ四つ問題がありますので、それをま
とめて申し上げますので、それぞれのところから
お答えをいただきたい。

まずは労働者の方ですが、実はこの審議をする
に当たりまして、労働問題をどう考えるか、子会
社と親会社ができまして、子会社に労働者は雇わ
れていて、そういったときに、親会社の方が経営
権を持っているならば、労働者が親会社の方に對
して文句を言うことができるのかどうか、こ
れは法律上の問題がありますよという御議論が
あつたのです。

最高裁の判例で、それは当然に応諾義務があ
る、こういうふうな話が出ています。出ていま
すが、それは法律的にどういうふうな考えたらよろ
しいか、どういふふうなことをやったらよろしい
かというふうな議論がありまして、日経連と連合
との間で話し合いをずっと進めてもらいました。
そこで一応の合意に達していますから、私はこの

合意は国会としては尊重してやるべきだろう。恐
らく皆さん方もその点については御賛成だろう。
もしも反対されるなら、その点についても反対だ
というところになつてしまふのだけれども、合意を
つけた、その合意はやはり国会としても尊重して
やらなくてはいいか、政府の方はこの合意につ
いて一体どういふふうな考えをされているのか。

労働法制を要するといふことは、正直言つてな
かなか大変な問題がほかにある。ありますから、
どういふふうな形で、子会社云々ができたときの
労働関係をスムーズな形に持っていくか。やはり
労働関係というのは戦後の民主的な法制の大きな
問題ですから、これは真摯に取り上げていかなく
てはならない問題でもあらう。しかし、独禁法の
中には労働法制を入れるわけにはいかない。これ
は全然別な話ですから、だれが考えてもそういう
ことだろう。この辺についてどういふふうな考え
るか、その辺は労働者からお答えをもらいたい。

それから、あつた法律には、別に定める日ま
では金融関係法律は別にいたします、こういうこ
とで書いてある。この独占禁止法の今度の改正
は、まさに企業経営の多角化を図っていく、そし
て国際的な経営体制をつくっていく、そういうこ
とが一つのねらいでありますから、そういうこ
とを格好の中で、金融関係だけは別にするとい
うことを書いてあります。

これは、書いてありますのは、いろいろと議論
しますと、証券業界の中での議論あるいは保険業
界の中での議論、銀行の中でも信託があり長期信
用銀行あり、いろいろな銀行があつて、それぞれ
のところで別々の規制がある。本当は持株会社
をつくつて、全部同じにやつたらい。特にこの
問題はアメリカの銀行委員会でも、銀行委員長
提案と委員の提案と二つあつて、まだなかなか議
論ができていない。これは国際的な問題です。か
ら、日本の金融持株会社法をつくる、金融関係
法をつくるというのは、国際的にもやはり議論が
出てくる話だと私は思う。日本は特に東京ビッグ
バンをやつて東京で金をいろいろ運用する。日本

には千二百兆の個人資産があるのですから、その
資産をいかにして運用するかというのは、これは
世界も関心を持っているところだと思ふ。アジア
の国だつて関心を持っているところでありま
す。それをどういふふうな形でやっていくのか。い
い東京金融市場をつくつていかなければならな
い、こう思ひますので、私は、そういうものを
含めて、金融持株会社との関係あるいは金融につ
いての規制、今五％規制といふのがありますが、
その規制を一体どういふふうにしてこれからや
っていくのか。今からやりますという話でありま
すからそれを待っていて言うのですが、今どうい
ふふうな形で話が進められているのか。別に法律
で定める日だ、こう書いてありますから、別に法律
で定めなければいつまでもよろしい、いつまで
でもいいなどといふことでは、とてもじゃないが
できない。外為法は来年の四月からもうやろう、
こういうことですから、ほつておいて何もやらな
かつたならば、外為法でじやんじやん外国の資本
が入つてきて日本のせつかくの資産が皆つぶされ
てしまふ、こういうふうな話にもなりかねない
という話ですから、その辺をどういふふうな考
えで今やっているのか。

それからもう一つは、これも聞きたいのです
が、金融会社がほかの会社について株式保有を制
限される。確かに金融会社がいろいろなところを
持つといふことは問題はあると思ふのです。ある
と思ひますが、何でもかんでもほかのところを
持つてはいかぬといふような形でやるのかどう
か、その辺についてどんな規制をかけていくの
か、特に建設業者についての問題を一体どうい
ふふうにやっていくのか、この辺もやはり銀行法と
してのあり方を問われるような話であつて、独禁
法でのルールの話ではないのではないかなと個人
的には思ひますが、その辺、どういふふうな
考えるのかといふことであります。

それから、ちよつと時間がありますが、商法の
問題がある。あるいは税法の問題があります。こ
れは今度企業会計原則を改める、こういうふうな

ことになっていますが、企業会計原則を一体どういうふうに改めるのか、それが一つの大きな方向です。この持ち株会社制度とすぐに結びついて、持ち株会社をやったから必ずやらなければいかぬという話ではないと思うのですが、企業会計原則を国際会計原則にしていこうという事は、そのこと自体としてやはり日本の企業会計の国際化になっていく、企業の国際化に役立つものだ、私はこう思いますので、その辺をどういうふうなことで考えていくのかということ、そのほかに諸制度として、株式会社を設立するときに一体商法上の規定が整備されるのかどうか。お互いの株を持ち合ったりなんかするときは商法上の手続がいろいろかかる、株式交換によって会社分割をするというのが商法上どういうことになるのか、その辺の検討。

さらには、グループ経営に対応して、株主とか債権者の利害調整をどうしていくのか。商法の規定というのは株主保護であるし債権者保護なんです。それから、その規定と一体――先ほど申しました持ち株会社というふうな話で労働者のところの問題があるように、同時に債権者に対する問題も出てくると思うのです。その辺についての検討をしてもらわなければならぬ。単にこの独禁法をやっただけで日本の経済がさあっと国際化、自由化されていくとは思っていません。そういうった商法上の関係もいろいろとこれから検討していかなければならない。この国会にすぐ出せなどということも私は言いませんけれども、私はそういうったことを虚心に考えて国際化の時代になるような企業体制をつくっていくことが必要だと思えます。

そういうったことと関連して、これも最後になりますけれども、税制の問題。分社化をしたときに一体譲渡課税をどうするかというふうな問題、それから分社化をしたときの連結納税制度をどういうふうにするのか。これまたそのこと自体で大問題だと私は思いますし、すぐにどうだということになりませんけれども、国際的にはこれは広く認められている制度であります。アメリカでもそ

ういった制度がありました。ヨーロッパでもあ

特に、日本の企業が今度アメリカやヨーロッパに進出して向こうで会社をつくる。その会社をつくったときに、今度向こうに税金を納めるのかね、こっちで税金を納めるのかね、親会社が税金を納める、連結納税を親会社がやります、しかし税金だけアメリカで払いますよというのはい体どういうことだねというふうな話にもなってくるのだらう。こう思いますから、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

うことにしておりますが、その検討課題の一つとして、現在活発な議論が行われております。各審議会ともうそれぞれ複数の回数この議論をいたしてきております。

したがって、六月をめどに、与党のこの三党の合意でも示されておりました預金者、保険契約者、投資者の保護といったような観点あるいは金融機関の経営の健全性といったような観点、こ

ういった点を含めまして、新しく導入されますこの持ち株会社について、どんなあり方でどんな金融上の考え方を適用していったらいいかというこ

とで鋭意検討しております。三党でお示しいただきましたように、独禁法の施行に間に合わせ国会に提出するように作業する、こういった基本線で

現在作業を進めております。

それから、持ち株会社ができました場合に、この形態を使つての建設業というお話がございま

したが、ほかの業態への進出に関する考え方ですが、この部分も、実は銀行の経営の健全性ですとか預金者の保護ですとかいう観点からの重要な検

討項目の一つでございまして、現在金融制度調査会におきます持ち株会社の検討の重要項目の一つとして、実はけさ十時から金融制度調査会やっ

ておりますけれども、そこでこの問題も議論をする予定にいたしております。

いずれにしても、同じスケジュールのもとで、あわせてこれを検討してまいります。預金者の保護あるいは外国における制度がどんなふう

になっているか、こころを参考にこれから結論を導いていきたいと考えております。

○大西説明員 企業会計の整備についてのお尋ねでございませう。最近経済社会環境は変化してござい

ますし、それからグローバル化も進んでございませう。特に金融、証券市場はグローバル化いたして

おりますが、その中で、企業のディスクロージャーの透明性を維持するというこのために、御指摘のように、国際的な動向を踏まえながら、

会計処理基準について一層の整備が必要となるといふように考えております。

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

そこで、企業会計審議会におきまして、現在整備を図るべき課題として、先ほど御指摘のありました連結財務諸表制度のほか、金融商品、企業年金などに係ります会計基準の検討を鋭意進めて

おります。

連結財務諸表制度についてお話しいたしますと、この見直しは、連結ベースのディスクロージャーの充実と連結手続の抜本的見直しを内容とするものでございまして、去る二月七日に、連結財務諸表制度の見直しに関する意見書、公開草案と呼んでおりますが、案を取りまとめて、公表されております。

この見直しは、目標といたしますものは、投資家が企業集団、グループの抱えるリスクとリターンを的確に判断するために、連結情報に対する

ニーズが高まっているということ、それから、企業の方でも連結経営を重視する傾向が強まってきた

ていることを背景といたしてございまして、従来は個別の財務諸表を中心としたディスクロージャーでございまして、それから連結情報を中心とした

ディスクロージャーに転換しようというものでございまして、今後であります。公開草案に対しては六月をめどに取りまとめを行う予定でございま

す。

なお、それ以外の企業会計審議会の金融商品ほかの検討課題につきましても現在鋭意検討が行われております。また、まとめたものから順次意見を公表していくこととしていまして、ございませう。

以上でございませう。

○伏見説明員 御指摘がございました税制に関連する部分でございませうが、そもそもの税制が適用されま

す企業経営の実態、その動き、あるいはまた、御指摘がございましたような商法や企業会計の動き、そういうたさまざまな関連したものと

の連動がある非常に複雑な問題であらうかと思っております。また、税制自体としましては実務的な十分掘り下げた研究が必要だ

らうと思っております。

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

いだろうとは思いますが、そういうったような点など、やはり整備を図っていかなければならない問題がある。これもできるだけ早くやっただ方がい

が、いずれにしても、そういった幅広い観点から十分な御議論をいただく必要があると思っておりますので、引き続き、十分な研究をしてまいりたいと思っております。

○柳田政府委員 お答え申し上げます。

持ち株会社は商法上はいわゆる親会社に相当するものでございまして、委員からも御指摘ございましたように、親子会社というのは、現在かなり一般的な存在になっております。この親子会社の存在によりまして、商法上、特段の弊害を生じていないというふうに認識しておりますのでございまして、持ち株会社が解禁されても、商法上、新たな問題が発生するものではないと考えているところでございます。したがって、当然に商法上の手当てが必要になるというふうには考えていないところでございます。

委員からは、今後の商法の規律のあり方について重要な御指摘をいただいたわけでございまして、委員から御指摘ございましたように、企業の国際化、あるいは企業の行動のあり方の変化というものに応じまして、必要な法整備を行うということは重要な事柄であると認識しておりますので、今後とも、時代の進展に応じまして適切に対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○林(義)委員 もう時間も参ったようですからこれで終わりますが、私は、ここで活発な議論を当委員会としてぜひやっていただきたい、これを心から期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○武部委員長 次に、西川太一郎君。

○西川(太)委員 新進党の西川でございます。

ただいまは、政界の大先輩であられる林先生から、与党取りまわりのお立場での御質疑、もう既に準備の段階でいろいろ議論を活発になされた上での御質疑ですから、大変だったろうと拝察いたしますが、大変参考にさせていただきます。これから、私は野党でございまして、この三党合意についてはつまびらかに承知をしていない

立場として、いろいろお尋ねをしたいと思えます。

我が党は、本会議において、つるしが解けた段階で、古賀正造代議士によって、世界は、冷戦構造の終結による市場経済の普遍化、アジア諸国等の急速な台頭に伴い、いわゆるメガコンペティションの時代に入った、こういう中で我が国の経済情勢に目を向けると、財政部門の大きな赤字、長い不況、企業の雇用や産業の空洞化が懸念されるという現状——こういう中で、この商工委員会も、いろいろな法案について武部委員長を中心に真摯に議論をし、幾つかの手だてを講じてきたわけでありまして、そういう中で、持ち株会社、憲法九条と独禁法九条、ともにこれは戦後のある時期まで機能したけれども云々というふうな議論もあり、今ここに持ち株会社解禁について議論をする機会をいただいたわけであります。

私は、質問の順序をちょっと変えて、御多忙の中御出席をいただきました官房副長官に先にお尋ねをしたいと思うのでございまして、と申しますのは、政府を代表される政治家として御答弁をいただかなければならない、根拠委員長にお尋ねするよりも、官房副長官にそういうお立場でお尋ねした方がいいであろうというふうに考えまして、一点、まずお尋ねするわけでございまして、

実は私、ささやかな経験を持つておりますが、規制緩和に関する特別委員会の野党側の筆頭理事でございまして、持ち株会社の解禁について当時の山口鶴男総務庁長官にお尋ねをいたしました。議事録を御参照いただければおわかりいただけるのでございすけれども、極めて否定的なトーンで答弁が返ってまいりました。旬日を経ずして、この商工委員会における理事として、当時の橋本通産大臣に同じ問題をお尋ねしたところ、極めて積極的な御答弁をいただきました。委員と同じ考えだというぐらゐの私に対する御答弁をいただきました。私は再び規制緩和の特別委員会、山口総務庁長官に、主要閣僚において、この戦後の最大の経済界における問題と言われる大事

な問題で内閣の見解が不統一というのはいかかなものかということをお尋ねしたのでございまして。

そういう経験を踏まえて官房副長官にお尋ねをいたすわけでございしますが、当時、官房副長官は文部大臣で、閣僚であられたと記憶をいたしますが、違いましたか。まあ、それはいずれとして、何でこんなに急に解禁に傾いたのか。

例えば、第四章研究会なる公正取引委員会の中聞報告は、必ずしもこの持ち株会社を解禁することに積極的な賛成をしていない、私はそう思う。したがって、与党三党の間の話し合い、これによって政治的に極めて大きな圧力が公正取引委員会にかかって、そして、その結果公正取引委員会が方向を転換した、こういうふうな思わざるを得ないのでございしますが、この間のいきさつを、公正取引委員会に伺うのではなくて、ぜひ官房副長官にお尋ねをしたい。つまり、今回の法案がまとまるに至った経緯を、率直に、政治家を代表して、与党、政府を代表して、ひとつ御答弁をいただきたい、こんなふうに思うわけであります。

○与謝野政府委員 まず、正確に、大体物事がどういうふうに進んできたかということをお尋ねいたします。

これは、先生御存じのように、平成七年三月に閣議決定されました規制緩和推進計画におきまして、持ち株会社問題を検討を開始し、三年以内に結論を得る、こうされました。平成七年十一月から、公正取引委員会が独占禁止法第四章改正問題研究会が開催されて、十二月に、持ち株会社禁止制度については、事業支配力の過剰の集中の防止という独占禁止法第一条の目的規定を踏まえ、これに反しない範囲で見直すことが妥当である旨の研究報告が公表されました。

平成八年二月からは、与党において独占禁止法改正問題プロジェクトチームが設置され、多数の関係団体等からヒアリングを行う等して精力的に検討が行われましたが、主として労働問題及び持ち株会社解禁の範囲について与党内の意見の一致を見るに至らず、前通常国会における法案提出は

見送られました。

平成八年十二月に閣議決定された経済構造の改革と創造のためのプログラムにおいて、持ち株会社規制について、事業支配力の過剰の集中を防止するという独占禁止法の目的を踏まえて持ち株会社を解禁することとし、独占禁止法の一部改正法案を次期通常国会に提出することとされました。

平成九年一月から与党独禁法協議会が開催され、持ち株会社問題について公正取引委員会の改正案を踏まえて再度検討が行われ、同協議会で十一回にわたり検討を行い、二月二十五日、持ち株会社を解禁することとし、「解禁に際し、事業支配力の過剰の集中を招く持ち株会社は排除されなければならない。」等とする与党三党の合意がまとめられました。

ここでこういう御説明を申し上げましたが、与党の独禁法プロジェクトチームで主として議論されましたことは、労使の関係をどうするかというところでございまして、持ち株会社をつくって、そこにはいざば子会社ができて、子会社の中の労使関係と持ち株会社の経営陣との関係をどうするかというところが随分議論をされましたが、これは、理屈の上でやはり持ち株会社がいわゆる子会社の労使関係に入っていくというところはどうかという意見が支配的であつたと私は思っております。

それからもう一つは、いわば古い考え方の財閥復活につながるのではないか、あるいは金融資本がいたずらにあらゆる産業資本を支配するのではないかと懸念の声もございまして、昨年十月に行われた衆議院選挙までは与党三党の考え方はまとまらなかったわけでございまして。しかし、衆議院選挙が終わりました。独禁法を改正して日本の経済にとっていろいろな経営形態がとれるという選択肢を広げる、こういうことに関して与党三党が合致し、政府もまた、政府・与党一体として今回の法案を出すに至ったということで、全体としては行ったり来たりという部分はございましてけれども、結論は、大いなる議論をし、いろいろな方の御意見を伺った上で本改正案

に至った、その経緯は西川議員も十分御理解を
 していただけるのではないかと思っております。
 ○西川(本)委員長 どうぞ、もう結構ですから。
 いずれ、委員長のお計らいでフリートリーキング
 もこの委員会に設定をしていただいております。
 そういう機会に与党や社民党の関係議員にもお尋
 ねをする機会があるかと思っておりますから、きょう
 はこの程度にとどめておきたいと思っております。

私はこのように経済環境のもとで、喫緊の課題
 であるこの重要な問題がもっと早期に、我が古賀
 代議士の代表質問にもございましたとおり、運
 に失したのではないかと意見は、必ずしも野
 党である私だけでなく、財界からも出され
 ています。基本的な考え方をたがえている連立与
 党の中で、これが今官房副長官の御説明にありま
 した十一回の会議以前に実は四十回も検討を重ね
 られて、何も生産的な議論がなされていなかった
 ということを私どもは漏れ聞いているわけであり
 まして、こういうところに無理があったような気
 もいたしますが、それは私の感想であって、答弁
 は要りません。

そこで、次に、基本的にこの法案に賛成をする
 姿勢を私は初めに明らかにしておきたいと思いま
 すが、その立場でお尋ねをさせていただきます。
 さはさりながら、野党でありますから厳しいこと
 も申し上げることはお断りしておきます。

まず、私は、あきれたことが幾つもあります
 が、例えば公正取引委員会の元委員長であられま
 した、ある銀行の会長になられている方は、

持株会社を禁じた独禁法九条は、戦後の日本
 経済をつくったニューデューラーたちの忘れ物
 だ。公正取引委員会の委員長だったところは、ど
 うしてこの規定が残っているのかと疑問に
 思っています。

腹立たしいのは、公取が九条を金科玉条のよ
 うに守っていることだ。独禁法の精神である
 「経済力の集中排除」と持株会社が直接つな
 がることは考えられない。

持株会社を認めて弊害は何もないだろう。む

しろ、小さな新興企業グループのことを考えれ
 ばせざるべきだ。

こうしたメリットをよく知る産業界から解禁
 論がなかなか出ないのは、マスコミの批判を恐
 れているからだ。解禁を唱えようと、「戦前に戻
 るのか」と言われる。

これは日経ビジネスの一九九四年五月三十日号に
 載っている発言であります。

これについて根拠委員長の感想を求めるとい
 うことをしませんが、私は通告していませんから。そ
 れは、私のところに質問取りに見えた公取の幹部
 にはつきり申し上げてあります。私はインチキは
 いたしません。

しかし、こういう人が委員長にいたというこ
 と、これはすごく大事なことです。何でその公
 取が、四章研究会の中間報告で消極的であった
 それが何で変わったか。一説によると、これはい
 おゆる俗説でありますけれども、公取の事務総局
 制、これをから取らんがための妥協だ、こういう
 意地悪なことを言う人もいますけれども、私はそ
 うは思いません。

ついでに言う、私は、全省庁を全部廃止して
 公取型省庁だけを日本の行政としてつくり出し
 て、自由にさせていく、悪いことをしたり国民に
 被害を与えたりするものを厳しく取り締ま
 る、それぐらいの規制の撤廃、これをやるべきだ
 という持論でありますから、公取には好意を感じ
 ている一員でありますから、決して意地悪なこと
 を申し上げるつもりはありません。

さあそこで、第四章研究会の中間報告は公的な
 文書でありますから、公取がそこでどう言ってい
 るかというのを今一々申し上げるのとではない
 けれども、ちょっと言わないとすまいから言いま
 すが、公取はそこでこう言っているのでありま
 す。持株会社は他の会社の事業活動を支配する
 という本質から、強力な企業集団や企業系列を形
 成しやすいと考えられ、持株会社を容認した場
 合には、株式保有を通じた企業間関係がより強固
 なものになり市場メカニズムの機能が妨げられる

おそれがある。こういうふう述べている。だか
 ら、事業支配力の過度の集中の防止を目的とする
 現行の規制の枠組みは基本的には維持していか
 なければいけない、これがこれを発表された当時
 の、これはまあ平成七年の十二月ですが、中間報
 告は平成七年ですから、わずかに少し前のこと。
 それが何で、部分解禁とはいえないというこ
 とに踏み切ったのか。これは、非常に公正取引委員会
 を信頼し、公正取引委員会の機能をふやして、強
 大にしてやるべきだという論者である私からすれ
 ば、信頼の基本が崩れると言った大げさになるけ
 れども、この間まで反対だと言っていたのが急に
 賛成だ、こういうふうになるということは、これ
 はどういふことなのか、こういうふう思うわ
 けですね。

そこで、今度の法律改正を公取は能動的に、積
 極的にこれをやられたのか。それとも、与党三党
 の力に押し切られて、または財界いろいろな力
 に押し切られて、またはそれを考慮してこういうふう
 消極的に仕方がないという形でやろうとしている
 のか。そこを公正取引委員会にお尋ねをしたいの
 でございます。

○根拠政府委員 私は昨年八月に任命された者で
 ございますので、それ以前のことについては、あ
 るいは伝聞に基づく判断になるわけでございま
 すが、それをお許しただくという前提で申し上げ
 ますけれども、平成七年の十二月に四章研究会か
 ら中間報告をちょうだいしました。

おっしゃる通りに、中間報告では四つの類型を
 挙げて、持株会社を解禁すべきでないかという
 意見でございました。もちろん、この研究会とい
 うのは、研究会の性格でございまして、審議会の
 ようなものではなくて、いろいろの先生方あるい
 は有識者に研究をお願いしておるわけでございま
 す。

その結果、そういう意見がまとまったというこ
 とでございまして、また、その研究会の内容も、
 四つの類型に限るということではなくて、四つの
 類型は一つの例示ということ、やはり持株株会

社制度を解禁した方がいんじゃないかという御
 意見だというふうにも私も受け取っているわけ
 でございます。もちろん、この研究会の意見で公
 正取引委員会の意見を決めるというわけではござ
 いませんで、いろいろの方の意見を聞く、そうい
 う機会をちょうだいして、またいろいろの国会関
 係の方の御意見を聞くということでございます。
 といいますのは、御承知のように、こういう法
 案は内閣から提出されるわけでございまして、
 各行政官庁の御意見もございまして、また国会の
 方の御意見もございまして、そういうふうないろ
 ろの御意見をちょうだいした上で、私もなにより
 こういう案がどうだろうかということ、昨年、
 与党プロジェクトチームに素案みたいなものを提
 示しまして、御検討をお願いした。非常に精力的
 に御検討いただいたのでございまして、残念な
 がら、結論が出ないということで、そのまま見送り
 になっていたわけでございまして。

ことしになって、さらにまた今度は与党協議
 会、独禁法協議会といいますが、そこでも御意見
 をいただき、またいろいろの国会議員の方の御意
 見もちょうだいして、こういう成果を得たわけで
 ございまして、決して私どもが嫌々この法案をつ
 くったというわけではございません。

公正取引委員会でも、委員も、また職員もいろ
 いろ意見がございまして。これは、ゼロから百まで
 の意見があるわけでございまして、その意見が集
 約されたといいますが、その意見の中で多数決と
 いいますか、そういうところでこの法案を作成し
 たようなわけでございまして。

時代というのはだんだん変化しまして、規制緩
 和ということになりますし、こういう独禁法の精
 神も国民に定着してまいりますと、持株会社禁
 止というのはやはり余り心配し過ぎです。要する
 に、杞憂の部分が多いんじゃないか、こういう御
 批判がございまして、杞憂の部分を取り捨ててこ
 の法案を作成するという立場でやったわけでござ
 いますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○西川(本)委員 根来委員長は、昨年の八月以前のことについては伝聞でしか御承知がない、こういうことですから、私はもう少しこの点について、当時のことを詳しく御存じの方に補足をしてもらいたい、こう思うんです。

と申しますのは、どなたがとか言いませんけれども、私がさつき冒頭官房副長官に御質問を申し上げた際に、ささやかな経験と申しましたが、その当時、日本経済新聞に二回にわたって公正取引委員会の有力な持ち株会社解禁論者、イデオログ的な立場の方が消極的な論文を書かれたんです。それは私は、日経新聞の読者、つまり広く国民に、公正取引委員会は持ち株会社の解禁はやらぬぞ、世間はいろいろ言って不透明だけれども、やらない方向だぞということをおっしゃったんだらうというふうに読みました。議会で質問すれば、総務庁長官は消極的である、ひとり現総理の橋本通産大臣は積極的である。

これはついこの間のことですから、もうずっと前のことなら、それは今の根来委員長のお話のとおり変化はあったらうということは理解できるけれども、ついこの間のことですから、私は随分御苦勞さなごことだ、こういうふうに思うわけです。

公正取引委員会はどうしてそんなふうに変わったのと人に聞かれたときに、私も国会議員として、いや、実はこうなんだよと公正取引委員会の立場に立つて説明ができるように、ひとつ答弁をさせていただきます。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。

九条におきまして、現在全面的に持ち株会社の設立、転化を禁止しておりますが、この規制のあり方については従来からいろいろ御議論があることは、先生御指摘のとおりでございます。公取の中でも、表に出したという形ではありまじせんけれども、いろいろな考え方を持った職員といえますか、人がおるといことも当然事実でございます。

私どもとして、この持ち株会社問題を取り上げ

てきちんと検討しようという作業を始めたのは、平成七年の三月の規制緩和推進計画という閣議決定の中で、持ち株会社の規制の問題につきまして、事業支配力の過度の集中を防止するという趣旨を踏まえて、系列、企業集団等の問題に留意し、我が国市場をより開放的なものとし、その他というようにことで、検討を開始せよ、そういう閣議決定がございました。

それを受けて、私どもとしては、関係の方面といえますが、主として民間企業あるいは経済団体、経済官庁、そういったところから御意見を聞いたり、それから、先ほど先生御指摘のような四章問題研究会というところ各界の有識者に御参加をいただきまして、四章問題全般ということでも、まず持ち株会社問題について鋭意検討していただきまして、先ほど委員長が御答弁申し上げましたように、持ち株会社禁止制度というのは、過度集中を禁止する、防止するといふ第一の条のあれから出てきているので、それに反しない範囲で解禁をする、具体的に、その目的に反しないものとして四つの類型がある、そういったような趣旨の結論といえますか、報告書をいただいたところでございます。

したがって、こういった検討の過程でいろいろな議論、意見というのは当然あり得ることだろうと思えます。ただ、私どもとして、政府部内といえますか、政府全体としてこういう法案を提出させていただくに当たりまして、政府部内、関係方面、それから与党の先生方のしかるべき場におきまして御検討いただきまして、今回法案を出すということになったわけでございます。

○西川(本)委員 私は、先ほどの官房副長官の答弁、それから今の局長の答弁を伺っていて、どう

しても一つ聞きたくないことがあります。それは、いわゆる規制緩和の小委員会、そこからまずきかけができた、こういうことですけれども、公正取引委員会という役所の性質上、そうした政府内部の提言によってこういう、あなたの方にとつてはもう憲法にも等しいこの大切なものを

見直すという動機を、よそからきつかけをつけてもらってやるという姿勢は正しいんでしょうか。私は、そのことについて、もっと自発的にそういうものがあってほしい。

なぜかという、さつきからしつこく何度も公正取引委員会における積極派、消極派というか、政府部内におけるそういうものについて言及しているゆえんのもの、これは触れられるガイドラインの問題等について、失礼な言い方ですが、極めて恣意的なというか、まだ客観基準が定まっていな、そういうものをガイドラインでなさっている、事前相談等についてもいろいろなさっている、こういう運用上の問題に、貴委員会のきちとしたお立場というものが確立されないと微妙な影響が出るんじゃないか、そこをどう私に心配するから何度もお尋ねしているの、これは基本的な命題ですからお尋ねしてもよろうと思えますので、お願いいたします。

○根来政府委員 ただいま第一点目でございますが、私どもは独立委員会という位置づけでございますけれども、もちろんそれは唯我独尊なりに陥るということ、これは厳に戒めなければならぬこと、これは先ほど申しましたように、国会の御意見なり政府部内の御意見を十分拝聴いたしまして、我々が競争法の立場から申しまして当然すべきこと、ということになれば、当然モーションを起こすということにならうかと思えます。もちろん、我々も日々研さんに努めまして、自発的にそういうモーションを起こすということは当然要請されることだと思えますけれども、ある意味では多少、こういう持ち株会社の解禁という、五十年間鎖国であったわけでございますから、こういう清水の舞台から飛びおりるようなことはなかなか部内では難しい、一つのきつかけを与えていただければ、こういうことに相なるの、こういうふうに思っております。

二つ目の御意見でございますが、これも先ほど申しましたように、また林委員からもお尋ねがあり

りましたように、こういうガイドラインを定めるにつきまして、我々だけの論理で定めるのではなくて、国会方面の御意見、政府部内の御意見、あるいは事業者、あるいは事業者団体の御意見を十分拝聴して、客観性をなるべく保持するように、あるいは大方の御同意を得られるようなガイドラインをつくりたい、こういうふうに思っておりますので、この上とも御指導をお願いしたい、こういうふうに思っております。よろしくお願ひします。

○西川(本)委員 そこで、きようは通産省から渡辺産政局長に御出席をいただいておりますからお尋ねいたしますが、通産省は、企業法制研究会という研究会を私的な局長の諮問機関としてお持ちになつて、そこからの報告は「企業組織の新潮流」という、そういうものになつて出されておりますが、これを拝見すると、非常に積極的を持ち株会社の解禁を競争政策上も訴えておられる。こういうお立場からして今回の、全面解禁ではない、部分解禁、そして特に、後ほど大蔵省にお尋ねをいたしますが、金融持ち株会社については今回は先送りされた、こういう着地点については局長としてはどう考えておられるか。これは失礼ながら通告していません、今のやりとりの中から思いついた質問でございます、失礼ですが、もしよろしければお答えをいただきたいのであります。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘ございましたように、私ども平成七年の二月に、企業法制研究会という報告書を、勉強成果を報告させていただいたわけでございます。

基本的な考え方は、経済のグローバル化の進展と国際競争の激化、そういった中で我が国企業をめぐる環境というのは激変いたしております。その中で、我が国企業が持つております資本とか人材とか、そういった経営資源を最適配分することが重要であつて、実態的にもそういう世の中に諸外国ともなつてきておるのじゃないか。そういう

我が国を取り巻く経済環境を直視いたしまして、
そういう視点から、その重要性に基づいて研究会
報告を出したわけでございます。

したがって、そのときからの考え方は終始一貫
いたしておりました。規制緩和計画の中にも盛り
込んでいただきましたし、また、専門家でありま
す公正取引委員会の方にも私どもの意見をお伝え
し、よく御検討いただき、また御意見も伺った。
こういうのが経緯でございます。昨年は、残念な
ことでございましたが、成就するに至りませんでした
したけれども、その後ずっと同じ意見交換を続け
て、我々も研究を続けてまいりました結果が今回
の結論でございます。

ただ、私どもも専門家であります公正取引委員
会の事務局というお話をして議論をする過程
において、当然のことながら、財閥の復活につな
がる、形式的にはつながり得るようないわゆる事
業支配力が過度に集中するようなケース、これは
三つのケースに今回分類いたしておりますけれど
も、そういうたようなものが起これば、それは確
かに一つの問題が出てくるであろうという点にお
きましては私どもも全く意見を一にいたしておりま
して、そういう考え方に基きまして、しかし、
そういう経済力の、事業支配力の過度の集中とい
うものがない形において、今回の法改正において
我が国の企業の企業経営の選択の自由度というの
は飛躍的に高まるのではないかと、これによってメ
ガコンペティションに十分対応できることになる
のではないかと、こういうふうな考えた次第でござ
います。

また、金融問題につきましては、これは専門家
であります大蔵省の方で、まさに金融の観点から
今専門的な御議論が行われております。当然のこと
ながら、この法律が施行される時点で平仄を合
わせて、ぜひそちらの結論を出して一体として運
営していく、これが理想である、こういう立場を
とった次第でございます。

○西川(太)委員 形式的という言葉を使われたか
らいのですけれども、財閥の復活につながるかと

いうのはちよつと違つて私は思います。過度な集
中を排除するというに受けとめますけれども

そこで、局長に続けて伺いたいのですが、この
報告書は、先ほど林委員からも御質疑がありまし
たが、いわゆるカンパニー制であるとか事業部制
であるとか、こういうものをいろいろな類型の持
ち株会社にすることによって、いわゆるデシジョ
ンメーキングに専念できる親会社、または人事管
理やいろいろな人事考課、組織、こういうものを
それぞれの子会社の空気に合わせてつくることが
できる。いろいろなメリットがあることは承知を
しておりますが、一方、ある学者はその著作の中
で、実際にいろいろな企業に問い合わせをしたと
ころ、どうもこれが解禁になつても使う気はない
というものがほとんどである。大企業はバブル崩壊
後の自社の資産の目減り、こういうことによつ
て、株の保有の、いわゆる九条の二ですか、これ
がある限りなかなかできないとか、いろいろな理
由があつて、これはぜひ解禁してもらいたいし使
いたい、しかしほとんどどの企業が、これが解禁さ
れてもやる気はないよ、こういう答えを出してい
るという情報に接しますと、ちよつと何か水をか
けられたような気になるのですが、具体的な調査
物で、いや、そうじゃないんだ、あなたの目には
触れなかったけれども、こういう結果があるんだ
よという、何かこう消極的に産業界、経済界が期
待をしている、こういうようなものがありましたら
教えてくださいたいなと思うのですが。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。
先生御案内のように、戦後五十年間、純粹持ち
株会社というのは実は全くなかつたわけでござい
まして、そういう意味では、現実に今企業経営を
営んでいる経営者が直ちにそれを利用してどうこ
うというのが、直ちに次々に具体的案が出てく
る、こういう事態にならないというのが恐らく今御指
摘のあった点だろうと思つた。

ただ、私ども、各業種のトップの方々という
お話しいたしております、既に親会社とか

事業部制とかいったような、そういうまさに事業
持ち株会社があつたわけでございまして、それが
今から起こり得るあらゆる事象に対して自由な選
択のもとに企業経営していく場合に、ある一定の
ところから、事業持ち株会社から先のところは一
切手を縛られておる、こういう発想でなくて、自
由にその延長線上で物を考えられるというところ
からは今まで全くなかつたところで、そこで、これ
からの知恵の出しようはいかようにもあると思ひ
ますというのが相当数はね返つてまいります。現
に、幾つかの企業では、専門的なチームをつくり
まして検討しておる、こういうたようなところも
ございます。

そういうことでございまして、今手元に幾つか
データ用意しておりますけれども、既に分社化
を行うことによつて持ち株会社を検討しておる
といったような、そういったアンケートのかなり高
い数字も出ております。手元に持ち合わせており
ませんで恐縮でございますが、ということ、私
は、まず自由な発想のもとにこれからいろいろな
リストアップ計画あるいは事業展開、そういうもの
を考へる過程で着実に本件は根づいていくもの、こ
のように考へておる次第でございます。

○西川(太)委員 そこで、次に公取に伺いま
す。この持ち株会社を部分とはいえ解禁した場合
に、系列の問題がより強化されてしまうのではな
いか。これはアメリカなどでは、系列というの
もうそれ自体、英語に直さないでケールという
ローマ字で通用している時代でございますから、
非常にこの日本の系列については批判的に見てい
る。日米構造協議の段階でもそれについてはい
ろいろと論議を受けたわけであります。これを促
進するんじゃないかという心配がありますけれど
も、これについては公取はどういうふうにお考え
でしょうか。

○根来政府委員 ただいま御指摘の点が、まさに
持ち株会社解禁の場合の一つの心配でございます。
しかしながら、今回の改正法案におきまして、

お手元にございますように、持ち株会社グループ
が「相互に関連性のある相当数の事業分野にお
いてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、
国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な
競争の促進の妨げとなる」場合には、事業支配力
が過度に集中となるものとして禁止される
こととなります。これは、このような持ち株会社
のもとで系列取引が行われて、市場の閉鎖性が高
まり、市場メカニズムがゆがめられることを防止
することを念頭に置きまして規定したものでござ
います。

さらに、公正取引委員会といたしましては、系
列取引が不正取引方法等、独占禁止法上違法な
行為を伴う場合には、これに対して厳正に対処し
てきたところでございます。また今後そういう
姿勢で行うわけでございます。また我が国の流
通・取引慣行について、我が国市場を国際的によ
り開放的なものとする等の観点から、事業者等の
どのような行為が独占禁止法違反となるかを明確
にするために、平成三年七月に流通・取引慣行ガ
イドラインを作成して、公表したところでござい
ますので、これによつて事業者はいわゆる賢い事
業活動を展開していただくということを期待しま
すし、またその違反に対しましては、我々は、独
占禁止法に違反するということになりましたれば、
厳正に対処するという姿勢でございます。

○西川(太)委員 今回の法案では、事業支配力が
過度に集中することとなる持ち株会社を禁止する
ことにしているわけでありまして、その内
容は法案だけでは私にはちよつとわかりにくい。
そこで、禁止される株式会社の三つの類型のう
ち、第一類型の企業グループの規模が大きいとは
どの程度のものかを考へているのか、その根拠をお
尋ねするわけであります。

と申しますのは、今度のこの法律のいろいろな
説明の中で、相当程度とかそういう、先ほど私は
恣意的というふうに申し上げたけれども、客観的
な、科学的な、または計測可能な、そういう根拠
というものが、そういう要素が多分に含ま

れているという気がいたすわけですが、いわゆるガイドライン、それについてお尋ねをさせていただきます。

例えば「相当数の事業分野にわたって著しく大きい」、これは日本語としてはわかりやすいけれども、じゃ実際にはどれぐらいのところをどういう根拠で「相当数」といい「著しく」というのか。それから、グループ企業が相互に関連性あるときに「相当数の事業分野」、その「相当数の事業分野」というのはどういうことで「有力な地位を占めている」というのはどういうことなのかということがはつきりしないと、このガイドラインが説得力を持たないのじゃないかなという心配をしますが、それを御説明をお願いしたいのであります。

（委員長退席、中山（成）委員長代理着席）

○塩田政府委員 今回の改正法案におきまして、事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社の設立等を禁止することと、事業支配力が過度に集中することという構成要件につきまして、今先生御指摘のように、法律に定義規定を置いてあるわけでありすけれども、法律上の概念や用語にはおのずから限界がございますので、規定ぶりが若干抽象的にならざるを得ないという面がございます。

そういうことで、私もいたしましては、そういう法定化し切れない部分や解釈に幅のあり得る事項につきましては、改正法の施行日までにガイドラインという形で解釈の基準をお示しをして、運用の透明性といえますが、そういうことを図っていききたいということでございます。これは、ガイドラインというのは、申すまでもありませんけれども、私も公正取引委員会が法律の規定を離れて禁止対象の枠を設定するというものではありませんが、むしろ法律の規定を客観的かつ明確に説明しようというものでございます。

ガイドライン作成の手順といたしましては、法案の御審議が進んだところでドラフトを示す、その過程で、もちろんそのドラフトの中には、国会

における御審議等での御意見も当然参考にさせていただくということでありまして、ドラフトを示して、さらに各方面から御意見をいただいて、最終的に法律の施行日までに確定をしたいというふうに考えております。

具体的に幾つかお尋ねがございましたので、若干申し上げたいと思いますが、第一の企業グループの規模が大きいということについてでございますけれども、現在いわゆる六大企業集団と言われているものがございまして、そういった六大企業集団の中で一番小さい規模の企業グループの金融業を除くメンバー企業の総資産額を勘案しまして、全体の合計、そういうものを勘案いたしまして、持ち株会社による企業グループの総資産額の合計が十五兆円程度を超えるものというようにしてはどうかというふうに考えているところでございます。

それから、有力な事業者というのはどういうことなのかという、例えばそういうことでございまして、例えば現時点では、シェアが一〇％以上あるいはシェアが上位三位以内というようなことをガイドラインの中でお示ししたい、してはどうかというふうに考えておりますが、それはドラフトを作成し、その後最終的には確定するということになるだろうと思っております。

以上でございます。

○西川（太）委員 ところで、ただいまの御答弁は、この質問をした後にまたちよつとお尋ねを追いかけていたのですが、金融持ち株会社は解禁の見通しはどういうことでございましょうか。

○塩田政府委員 金融会社を子会社とする持ち株会社、これは金融持ち株会社と言っておりますけれども、これについての解禁の考え方といえますか、これは二つございまして、考え方が二つございますか、ハードルが二つあると言った方がいいのかもしませんが、独占禁止法上金融持ち株会社をどの範囲で解禁するかという問題が一つ、それから、独禁法上問題のないものはすぐに解禁してしまつていいのかという話で、これはむしろ競

争政策以外の観点から、主として金融政策という観点から金融持ち株会社に対する法的手当てが必要かどうか、この二つがあるわけでございまして、私も、第一番目の方の、競争政策上金融持ち株会社を解禁すべきかどうかということにつきましては、他の一般の持ち株会社、つまり金融会社を子会社には持たない持ち株会社と同様に、事業支配力が過度に集中することとなるものは禁止としない、そういう整理をしたいと考えております。

それから、金融政策上、金融持ち株会社について、例えば、先ほども御答弁がございましたように、預金者保護等の関係から何らかの規制をする必要があるというふうなことでございまして、今回お出ししております改正法案におきましては、金融持ち株会社の関係につきましては、別に法律で定める日まで禁止をするという書き方になっておりますが、その意図するところは、金融関係の面から必要な手当てが行われれば当然そのときは法改正が必要でございまして、それと同時に独禁法上の附則百六条で禁止しておりますものも解禁をするといえますが、二つ目のハードルを外すというのを考えております。

○西川（太）委員 私はいつごろ聞いたのだけでも、それはちよつといいです。

そこで、そうすると、もし金融持ち株会社が解禁になったときには、当初、二十一兆であった住友グループに合せて十五兆にしようとか、三千億はもととは五兆の案だとかいうことを漏れ聞いているのですけれども、特にその十五兆の問題は、当然金融持ち株会社ができた改めざるを得ないと素人考えで思っているのですが、それは関係ないですか、ちよつと念のため。

○塩田政府委員 三つのグループの中に金融会社が入った場合をどう考えるかということでございまして、十五兆円を超えるようなものというこの中には、金融会社が入っていない場合、先ほど申

し上げましたように、いわゆる六大企業集団の中で、一番小さい企業グループの中でメンバー企業を除いたもの、そういったものを勘案して十五兆円というふうに考えておりますので、金融会社を傘下に置く持ち株会社、いわゆる金融持ち株会社と言っているのでしょうか、その例としては第二グループの、金融会社と非金融会社を傘下に置く持ち株会社の場合、これも一定の場合で、大規模な金融会社というふうなことが入っておりますし、第三のグループで、相互に関連性のある事業分野において相当数のものはという規定がございまして、第二グループなり第三グループの方で金融会社の方は考えていくべきなのかなというふうに考えているところでございます。

○西川（太）委員 法務省に伺いますが、持ち株会社解禁に伴って、株主でありますとか債権者の権利保護、こういうことが必要になってくる、そして、特に決算等については、親会社の株主と子会社の株主の情報が相互の、クロス関係にある企業の決算については特に不透明になるなどという心配が実際にあるわけですね。こういうことに対応するために商法の改正が必要ですよ、こう言う論者もいらつしやるわけですから、法務省としてはこういう規定を整備する必要があるというふうにお考えでしょうか。その辺はどういう対応をしておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○柳田政府委員 お答えを申し上げます。

持ち株会社は、商法上は親子会社という場合の親会社に相当するものでございまして、この親子会社あるいは一〇〇％子会社というものは、現在、企業社会においてかなり一般的な存在になつていて、これを加えて親子会社の株式の取得の原則禁止といった規制を加えているわけではございませんけれども、この親子会社の存在によりまして、現在、商法上特段の弊害が生じていないというふうに認識しているところでございます。したがって、持ち株会社が解禁されましたら、商法上新し

い問題が特段発生するという事ではないわけでごさいます。当然にこの解禁によりまして商法上の手当てが必要になるというふうには現在考えていないところでございます。

ただ、商法の規制というのは社会の実態に即したものである必要がございますので、今後、持ち株会社の運営の実情、あるいは、持ち株会社の存在というものが株主あるいは債権者にどういった影響を与えるかという実情を見まして、現実には弊害が生ずる、問題点が生ずるという事になりまして適切な場合には、その段階で検討させていただきまして適切に対処してまいりたいと存する次第でございます。

○西川(本)委員 今、具体的に困ったことにならないだろうという柳田審議官の御答弁でございませうけれども、例えば、親会社と子会社それぞれに株主がいますね、デイスクロージャーをすることがこれは理想なんですから、持ち合いとかそういうのはなくて、その場合、例えば子会社の株主は、親会社の戦略的意思決定によって子会社の経営が、成績が上がるか下がるかということとは非常に重大な問題ですよ、それを見て投資をしたりしないかというわけですよ。

また逆に、親会社の株主も、子会社の成績によって投資をするかしないかということも、特にこのたびの解禁のメリットとしては、ベンチャー企業の育成ということで、ベンチャーキャピタルという問題についてやる、しかも、金融資本による支配はできるだけ、基本的な理念としては避けて、国民に株主として大きく参加してもらいたいという経済民主主義的思想もあるわけですよ。

そうすると、先ほど私はヒントのつもりでちよつと申し上げたのですけれども、クロスして情報不透明であつて届かない場合には、子会社の株主、親会社の株主、それぞれが都合を受けるケースが想定できるのではないですか。私は、その辺をクリアにしておきたい、現行の商法ではそこがカバーし切れていないというふう

に思いますが、そういう心配はないのでしょうかということなんでございます。重ねてお尋ねして恐縮ですが。

○柳田政府委員 現在の親子会社の法制につきましては、商法の計算書類規則におきまして、その営業報告書におきまして、親会社との関係、重要な子会社の状況その他重要な企業結合の状況、子会社に対する債権の明細、子会社との間の取引の明細、各子会社に対する債権債務の増減等の情報を開示しなければならないということになっておるわけでございます。

また、持ち株会社は、みずから特定の事業活動をする場合がございますので、子会社を通じて特定の事業を行うということになるわけでございますので、当該特定の事業についての会計情報が企業結合等に関する情報の内容をなすというふうに解されるわけでございます。子会社が作成する計算書類の重要な内容は持ち株会社の営業報告書に記載すべきものであると解されるわけでございます。委員から御指摘がございましたデイスクロージャーの問題につきましましては、現行の商法の計算書類規則上も手当てがされているということになると考えております。

それから、子会社に対する経営支配のあり方につきましましては、持ち株会社の株主がその持ち株会社の取締役の選任、解任権があるわけでございますので、そういった選任、解任権を通じて子会社に対する経営支配のあり方についてコントロールをするという形で、株主によるコントロールがされるということになるのではないかと考えているところでございます。

○西川(本)委員 しかし、これが運用されていく過程でそういう問題が起これば適切にひとつ対処していただきたい、こういうふうに思います。これは要望しておきたい、当然そういう対応をしてくださるというふうに信じております。

そこで、大蔵省に何うのでございますが、大蔵省は余り積極的でないというふうに、これは財政再建途上、その財源を、税収源を、税源を絞られ

ることは望まないというのだけれども思うわけですが、しかし、この持ち株会社をせっかく解禁してこれを機能あらしむものとしていくためには、連結決算というものを認めるならば連結納税も、アメリカ、ヨーロッパではこれは一体のものとして考えている傾向の中で、このたびの持ち株会社の解禁はいわゆる国際的なバランスをとる、そういう意味で、非常に欠かせない観点ではないか。

今、税収がいろいろな意味で大変なことはよくわかってはいますけれども、今の段階はともかくとして、景気が回復してきて、この持ち株会社が非常に日本の経済の再建のために有効な武器になる。これは卵と鶏の議論になると思うのですけれども、それは卵ならば、自然増収がふえれば何も消費税の改悪みたいなことをしなくたってよかったわけだから、そういうことをどんどん広げていけば、逆に私は経済を大きくすれば税収も保障される、こういう観点から、これはかきめたいやないだけれども、やってみる必要があるんじゃないか、そういうふうに思うのです。大蔵省の御見解を、現時点で、仮の話を聞いて恐縮ですが、将来について、こういうことを聞きたかったから私は政府委員の出席を求めたんだけれども、何か大蔵委員会と重なるからということで、説明員で我慢してくれということ、我慢といったら失礼だけれども、大蔵省の課長さんといえど大変な力があることになるので、将来のことについてもお尋ねさせていただきますのであります。

○伏見説明員 御指摘のございました持ち株会社と連結納税の関係でございますけれども、先ほどの御議論でも出てございましたが、現在でもいわゆる事業持ち株会社というのは多数存在しているわけでございます。今回、今御審議をいただいている形の御議論だろと思ひますが、これと事業持ち株会社、税の立場から見ても、これと事業持ち株会社も事業持ち株会社も、いわば資本関係を通じて企業グループが形成をされてくると

いうことでは違いはないのだろうと思ひます。したがひまして、現在の純粋持ち株会社の解禁の議論と連結納税の議論というのは、そのサイドだけから見ても、直ちに直結した議論が出てくるというものではないのだろうと思ひております。

ただ一方で、今御指摘もございましたけれども、連結納税の議論、これがさまざまな角度から出てきております。私もこの問題、いろいろなところで御議論されておりますのは意識しております。昨年来、政府の税制調査会初めいろいろな場面で、広範な角度からいろいろな御議論をいただいているところでございます。

現行の法人税制でございますが、釈迦に説法のようになりますが、個別の法人格に着目をしていたしましては個々の法人に課税をするという仕組みになつてはいるわけでございます。

一方で、いわゆる連結納税ということになりますと、個々の法人ではなくてその企業集団なり企業のグループを一つの課税単位とするということ、それに対する課税を考へていくということだろうと思ひますが、少なくとも現行の制度との関連で申しますと、今の全体の法人税制が地方税を含めまして単体課税という原則でできておりますので、非常にその根本的なところの議論が必要になつてくるということではないかと思ひております。

具体的な論点といたしましては、今のお話の中にも出ておりましたけれども、具体的な企業行動、企業経営のあり方というものがどういう状況であり、あるいはどういふふうに変動してくるのか、あるいは商法ですとか企業会計といった関連の諸制度のあり方、あるいは動きをどういふふうにか考へていくのか。さらに、これは私も税制を担当する者としてどうも考へておかなければいけないわけでございますが、いわゆる租税回避の問題もございまして、税収のお話も御指摘がございましたが、こゝろはまさに財政状況全体との兼ね合いもございまして。

いずれにしても、そういった問題を含めまして幅広く総合的な御議論をしていただく必要があるのかなというところで、重大ないわば研究課題だと受けとめておりますが、さらに議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○西川(大)委員 もう時間もあれでございましてから次に進ませていただきますが、一言ただいまの御答弁について言わせていただければ、私は事業持ち株会社と純粋持ち株会社を決して混同してお尋ねしているわけがありません。純粋持ち株会社の解禁が必要だから法改正をやるのであって、事業持ち株会社だけで機能するならばこの法改正は必要ないのです。それを直接的に結びつかないという御議論を大蔵はとっておられますけれども、それは我田引水的な大蔵省の省益のための発言であつて、それならば私は、何もこんな経済憲法九条とも言われるものを改正してまで純粋持ち株会社をつくる必要はない。

そこには、通産省の産政局の御意見のように、メリットとしてリストラクチャリングがあるわけですね。それは納税拒否とはちよつと違う問題が私はあるのじゃないかと思ひまして、しかし最後に課長おっしゃったとおり、これは重大な問題で、これから十分、五分や十分の問題じゃない、検討しなければいけないと思ひますので、ただいまの御答弁で了とさせていただきますが、そういう感想を持ってということだけを蛇足ながら申し上げたいと思ひます。

あと二問で質問を終わりたいと思ひますが、一つは公取に伺ひたいのでございすけれども、これの解禁によつて中小企業が、さつき系列の問題をあれて、これは根拠委員長が大変重大なことだと言つていただきましたが、大企業の傘下に組み入れられるという悪影響が出るのじゃないか、こういう懸念、これに対してどう対応されるか、簡単に御答弁をいただければありがたいです。○塩田政府委員 持ち株会社が解禁されますと大企業の力がますます強くなるということで、中小企業が企業の傘下に組み入れられるのではない

かというような懸念があるということは承知をいたしておりますけれども、今回お願いしております改正法案の第九条におきましては、事業支配力が過度に集中することとなるような持ち株会社は禁止をするというのになつております。それから現行の各種の規定、例えば持ち株会社の株式保有によりまして個別市場における競争が実質的に制限されることとなる場合、あるいは持ち株会社が他の事業者を排除するような行為につきましては、それぞれ独禁法の十条でありますとか九条でありますとかというところで禁止をされております。

したがひまして、持ち株会社につきましては、九条によつて事業支配力が過度の集中になるということについては禁止をされますし、それ以外の三条であるとかその他、余の規定も当然持ち株会社と同様に適用になるといふことでございすので、こういった規定を適切に運用していくことによつて、こういった問題が競争政策上の問題になることのないようにやつていきたいというふうに考えております。

○西川(大)委員 五年後に見直しをされるという見直し規定が入つていますから、そういうことについて適宜やつていただける、こういうふうに思ひます。

最後の質問でございすが、労働省においていただいておりますが、労働省にございすけれども、持ち株会社の解禁によつて労使関係のトラブルが発生するのじゃないか。例えば、子会社についての使用者責任の問題がいろいろ議論されてきたわけですね。日経連とそれから連合との話し合い、二年間にわたつて結論を出していこう、労働組合法の改正等についてこういう労働の歩み寄りがあったことも承知をいたしております。

そこで、お尋ねをしたいのですけれども、労働大臣は、本会議で与党、野党の質問に対して何回も何回も、しかるべく対応してまいります、こういうことなんですよ。しかるべく対応する。それで、これは毎回しかるべく、しかるべくと言つた

ものだから、しかるべくというのは一体どういうことなのか、みんな興味を持ち出してまいりました。私もその一人で、しかるべくというのはしかるべくですけれども、具体的にどういふことなのか。今わかれれば、大臣が本会議でしかるべくと言つて、委員会で課長さんがその中身を説明したのじゃ立場が悪いというならわからなくて結構だけれども、そこを、あれから時間が何日かたつたから、少しはしかるべくの内容が具体的にいつていたら教えていただきたいと思ひます。

○中山(成)委員長代理退席、委員長着席

○岩崎説明員 お答え申し上げます。ただいま先生から御指摘ございましたように、この問題につきましては種々議論があつた後、先般労使の合意がなされて、私ども、その労使の合意を踏まえまして適切に対処したいというところでございす。

ただ、今後の問題につきましては、今後の国会の御議論等を踏まえまして対処したいということでございますが、先ほど申し上げましたように、労使の合意というものが前提になつておりますので、今後労使関係者とも相談しながら対処したいといふこととございす。いずれにいたしましても、この検討につきましては、労使関係者の参集を求めた検討の場で今後検討していくところでございす。

○西川(大)委員 これで質問を終わりたいと思ひますが、委員長のお計らいで、フリートリーキングや参考人の質疑、また締めくくりに総括的な質疑の場を持つていただいております。そういう場を通じて、さらに、同僚議員等の質疑を通じて我が党の立場を明確にしていきたいと思ひます。

最後に、個人的な感想を申し上げれば、戦後画期的な、こうした方向をとらざるを得ないほど我が国経済は深刻な状況に迫り込んでいる。私は、取り締まる、不正を正す、そういう機能を厳然と持ちながら、しかし、我が国の国民の幸せのために、経済の再生に公正取引委員会が何ができ

るかということから、こういうものが自発的かつ積極的ななされたというふうに信じて疑わぬものでございすので、ぜひひとつ、根拠委員長におかれては、独立委員会のお立場を堅持しつつも国民全体に御奉仕いただく立場として、積極的にこの法の運用を効果あらしむるものとしていただきたいということを要望申し上げます。質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○武部委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 新進党の達増拓也でございます。政治の分野で五五年体制という言葉が使われておりまして、五五年体制の打破、克服ということが二十一世紀に向けての我が国において今必要だといふことが言われるわけでありすけれども、経済の分野においては四〇年体制、一九四〇年体制といふことが言われております。

これは、戦時統制経済の枠組みやその手法が戦後の日本経済に残存し、それがゆえに戦後の復興から高度経済成長といふことを達成したけれども、それが今の日本の経済の停滞、閉塞感の原因になつてゐる。これを打破、克服していかなければならないというのが今の日本経済の課題なんだと思ひます。そういう経済の構造改革の一環として、規制緩和の問題があり、今回のこの独禁法の九条を中心とした改正、持ち株会社解禁ということが出てきてゐると理解しております。

この持ち株会社を禁止した独禁法の九条でございすけれども、非常に逆説的なことが戦後起こつたのだと思ひます。公正な取引を確保し、自由な競争を確保するための持ち株会社禁止といふことだつたのでしようけれども、この条項があつたにもかかわらずいふまでもなく、むしろあつたがゆえに六大企業集団とか系列といふような事業持ち株会社といふものが発展し、また、そういう大企業同士が株の持ち合いを大規模に行うことによつて、諸外国に余り例を見ない、歴史上余り例を見ない日本型のそういう企業結合の形ができてしまつた。

これは、復興とかあるいは高度成長の時代にはその目的のために有効に機能した点もあるわけではありますけれども、現在経済的な効率性をかなり損なっているのではないかという疑問が挙げられるわけです。さらに社会的な弊害というののも考えられるわけでありまして、六大企業集団に象徴されるような大企業をいい会社とみなして、そういう大企業に就職するためにいわゆるいい大学に入らなければならない。そういう会社人間を目指す受験競争、管理教育といった日本社会の閉塞性。そういったものをもたらししているのがこの六大企業集団とか系列とかいったものに象徴される今の経済状況と考えます。今回のこの持ち株会社解禁というものが、こうした日本経済の構造的な閉塞性を打破することにつながることを切に望むものであります。

今回のこの持ち株会社解禁に関しましては、原則解禁ということにしようという議論と、原則禁止、部分解禁にしようという議論が長い期間にわたって対立し、議論を続けてきたというふうに承知しております。私は、基本的に、原則解禁という考え方で臨むのが適当ではないかと考えております。

この法案の九条の改正案を見ますと、これこれ
 こういう持ち株会社は禁止するということで、一
 見禁止を規定しているように見えるわけでありま
 すけれども、ただ実際には、これこれこういう持
 株会社は禁止ということで部分禁止であります
 から、その趣旨は結局原則解禁ということなのか
 なというふうに認識しております。

その部分禁止に当たる「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」、それがどういったものであるかのいわば定義が九条五項に規定されているわけでありませうけれども、どうもこれは非常に抽象的で、先ほど西川委員も指摘したように、その中身というものがよくわからない。この国会審議を通じて中身について詰めていき、またガイドラインの作成というものが予定されているそうだけれども、そのガイドラインのいわ

ばガイドをするような議論をしていかなければならないのだと思います。

ただそのときに、やはり一般集中規制ですね。形式的な、大きさですとか形式ですとか形態ですとか、そういった基準を厳しく設けて企業結合を制限していく考え方よりも、できるだけそういう形式的なところは自由にしておいて、具体的な弊害が起こったときに、ダンピングですとかカカテルですとか、そういう弊害が生じたときに、そこを厳しくして規制していくような、そういうアプローチが基本的に適当なのではないかと考えております。特に今日、科学技術の発達ですとか高度情報通信の発達に伴いまして、過度の集中と、いうことを客観的に、形式的に規定するのが、どんな難しくなっているという側面があると思うんですね。

まず第一の質問ですけれども、例えば、日米半導体協議で問題になった大容量の半導体メモリですけれども、技術開発に巨額の投資が必要で、ある程度の規模の大きさが国際的な競争を有利にするケースというものが存在するわけであります。このような技術集約的な産業において、過度の集中に当たるかどうかの判断というのは特に難しくなると思ふんですけれども、この点、どうお考えでしょうか。

○塩田政府委員　お答えいたします。

今お話がございました、例えば特定の半導体メモリーといいますが、そういったような分野を前提にしての御質問だと思いますけれども、持ち株会社がその傘下に特定の、ある一つの市場においてシェアが非常に高い企業を有するという場合、そういう持ち株会社について、この九条あるいは九条五項をどう考えるかということだと思いますけれども、九条で禁止の対象としておりますのは事業支配力が過度の集中になるということとで、特定の事業分野でのシェアが非常に高くなるとあるということの問題にしようとしているものではないかと思います。むしろそれは、独禁法のほかの規定で問題になり得るかどうかという観点から検討

されるべき問題だと考えております。

○増増委員 特定の市場で急速にシェアを広めた

○塩田政府委員　お答えいたします。

○塩田政府委員　お答えいたします。

御指摘のように、ハイテク分野等におきまして、特定の技術を有する事業者が、その技術の優位性によりまして競争上有利になるといふこととで、非常に大きな市場シェアを獲得することが可成りであるといふことはあろうかと存じます。事業者が、自分の研究開発あるいは経営効率化の努力等によりまして、このような地位を獲得する、非常に大きなシェアを持つといふことは、独禁法でそのこと自体直ちに問題になるといふことではなないかと考えております。

ただし、そういった事業者が、そういった地位といいますが、強さといいますが、それを利用いたしまして、不公正な取引方法を用いて他の分野への事業拡大を図るとか、あるいは他の競争事業者の排除であるとか、あるいは新規参入をしようとしている事業者を阻止する、そういったことによりまして当該事業分野での地位の維持を図るといふことになりますと、そういう場合には独占禁止法上の違反ということになり得ると考えております。

○**達増委員** 形式的な集中の問題よりも、やはり具体的な弊害を規制していくことが大事なんじゃないかという文脈で今二点質問させていただいた

で、さらに、その延長上で質問を続けさせていた
できます。

今回のこの持ち株会社解禁というものが財閥の復活につながるのではないかとという疑問を生んで、財閥が復活しないように一般集中規制を規定していかなきやならない、そういう方向の議論があつて、先ほどの答弁の中にもあつたんでけれども、六大企業集団の中の一番小さいところを基準にして、そこから金融部門を抜いたところを基準にして十五兆円という数字を出したりしているわけですが、私は、財閥の復活を懸念するというのは極めてアナクロニズムと申しましようか、現在の経済、産業の実態にはそぐわない懸念ではないかと考えております。

今日 高度情報技術の発達、コンピュータの普及、パソコンの普及ですとか、あるいはインターネットのようなコンピュータ通信の普及によりまして、かなり情報の流れというものが自由で、しかもスピーディーになってきている。そういったテクノロジーと企業経営手法のイノベーション、改革によりまして、欧米等におきましては、かなり効率性の高い戦略的な経営というものが実現されてきているわけであります。最近、インターネットの次はイントラネットだというような一種ブームがあるわけでありますけれども、これなどは、まさにそういうテクノロジーの発達を企業の経営のイノベーションに採用した例であると思います。

持ち株会社解禁というのは、むしろそういう何か新しい方向で、戦略的な経営を進めていこうという人たちに役立つものであると考えます。六大企業集団のような、現状で居心地のいいようなことをやっているところが必要としているというよりも、むしろそういう六大企業集団の株式の持ち合いとか、そういう居心地のいいところに入っていないような人たちとか、あるいはもう入っていく気はないというような人たちが利用する可能性が極めて高いものだと考えております。

例えば、ソフトバンクという会社があるわけで

すけれども、パソコンですとかコンピュータ通信分野で、先端的なテクノロジーで幾つかの商品の分野で成功し、その成功を利用して株式を公開して、そのお金でどんどん関連の会社を買って経営を広げていく。それで急速に成長しているわけですが、こうしたことを促していくというところに今回の持ち株会社解禁の趣旨があるし、そういう方向で解禁していかなくならないと思うわけであります。

そういう意味で、財閥復活を懸念するというのは、冒頭五年体制という話をしましたけれども、まさに、階級闘争という発想が政治をも支配していた時代の発想でありまして、いわば階級闘争史観の亡霊に取りつかれたような発想ではないかと考えている次第でございます。むしろ、持ち株会社を禁止し続けたことによつて事業持ち株会社とか系列とか、それは独禁法上直ちに違法にならないとしても、競争政策上、本当にそのままでのいいの、不透明な取引慣行等について、もっとオープンにやっていたいかなきゃならないのか、そういう現状を看過することになりかねない発想だと思つております。

そういう意味で、集中が経済的効率性を著しく高めていく新しい可能性が今開けているときに、規模が大きいという形式の問題よりも、不公正な取引が行われていないかという実態的な問題を問うていくべきではないかと考えるわけですが、その点について、政府のお考えを伺いたいと思つております。

○塩田政府委員 お答えいたします。

幾つかに御質問がわたつていたと思いますが、今回の改正法案は、事業支配力が過度に集中することになるような持ち株会社は禁止をする、その余については解禁をするということでございまして、なぜ禁止をする部分を残したかといひますか、過度集中になるものは禁止をするといひますにしたらかというところでありますけれども、やはり過度集中の防止というのは、公正かつ自由な競争

を維持、促進するために必要な手当てではないか、これは第一条にも書いてあるようなところでございまして、仮に、過度集中になるものも独禁法上問題にしないということにした場合にどういう問題が出てくるか。

もちろん、カルテルであるとか不正な取引方法であるとか、そういったほかの規定に違反する違反行為が行われた場合には、そういった規定によつて排除することは当然でありますけれども、そういった違反行為、具体的な行為を取り上げて禁止をされているものではなくて、株式を保有することによつて一定の分野における競争を実質的に制限することとなる場合ということであるとか、あるいは事業支配力が過度に集中して他の事業者の自由かつ公正な競争がなかなかにできなくなる、そういうことはやはり防止をする必要があるのではないかといいことでございます。

したがって、先生おっしゃったような、ハイク分野である企業が新規分野にどんどん参入していく、あるいは事業展開をしていくといううなことは、ごく一般論として考えますと、今回の九条五項で禁止対象としておりますような過度集中になるようなものには、ないと言つていい過ぎですけれども、ある企業が新規分野に入つていくといううなことであれば、そう大きな、そう大きなといひますか、九条五項の問題として出てくるというケースはまず考えられないかなという感じがいたします。そこは具体的な、改正法をお認めいただいたときの法律の当てはめてございしますから、問題にならないといふに言い切るのには無理だと思ひますけれども、そんな感じを持っております。

それから、今回の法改正の考え方の背景として、財閥の復活を防止するといひ、そういうことであるのではないかといいことでありますけれども、財閥という言葉といひますかイメージで、ど頭の中に描くかといひことで大分違ってくるんだらうと思ひます。つまり、我々にとつては過去のものですから書物で読むくらいしか手だてがな

いのですけれども、要するに、戦前の財閥といわれるものは、いわゆる同族、家族といひますか、特定の家族が中心となつて、その財閥本社を中核としてピラミッド型に多数の主要な企業を持つておる、そういうイメージでございしますけれども、その同族支配的な要素が今日あり得るかといふことになりまして、そこはまずないんだらうと思ひます。

ただ、持ち株会社を全面的に解禁をするということにした場合に、経済的な規模として、ある一つの持ち株会社の傘下に多数の有力な事業者が位置するといひますか擁される、そういうことで日本経済の市場メカニズムが円滑に動かなくなる、そういうことは想定されないかといふと、そこは、いわゆる六大企業集団といふことで、これは持ち株会社でもありませんけれども、かなりの株式の持ち合い関係があるとかそういった状況にございしますので、別に、六大企業集団がそういった問題になるような持ち株会社になるのではないかといい想定をして申し上げているつもりはありますけれども、そういう可能性といひますか、一般的に、過度集中になるようなものとしてやはり規制する必要があるのではないかと、そういう法制をとつておく必要があるのではないかといいことを考えているところでございします。

○塩田委員 財閥といひのは、確かにその言葉だけひとり歩きして、実体といひのがなかなか議論の中で詰められないまま使われていると思ひます。

先ほど林委員の質問の中で金融資本主義といひ、マルクス経済学の言葉をすけれども、そういう言葉が出てきたのを今思い出しまして、実は今の経済、産業といひのは、いわば情報資本主義といひますかといひます。今、情報資本主義といひますかといひます。

過去のその典型的な財閥があつた時代といひのは、通信手段、情報の入手手段といひのは電報かあるいは新聞程度しかあつたわけでありまして、そういった時代であればやはり世の中の動き

がよくわからないから、血縁がある者同士でないと信用できないとか、あるいはお金をたくさん一カ所に集めておいて、そのお金で周りをコントロールしていかないと安心できないといひ、そういうテクノロジー的な背景があつての財閥だと思ひますが、今日ですと、先ほど何度も繰り返しているように、パソコン通信を利用したり、その他の一般にメディアの普及ですとか、あとは民主的な意識の高まりとか、かなり経済に関する情報といひのを広く経済に参加する主体が共有できる時代になつておりますので、そういう中で競争的な市場といひのを考えていかなくならないのだと思ひます。

そういった情報資本主義の時代においても、確かに過度の集中といひのはこれはいけないと思ひわけでありまして、いふより、過度のといひことで、行き過ぎたといひうに言つていいわけですから、定義上、過度の集中はよくないといひことは言えるのだと思ひます。

ただ、問題なのは、何が過度の集中に当たるのかといひことをなかなか今詰め切れない状況にあるのじゃないか。ですから、十五兆円かあるいは十兆円か二十兆円かといひた問題で余り時間をつぶすといひのは非常に非生産的と考えるものでありまして、そういうところにこだわるよりは、やはり弊害規制のところ、ダンピングとかカルテルとかそういったものをいち早く発見して一つ一つつぶしていくような作業が非常に大事だと思ひます。そういう意味で、公正取引委員会の強化、独占禁止法の運用強化といひことが今、一方では非常に大事で、それとセットで持ち株会社解禁といひ話だと思ひますけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○根来政府委員 ただいまお話にありましたように、今、規制緩和といひことがどんどん進んでいるわけでございますが、その反面をいたしまして自由競争のルールづくり、あるいはそのルールの遵守といひことで、我々に課せられた使命は非常に大きいわけでございます。幸い、国会あるいは

政府の御理解を得まして、毎年人の増加もいただいておりますし、組織の改正も行っております。私どもは、それに甘えることなく、これからさらに自分の力をつけて適正に対処していく必要があるかと思ひます。今の時代に、人が足りないというふうな弱みといひますか泣き言を言う時代ではないと思ひますので、むしろ我々の個人個人の力をつけてこの難しい時代に対処していくほかないと思ひますので、この上ともよろしく御指導のほどをお願いしたいと思っております。

○遠田委員 情報資本主義の時代においては、やはり情報の透明性、オープンな情報の流通ということが一番肝心だと思ひますので、ドアの向こうでの秘密の取引ですか、談合とか、カルテルですとか、そういった不透明なものをなくしていくこと、透明性の高いルールに従って競争的な市場が実現していくということが非常に重要になると思ひますので、公正取引委員会には一層その点、期待するところが大きいと思ひます。

さて、きょうはこの独禁法改正をめぐる議論の初日ということで、ちよつといふいろいろな論点を出しておこうと思ひまして、過度の集中という点に絡んで一つ、国際的に話題になっている論点を挙げさせていただきたいと思ひますけれども、アメリカで、放送とか出版、映画、音楽、それに加えて最近ではコンピュータネットワークまでほとんど買収してやっていくという、メディアの集中という問題があるわけでありまして、いろいろな集中がある中で、このメディアの集中ということについてどのように認識されているでしょうか。

○遠田政府委員 お答えいたします。メディアの関連、大変新しく発展しつつあるところでございますので、私の頭の中の的確にイメージができていくかどうかはわかりませんが、メディア関連の有力な事業者、それぞれ幾つかの分野があつて、それぞれで有力な、私たち今考えておりますのは、例えばそれぞれの分野でのシェアが一〇%以上であるとか上位三位以内とい

うようなことを考えておりますが、そういったメディアのそれぞれの分野で有力な事業者が一つの持ち株会社の傘下に置かれる、そういうことであれば、今私どもが御提案しているような過度集中に当たるケースとして、問題になるということではないかなという感じがいたしております。

○遠田委員 次に、六大企業集団や系列の問題についてひとつ質問をさせていただきたいと思ひます。まず、競争政策の観点から、この六大企業集団や系列というのをどうとらえるかというところでございます。

今のその六大企業集団や系列が、かなり不透明な取引慣行に従って行動しているんじゃないかという指摘が内外からなされているわけでありまして、下世話な例ではありますけれども、他のグループの車を買って乗ったりしないとか、他のグループのビールを飲まないとか、そういういわば暗黙の了解的なものが大規模に行われることによりまして、法律やルールに直ちにひっかからないような形でも、競争とか公正な取引が阻害されているようなところがあるんじゃないかと思ひますが、この点、いかがでしょうか。

○遠田政府委員 よく日本には系列があるということではいろいろと問題が指摘されているところでございますけれども、競争政策といひますか、独占禁止法の立場から考えますと、系列取引関係というそれ自体を考えますと、それ自体は、企業にとつて安定的な取引あるいは長期的な視野に立つた経営を可能にするというふうなことで、経済合理性を有する面もあるということで、独禁法上直ちに問題になるということではないと思ひます。ただ、グループ内の取引を不当に優先するとか、あるいは競争阻害性を持つような行為をするというふうな場合には、独禁法上の問題となり得るというふうな考えでございます。

我が国には特に我が国特有の取引慣行があるというふうな言われておりますが、そういった我が国特有の取引慣行というの、歴史的、社会的な背景等を持って形成されてきたものでございまして、競争政策の観点からは、そういった取引慣行自体が問題としないことではなくて、やはり同じ言葉になりましたけれども、それが反競争的な機能を有している場合に問題になるということで、具体的には、その取引慣行が市場閉鎖効果なりあるいは価格維持効果等を持つ場合に問題になるということでございます。

取引慣行あるいは系列関係というのはいろいろ問題がございまして、私どもも公正取引委員会は平成三年の七月に、流通・取引慣行に関する独禁法上の指針、これも同じようにガイドラインと言っておりますけれども、それを作成し、公表をいたしました。その中で、事業者間の取引について、どのような行為が独禁法上違反になるのかというふうなことを明らかにしたところでございます。現在、そういった取引慣行について独禁法を当てはめるに当たりました、こういった指針をお示しをし、あるいはそれを頭に置きながら独禁法の厳正な運用に当たっているところでございます。

○遠田委員 先ほど例に出しました、他のグループの車に乗らないとか他のグループのビールを飲まないというところは、ある意味では非常に日本人らしい、日本的なそういう文化、伝統ののちのちた行動様式で、ほほ笑ましくもあつて、自分も何かそういう場に置かれたらそういうふうになるのかなというふうなことも考えるのですけれども、一方で、そういった社会的な行動様式というものが、会社人間ですとかあるいは冒頭述べたような受験競争とか管理教育とか、さらには仲間外れいじめの問題とか、そういったものとも根深くつながっているわけでありまして、日本の文化だからいかと伝説だからいいとかいう話でもないところがあると思ひます。

一方、日本人というのは歴史を通じて常にそうだったかという、結構自主独立の精神にあふれ、起業家精神も旺盛で、近代日本が軍国主義化する前の明治、大正などを考えると、結構新しい

事業を起こすとか、あとサラリーマンでも途中で仕事をどんどん変えるとか、そういうのがあつて、実はそういう方が本来の日本人の姿であつて、今の日本は本来の日本から、敗戦とか復興とかいう特殊事情によって、ちよつと曲がってしまったのじゃないかというふうに私は考えているわけでありまして。

この六大企業集団、系列の問題については、あともう一つの、競争政策の観点のほかに、通商関係とか産業政策上もまたいろいろ議論があるところですので、そちらの方の観点からの御意見を伺いたいと思ひます。

○遠田(修)政府委員 今先生から、日本の歴史、文化、さらには企業行動あるいは個人の行動に根差した大変難しい御質問であつたかと思ひます。私どもは、改めて申すまでもなく、自由な競争というのが結局我が国産業の発展のために一番いいんだ、こういう基本認識であることは間違いないでございませぬ。ただ、御指摘のような不透明な取引慣行というのは、それは行き過ぎますと市場原理の働きに反することになってくるんじゃないか。したがって、今公正取引委員会の方から御答弁ありましたが、独禁法の厳正な運用で対応する、これが原則であらうと思ひます。

ただ、今申し上げたように、違法ではないのだけれども、必ずしも自由かつ公正な競争の観点からのビヘービアとしてどうかといった問題になつてまいりますと、結局それは企業の自覚の問題であり、またその企業経営を行うマインドの問題に関するところも非常に大きいところがあると私は思ひます。その点に関して、最近非常に変わってきたと思ひますのは、先ほど先生御指摘ございました、まさにオープンネットワークの高度情報化に入りまして、今までどちらかというと企業は関連会社と独自のグループに対して競争力を維持している、こういう企業行動が非常に多かつたのでござい

それから、もう一つ今おっしゃいました、通商上の観点からそういった不透明な問題をどうするか。これは、何よりも不透明というのがやはり一番誤解を招く原因でございまして、極力透明化する必要があるのじやないか、こういう考え方に立ちまして、通産省におきましては、ここ数年間でございしますが、毎年六業種ないし七業種、商慣行改善行動計画調査という調査を実施いたしてきております。ちなみに、平成七年度ですと、家電製

品とか繊維、スポーツ用品、アルミニウム、住宅建材あるいはアパレル製品、そういったような実態調査をいたしまして、そこに見られた幾つかの系列的な問題というのをレポートにいたしました、これを公にして内外に示しておるところでございます。何よりも透明化に努めていきたい、これが誤解を解消する一番大きな方法だ、こういうふうに思っております。

○達増委員　今の御答弁、情報資本主義の時代に即したかなり明るい方向性もあるということと、勇気がわいてくるところでございます。

次に、林委員も指摘していた点なんですけれども、持ち株会社解禁、そして市場がグローバルになつて国境を越えて広がっていく、そういう中で、華僑系、華人系の財閥等、成長著しいアジアの財閥が今どんどん日本に進出して、いろいろ土地を買つたりとかして話題を呼んでいるわけあります。

それで、この法案についてなんですけれども、

○塩田政府委員　御質問の点でございますけれども、今回御審議をお願いしております改正法案の九条第二項におきましては、会社は、外国会社を含めて「国内において事業支配力が過度に集中することとなる持株会社となつてはならない。」というふうに規定をしておりますので、九条の問題となるといいますか、規制対象としては外国の会社も入るといふことでございます。ただ、九条の規制対象にはなりませんけれども、事業支配力が過度に集中することになるかどうかという判断につきましては、我が国市場について判断をするといふことでございます。

○達増委員 次に移ります。

日本の経済を立て直していくことを考えるときに、個人資産というものがかなり大きいのが今日本にある、そういう明るい材料があると思ひます。ただ、同時にそれは暗い材料でもあります。これだけ巨額の個人資産が日本国内にあるにもかかわらず、それがうまく投資に回つて経済活動を活発化させる方向に向いてないといふところがあると思ひます。きようは立ち入つて質問はしないのですけれども、例えば郵便貯金の問題といふのがありまして、巨額の個人資産が、郵便貯金といふものを通じて、財政投融資といふ経済効率性を度外視してどんどんお金を使つていくよいうな仕組みの中に流れ込んでいく、こういうのも、これでいいのかといふ問題があると思ひつてあります。

持ち株会社の話に戻りますと、持ち株会社を解
禁して、その持ち株会社がうまく利用されていけ
ばいいわけですが、バブルのときのことを

当時大企業が事業持ち株会社という形で、その企画部門、戦略部門がもつとうまくお金を使ってお金を回していれば、こんなことにはなつてなかったのではないかと思うわけでありすけれども、その意味で、解禁される持ち株会社がすぐれた資産運用のノウハウを身につけて、例えば今問題になっている不良債権というものの確に処理をして、そして、建設的な投資を推進することによって日本経済を大きな飛躍に持っていけるのではないかということが切望されるわけでありすけれども、バブルのときと同じ程度の経営しかしなのであれば、かえって国際的な競争の中

で没落していくことになるのだと思います。この点、政府の方はどのように期待しているところか、伺いたいと思います。

○糸田政府委員　今度、部分的ではありますけれども解禁されます持ち株会社がどういう使われ方をするかということで、達増委員からもいろいろ御指摘がございまして、私、一々ごもっともなことだと思っております。

私は、今回の持ち株会社社問題の対応が、言ってみれば、日本経済の内外における非常に著しい変化に対応していくための企業経営戦略のいわば選択肢の一つがこれによつて与えられることになるのではないかと、そう思つておるわけでございます。から、もちろんこれによつて事業支配力の過度集中になるようなものであつてはいけなわけでありますけれども、事業支配力の過度集中にならな範囲において、日本経済の一層の活性化、あるいは公正で自由な競争の一層の促進に役立つということを期待しているとございます。

したがって、私は、ある間違つた企業行動を行つた場合には必ず後でサンクシヨンが来るといふことが、結局、将来にわたるモラルハザードを起こさない極めて重要な企業行動の原点になることなんだらうと思います。そういう意味で、私は、バブルの教訓というのは、一つの学習効果として、主要企業のトップの今後の企業経営に極めて大きな影響を与えるのだらうと思つておるわけでございます。

あわせて、今回の持ち株会社でございますが、先ほど公正取引委員会の方から御答弁がございましたけれども、恐らく、そういった今の基本的な経営哲学の上に立ちまして、持ち株会社というのは、子会社に対する高い投資収益とかあるいはその配当とか、そういったようなものをより求めるわけでございますから、結局、投資先の経営の効率化というのを今まで以上に厳格にチェックしていく、こういうことになってくるのだろーと思ひます。

しましたが、私といたしましては、今回の
 こういう新しい経営の選択の幅を広げたことを十
 分活用いたしまして、これからの経営の発展、さ
 らには産業の発展に十分活用していける、このよ
 うに考えておるわけでございます。

○遠増委員 では次に、連結納税制度について伺いたいと思います。

先ほど西川委員からも同趣旨の質問があったわけでありまけれども、改めて伺いたいのですけ

れども、この法案で持ち株会社解禁になることのメリットとして、会社を分ける、分社化によるリストラを促進することができるといふことがあると承知しております。ところが、今のままの税制であれば、会社を分けていけばかえって税金をたくさん払わなければならないことになってしまつて、それでは、せっかく持ち株会社が解禁されても、分社化をみんなちゅうちゅうするのではないかという問題があるわけでありま。

今、国会にかかつておりますいわゆるNTT法案、NTTを東西に分割してその上に持ち株会社を置くという法案ですけれども、このNTT法案においては、そのような分社化によって税金をより多く払わなければならないというところを避けるようにして、実質的に連結納税制度を認めた格好にしていると思つてあります。この点どのように考へているのか、伺いたいと思ひます。

○伏見説明員 ます、NTTの再編成に関する措置の關係でございまして、昨年の年末に郵政省とNTTの間で合意ができました。そのときに、御要望といまして連結納税制度というのを前提にしようというお話がございました。その後議論を詰めてまいつたわけですが、むしろ年明けから事務的にやらせていただきました。今回の措置でございまして、いわば国の通信政策という大方針のもとで法改正も行ひまして、現在のNTTという特殊会社を再編成をしていくということでございます。

結局のところ、その問題を詰めてまいりますと、再編成後、地域通信を担当いたします東西の地域会社がございます。この間に、特に西の方に、少なくとも現状で見ると限定的にまだ難しい問題がある、当面赤字で出発するということもあり得るかもしれない、もちろんいつまでも永続的にということはないにしても、それが程度続くかもしれないという現状が出てまいりました。

そこで、依然として特殊会社でございます東と西の間の關係、再編成をしたからといって、例え

ば直ちに料金を引き上げるといふようなことがとれるということでもないと思ひますので、現行の料金体系を維持する、そういうような前提のもとで、東西の会社の格差が極端に開くということがないような、そういった工夫が必要なのではないかということになってまいりました。

具体的に税の面で申し上げますと、NTT法上、東会社が西会社の特定費用の一部を負担いたします特定費用負担金制度というものが三年間に限つて設けられることになっております。税法上も、これを受けまして負担金の損金算入という形で、一種の調整を行つてはどうかと考えておりまして、それで今、国会の方に提出をさせていただいたものでございます。

一方、いわゆる連結納税制度でございますが、これも一体何が連結納税制度かといふのは少しあいまいなところもあるのですが、例えば、親会社と同一視し得るような、持ち株割合の極めて高い一定の子会社を含めて企業グループを一つの課税単位とするものだというふうに考えますと、今回のいわばNTTにかかわる措置というのは、そういう意味ではちよつと違うものではないかなというふうに思つております。

それから、連結納税制度一般につきましては、繰り返しになりますが、今後におきます企業行動の実態なりあるいは企業会計や商法といった関連する諸制度の問題、それから税制上固有の問題もいろいろございまして、そういった幅広い角度からの議論をまた深めさせていただきたいと思つております。

○増田委員 大事な問題ですので、やはり議論をしていかなければならないと思ひます。

NTTの場合、西の方がちよつと弱いので特別にということですが、赤字部門を分社化することですけれども、赤字部門を分社化することですけれども、そのために同様の連結納税の格好を認めてほしいという声が産業界、財界にあると承知しております。そういうのも踏まえてこの国会の場でも議論していかなければ

ばならないと思ひます。

大蔵省関連をもう一つなんですけれども、企業情報データベースという点について、持ち株会社を認める一方で透明性確保、情報の一層の流通というのを進めていかなければならないと思ひます。一層強化充実させなければならぬと思ひます。この点いかがでしょうか。

○大西説明員 連結開示の充実についての御質問でございます。現在、企業会計審議会におきまして、会計基準の国際的な動向を踏まえて整備を図つております。その中で、連結財務諸表制度につきましても、従来は個別情報を中心としたディスクロージャーでございましたが、連結情報を中心としたディスクロージャーへ転換すべく見直しを行っているところでございます。

現在の有価証券報告書などでは、連結財務諸表のほかに企業集団の概況とかセグメント情報といったものの開示を求めているところでございまして、持ち株会社につきましては、その業績は、一般の事業会社、一般の会社と比べますと、傘下の子会社の業績に左右されることとなります。そのためこのように、今申し上げましたような連結ベースの情報的重要性がさらに高まるというふうな考へております。

今申し上げました企業会計審議会では、二月七日に連結財務諸表制度の見直しに關します公開草案というのをしまして、その中で持ち株会社についての連結ベースのディスクロージャーが重要という点も触れておられますが、現在、同審議会では、ことしの六月を目途に最終報告に向けまして鋭意検討が進められているところでございます。

以上でございます。○増田委員 時間が参りました。今まで私が挙げさせていただいた論点のほかに、西川委員が挙げた労働の問題、そして商法等関連法制の問題もまた非常に重要な論点であると思ひます。

きょうからこの独禁法改正案についての審議が始まつたわけでありまして、日本経済の活性化、そして日本人がより自由な自己実現を図れるような、そういう世の中をつくらなければならないという一層の緊張感を感じていただければ、質問を終わらせていただきたいと思います。○小川委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後三時開議

○武部委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。大島章宏君。

○大島委員 民主党の大島章宏でございます。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

既に林委員からも、歴史的な経過も含めてさまざまな御質問がございましたけれども、私の方から、この法律改正の経緯、あるいはまた、この独占禁止法の改正というものがかなり急激な形で、改正作業が、準備作業が進んだわけですが、その背景、あるいはまた、この独占禁止法の第九條が生まれた歴史的な経緯を踏まえて、今公正取引委員会がどういふことを御認識されているか等々について、最初にお伺いしたいと思います。

この法律改正の経緯でございますけれども、まず、公正取引委員会がこの独占禁止法の改正案というものの骨格をいろいろ御努力はいただいたわけですが、これまでの独占禁止法に関する法律案の審議過程において、さまざまな混乱も起こりました。

そういうことから、私自身も独占禁止法について随分関与をさせていただきましたけれども、ま

ず、一つ指摘をしなければならぬことは、ちょうど四年ぐらい前の改正だっと思ひますが、原案というものがさまざまな経緯でかなりゆがめられた事実がございます。このゆがめられてしまった経緯から、現職の国会議員が逮捕をされるという事態にも発展をした経緯がございました。これも指摘をしておかなければならぬことの一つであります。

さらに、今回の独禁法の改正案につきまして、一昨年から動きが始まりましたけれども、一昨年の暮れから去年の初めにかけて、独占禁止法第四章改正問題研究会の中間報告を基本として、この改正案というものの骨格が昨年一月十八日に示されたわけでありましたが、それが、一週間後には大幅に基本的な骨格が変更をされるという事態も起こりました。これが新聞で報道されました、二転、三転しながら、この独禁法の改正というものが暗礁に乗り上げてしまったという事実もございいます。

さらには、これも指摘しておきたいと思ひますが、この間、公正取引委員会の幹部の方から経緯について説明を受けましたけれども、そのときにも、この経緯について、事実と反する報告を私自身受けたことも事実でございいます。

したがって、私は、この法律案の骨格というものを公正取引委員会の事務方が行うということ自体がどうもそぐわないのではないかと、先ほど林委員からもお話がありましたけれども、公正取引委員会が意思を持って法律案の骨格づくりに入るというのは、やはりそぐわないのではないかと。言ってみれば、議員同士あるいは議会側が、議員が独禁法はどうあるべきかということ議論をしながら、その骨格を練り上げていって、議員提出法案という形にするのが本来の筋なのかなというのを、ここ四、五年の議員活動を通じて実感しているところでもあります。

公正取引委員会の委員長として、この問題、どのように考えておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○根来政府委員 午前中にも申し上げましたけれども、私が就任前の話で、隔靴掻痒の回答しかできないわけでございますが、大変、手ばかりというか手落ちというか、あるいは言葉をかえまして失礼というか、そういう段があったようにも聞いております。そういうことにもかかわらず、プロジェクトチームあるいは独禁法協議会で熱心に御協議いただきまして今日の法案の作成を見るに至ったのでございまして、そういう点で大変感謝申し上げます。

私といたしました場合に、この法案をどういふうな形で国会に提出したらよいかということについては、やはり、競争法を所管しております公正取引委員会が素案をつくりまして、いろいろの方々から御意見を聞いて、そして、その御意見を集約いたしまして法案を作成し、内閣から提出されるのが一番妥当な筋ではないか、こういうふうと考えております。

○大島委員 新任の委員長さんとしてはそういうお答えかなと思ひます。

私も、議員活動をしていまして常日ごろ感じますが、もつと国会議員が世の中のさまざまな事象について真剣に考え、やはり議員立法というものを中心とした形の国会活動が本来であるのかなという、これは私自身の個人的な考えでありますけれども、そんなことも感じてるところであります。

独占禁止法、私自身感じますが、公正取引委員会は、言ってみれば経済の裁判所なところとございいます。したがって、その裁判所がみずから法律の骨格を築いていく、そして自分でそれを守るということ、本来そのような形であっていいのかなという疑念は私自身まだ持っておりますが、この問題はまた別な機会にいろいろとお話をいたしたいと思ひます。

二点目に、この独占禁止法改正作業を急いだ背景についてちょっとお伺いしたいと思ひますが、これについては、午前中の質疑にもありましたとおり、平成七年二月に、通産省関係がこの純粋持

ち株会社の解禁の問題について提起をされ始めています。そして、平成七年十二月に、公正取引委員会が主管となりました研究会の中で、この改正案というものの骨格がまとめられました。そして、その後、さまざまな議論を経て、五十年ぶりにこの基本的な独禁法の九条について改正をしようというところに入ったわけですね。

私自身、この問題、さまざまな議論の中で、国際経済社会の改革の中で日本の経済が大競争の中で対応するという意味では、イコールフットイングという、国際的ルールに日本のルールも近づけていくというのは、大変重要なものだと考えております。とはいいながら、この独禁法改正がそのような純粋なところからきたかどうかというの、ちよつと疑念があります。いずれにしても、バブル経済の崩壊あるいは金融機関の破綻という、そういう社会現象があらわれ始めたところから、この独禁法改正というものが大変大きなうねりとなってきたような感じを持っています。

そう申し上げますのも、きのうの日経新聞にも出ていますとおり、一般企業がどのくらいこの純粹持ち株会社を求めているかという、持ち株会社の導入を考えているかということのアンケートでは、関心はあるが時期尚早であるというのが五・四％、連結納税など制度整備があれば導入するというのが二・六％、導入する方向で準備に入っているというのが〇・九％というのとでありますし、全く考えていないというのは七・二％でございいます。

こんなことからすれば、多分、私が先ほど申し上げましたとおりの、いわゆるバブル経済の崩壊の問題あるいは金融機関の破綻の社会状況があらわれたということから、大蔵省等々のいろいろな考えもありながら独禁法の改正というものの移行し始めたのじやないかと思ひます。

この問題は非常に複雑な背景がございまして、いわゆる労働問題というものの、あるいは金融機関の、特に銀行の持ち株会社をどうするかという問題がございいます。銀行につきましては、金融持ち

株会社法というものを改めてつくるという状況に至りまして、今回の法律案からは外されておりますが、労働問題がまだ解決をしていないと思ひます。したがって、これから、きょうを含めてあと四回質疑が続きますが、民主党といたしましては、この質疑の過程の中で、どのくらい私たちが不安に感じている問題が解決できるかということをよく見てから判断をしていきたいと思ひてるところでございいます。

このことを表明しておきますが、まず、先ほど申し上げましたとおり、独禁法改正が急浮上した背景について公正取引委員会としてはどのように認識をされているのか、お伺いしたいと思ひます。

○根来政府委員 今のお話で、持ち株会社解禁につきまして急浮上したというお話でございましたが、そういう御意見も当然あることと思ひます。しかしながら、私どもの立場を申し上げますと、一つは、持ち株会社解禁、まあ解禁というの

はどの程度かという問題がございいますけれども、解禁につきまして、待望論といえますか、そういう要請がございいます。これは経済界を中心にして、企業戦略の立て方について選択肢をもう少し欲しい、国際的にも持ち株会社を禁止しているのは日本と韓国だけだとか、いろいろの議論がございいます。その一方に、独占禁止法の持ち株会社の制度につきまして、一律規制というのはおかしいのではないかと、持ち株会社の中では事業支配の過度の集中にわたらない部分もあるのではないかと

いう御批判もございました。私どもの方はむしろ後者の方を中心に考えたわけでございます。経済的な問題あるいは戦略的な問題というのは、これを正面からとらえてこれを公認するというわけにはまいりませんので、むしろ九条の一律規制というのが過剰な規制、まあ言葉は悪いのですけれども、過剰な制限といえますか、そういうことにわたっているという批判については真剣に耳を傾ける必要があるというふうな立場であつたわけでございます。

それで、平成七年の十二月に研究会でいろいろ御検討いただいた研究の結果を得て、いろいろの、先生御指摘のようないきさつがありまして今日に至っているわけでございますが、一方、平成七年の三月三十一日の閣議決定を見ますと、事業支配力の過度の集中を防止するとの趣旨を踏まえ、「系列」企業集団等の問題に留意しつつ、我が国市場をより開放的なものとし、また、事業者の活動をより活発にするとの観点から、持株会社問題についての議論を深めるため、検討を開始し、三年以内に結論を得るものとする。

という閣議決定があるわけでございまして、私もこの閣議決定の趣旨を体しまして今日に至っているわけでございます。

そういうことで、持株会社というのは五十年間禁止されてきたわけでございます。午前中に申し上げましたけれども、五十年間鎖国の状態であったのが今解禁という時代に至っているわけでございまして、そういう時の流れをくみまして、こういう法案を提出しているわけでございまして、決して唐突に、あるいは経済界の意向を受けて解禁したというものではないということを御理解いただきたいと思ひます。

○大島委員 急浮上したわけではなく、時代の流れとともに、世界的な大競争時代に日本の企業が生き抜くために、イコールフットイングの関係からアメリカ、ヨーロッパが持っている純粋持株会社という制度を解禁することを決断したというふうなお話をいただいたところでありますが、私自身、それから民主党といまして、純粋持株会社というものは条件を整理しながら解禁していくべきだろうという認識は持っているところがあります。

昭和二十二年に制定された独禁法でございましてけれども、この法律の形成過程で、林先生から先ほど、橋本龍太郎総理のお父さんがちょうど係官をしていまして、一つの本をその当時出しているわけですが、この当時の文章を読むと、今公正取引

引委員会の委員長がおっしゃったようなものとはちよつと違うような感じを持っているのですね。ちよつとこの問題を読ませていただきますと、私の独占の禁止および公正取引の確保に関する法律は、昭和二十年十一月六日付の連合国軍最高司令官の指令に基き、日本政府関係者と総司令部関係者との間の苦心を重ねた調査と何十回にも亘る会議の後に、その制定に着手してから一年有半を経て結実した。各方面の意見もできただけ聞いた。当局者が実状にうといためにこんな法律ができ上つたと思つてゐる人もあるやうであるが、実状を百も二百も承知の上で作つた法律であることを、先ず充分に考えて戴きたい。

という文言が一つございまして。

そしてもう一つに、「この法律の根本方針」というのがございまして、ここにも幾つかの指摘がございまして。

私の独占、不当な取引制限及び不正な競争方法を禁止すると共に、これらの行為を予防する為の補完的措置として、事業支配力の過度の集中を防止する。事業支配力の過度の集中の防止は、不当な事業能力の較差に対する措置、持株会社設立の禁止、事業会社の他会社株式取得の制限、金融会社の他会社株式取得の制限、会社債取得の制限、会社役員兼任の制限、競争会社双方を支配するような株式取得の制限、会社の合併の制限及び会社の営業譲受等の制限によつて行われる。

右によつて、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限との他事業活動の不当な拘束一切を排除する。

右によつて、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにする。

こうして、雇用を増大し所得の機会を多くすると共に、良質廉価且つ豊富な物資及び利益の供給によつて国民実所得の水準を高める。

非常に崇高な理念を持つて書かれているわけござい

います。

この法律は事業の規模を小さくして我が国の経済を貧弱にするものだと思つてゐる人があるやうであるが、決してそうではない。

また、企業結合体に属せず、他の勢力に服しない独立自由な事業者をなるべく多くすること。

等々のさまざまな意見が述べられてゐるわけでありまして。

私は、独禁法の九条で純粋持株会社を禁止するという措置をとつたのは、先ほど林委員からもお話がありました、財閥解体ではないかというのですが、私も財閥解体の一環ではあつたと思ひますが、先ほど連合軍云々というのではありませんか、そういうことであつたと思ひますけれども、それと同時に、戦前のいわゆる大手の企業が非常に伸びてゐた自由な競争がない中で、新しい産業が生まれにくかつた。やはりそういうものをできるだけ抑えて、新しい産業を育てたいという、そういう理想に燃えたものもあつたのではないかと私は思ふのです。

その中で、この独占禁止法の制定をいたしましたけれども、戦後もずっと続いてきた弊害もございまして、これがよく言う系列の問題でございまして、この問題について、この四章研の中でもいろいろ指摘がされておりますが、一つには、我が国の特徴として、我が国においては、現在、事業会社や金融会社による他の会社の株式保有を通じて大企業グループが存在するほか、大企業を頂点とし多数の子会社・関連会社を支配する大規模な企業集団や「系列」が存在していること。

二番目には、上場会社の発行済株式に占める法人所有株式の比率が極めて高く、しかも、公正取引委員会の調査によれば企業間の株式保有関係と取引関係の間には一定の相関関係がみられること。

三点目には、企業による株式所有の目的として、企業間の取引関係の安定を図ることが重要であるとされ

ており、企業集団内での株式の相互持合いが取引関係を固定的なものにしてゐるおそれがある」と指摘されてゐること。

等々の日本固有の風土というものがあつた。こういうものを何とかしたいと思ひもあつて、こういう独占禁止法の九条ができたと思ひます。ですが、今日でも、今の指摘の三点、あるいはまた企業別労働組合という制度も日本独特であります。

さらに、株の持ち合いの問題あるいは少数株主の権利がなかなか重きを持たれない。例えば、この間も三月二十六日の新聞に大きく出ましたが、VIP口座の存在等々、野村証券の不正な、不当な行為があつて強制捜査をしたというのですが、アメリカ、ヨーロッパで純粋持株会社が解禁されてゐるから日本でも解禁しようというだけでは済まない環境があるのではないかと私は思ひます。

さらには、この子会社の株主の権利はどうなるのかとか、親会社と子会社との関係の株主の権利、そしてまた労働問題等々、それから金融機関と企業との関係、世界の流れとして、純粋持株会社を解禁するとはいひながら、日本独特のそういう風土というものをどう入れていくかというものが大変重要な課題だと私は思ひます。

したがって、単純にこの独占禁止法の改正をして純粋持株会社を解禁しようというだけでは、日本のこの風土の中で混乱が生ずると思ひます。が、ここら辺の日本独特の歴史的な風土の認識、そしてその風土の中で純粋持株会社を解禁することについてどういう基本的な御認識を持たれてゐるか、お伺ひしたいと思ひます。

○橋本政府委員 ただいま委員がおっしゃつた日本風土の風土といひますが、そういう株式の持ち合いあるいは企業内取引、系列取引ということは残念ながら認めざるを得ない、こういうふうに思ひます。

しかしながら、この持株会社の九条の改正というものは、そういう点も踏まえまして、全くそう

いうことを野放しにするという改正ではなくて、当然持ち株会社の禁止については残しているわけであり、その残している点は、事業支配力の過度の集中を招くような持ち株会社というものは従来どおり禁止しているわけでございますし、また、九条の第五項には事業支配力の過度の集中というのとは何かという定義がございますけれども、その定義の中にも系列取引等を禁止する旨の趣旨を持った規定を設けているわけでございます。

なお、私も少しは、この改正案が成立した場合、いろいろの運用の状態を見まして、そして再びまた見直しということも考えているわけでございます。その点はこの五年間に、検討期間というか、そういうことを置くという規定も設けていただくようお願いしているわけでございます。

そういう先生のおっしゃるような点も十分踏まえて、改正に踏み切ったわけでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○大島委員　そういう環境も十分考えながら、この純粋持ち株会社というものの解禁をしていかなければならないと思っております。これまで約一年ほど、この純粋持ち株会社についてさまざまな方から御意見を賜りました。非常に大きな影響もありましたし、したがって私としては、このくらいは大丈夫かな、このくらいは大丈夫かなという確認をしながら、その純粋持ち株会社というものをできるだけ開放していくという手段、方法もとるべきじゃないかと思っております。

特に、これまでの勉強といいますが、いろいろなお話を伺う中で、象徴的といえますが非常に印象的だったのは、稲盛和夫さんから、京セラの会長さんからお話をいただきました。通常ですと、経済界はこの法律案に賛成している、したがって、私も経済界の一員だから賛成した方がいいのじゃないかなと思つて、私は、創業時の苦労を思い出しながら、創業時の若いころの心で参りましたということでお話を伺ったことがあります。

今でも系列というものが非常にびびっている、私たちが新しく企業を起こし、この製品はいい製品だと思ってもなかなか売れ込めない、こういう事態を放置しておいて純粋持ち株会社を導入するということとは、ますますそういう系列化が激しくなるのではないかと。そういうことから考えると、私の会社はもうある程度になりましたけれども、新しい会社が芽生えるような余地がなくなってしまうのじゃないか。そういうことから、青年の実業家としての気持ちを持ってきよう参りましたという前段でのお話がありましたけれども、私はその稲盛さんの発言というのは非常に重いのだと思うのです。

したがって、公正取引委員会という機関があり、そしてさまざまな形で努力をされておりますが、そういうところに、やはり十分な環境整備に公正取引委員会としても努める。これは公正取引委員会の範疇じゃない、あるいは通産省の範疇、あるいは労働省の範疇かもしれないが、この純粋持ち株会社を解禁するという法律案を出すのであれば、その環境整備も公正取引委員会の責任としてやらねば、それは私の責任じゃないのだというわけにはいかないと思うのです。

この問題についても、今公正取引委員会の委員長からお話をいただきましたが、ぜひそういうものに対しては十分配慮をした形でこれから臨んでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、さまざまな議論の中で、西川委員からは四十回も一休何をやっていたのだというおしかりのお話もいただいたところでございますが、この間、この四十数回の議論をする中で、共通認識というものがたくさん出てきたと思っております。これは非常に私にはよかったと思うのですが、我が国の企業は現在経済の国際化に伴い厳しい競争にさらされており、経営の選択肢を広げることにより対応能力を高める必要があるという話ですとか、いわゆる国際的なハーモナイゼーションの問題、あるいは現行の事業持ち株会社の親子会社間では

種々の労働法上の問題が発生しているとか、持ち株会社が解禁されると現在の親子会社間で発生している同種の問題が発生することを認識するべきであるとか、持ち株会社解禁に伴い会社制度上の検討すべき課題が生じる可能性があるですとか、あるいは企業のリストラの促進、ベンチャー企業の振興等を図るため、独占禁止政策に反しない範囲で持ち株会社を解禁する必要があるとか、あるいは金融持ち株会社は金融業の異業態の相互参入の方法として議論されている、金融持ち株会社については個別業法上の対応について考慮する必要があるですとか、私はこの問題、四十数回にわたりましたけれども、非常に有益な議論がされたと思っております。今回の法律案も十分そういう経験が生かされた形になったのではないかと思います。

こういう形の中で、今回の法律案が提出をされたところであり、具体的な法律案について何点かお伺いをしたいと思います。

この法律の内容についてさまざまな御意見をいただきましたが、進められているところであり、まず第一に、独占禁止法の改正関係の中で、いわゆる日本の独占禁止法が制定されてこいしてちようど五十年を迎えるわけであり、一つには、少数の企業の結合体のもとに多数の事業者が従属するのではなく、独立自由な事業者が多数存在し、談合やカルテルではなく、公正かつ自由な競争を通じて優秀な事業が大きく伸びていくような経済の姿を実現することが、今日の我が国の独占禁止法の根本的な考え方としてしっかり堅持されなければならないという、いわゆる独禁法を成立させるときにそのような理想を持ってこの独占禁止法が制定されたわけであり、五十年たつて、公正取引委員会の委員長として、現在このような根本精神というものが生かされた形の市場になっているかどうか、このことについて所見を伺いたいと思っております。

○根来政府委員　私も昨年八月に全く方向違いのところから公正取引委員会委員長を拝命したわけでございます。いろいろ、先ほど林委員があるいは委員から御指摘のありました公正取引委員会の歴史なり独占禁止法の歴史を十分勉強いたしましたつもりでございます。しかし、勉強した結果、今おっしゃったような昭和二十二年に独占禁止法ができたときの理想あるいは現在の理想というのは、やはり社会の変遷に伴いまして多少変わっていると思っております。高いところを見ながら仕事をしているという点については、私も、私どもの職員も同じような考えであらうかと思っております。

ただ、いろいろ御指摘のような、省みずれば非力な点もございます。そういう点はいろいろ御叱正をいただいてそれを改めながら、より正しい独占禁止法、独占禁止政策、競争政策の運営に当たっていきいたい、こういうふうに思っている次第であります。

○大島委員　現在でもさまざまな形の談合問題とか何かと言われているし、まだまだ田舎の方にいったりなんかすれば、あるいはまたさまざまなところで談合というものも行われている、私たちが使われているんじゃないかという指摘も財政難の中、さまざまな形で言われていますので、今御意見を賜りましたけれども、ぜひそういう姿勢で努力をしていただきたいと思っております。

それから二つ目には、純粋持ち株会社の禁止の第九条というものがございしますが、これは先ほど申し上げましたように戦前の財閥の復活防止という目的もあつたと思っております。今公正取引委員会の委員長として、第九条、純粋持ち株会社の禁止という、まだ法律が改正されていないわけであり、また第九条についてはどういう御認識を持っておられるか、お伺いしたいと思います。

○根来政府委員　これは先ほど来御指摘のありました第四章研究会の中間報告に詳しく載っておりますけれども、この研究会中間報告によりまして三つぐらい理由がある、こういうふう言っているわけがあります。

一つは、先ほど来ちようだいしております財閥の復活を封じるといふ理由。

それから二つ目は、持ち株会社の性格といたしまして、その機能が他の会社の事業活動の支配そのものであり、それ自身が経済力集中の手段となりやすい。独占禁止法はそのような手段を利用すること自体を禁止した。また、持ち株会社は直接事業活動を行わず、専ら他の会社を支配する機能を営むものであるため、市場経済の競争原理に直接服することがないという性格を有するといふ、一つの持ち株会社の性格からの議論。

それから、先ほど来御指摘のありました我が国の現状についての認識、それは、我が国では企業による株式所有が広く見られ、海外からも、株式持ち合い等が参入障壁、投資障壁として指摘されているという状況にある。企業集団やいわゆる系列の中核となり、経済力集中の手段となりやすい性格を有する持ち株会社を禁止する。そういうことは市場メカニズムの機能が妨げられることを防止する意義を有する。こういうふうに出ておられるわけでありませう。

こういう議論がございしますが、この議論を超えて、今回持ち株会社の禁止規定を緩和するといいますが制限を一部解くといいますが、そういう法案を作成いたしましたして御審議をいただいているわけでありませう。

○大島委員 次に、労働問題について、労働省の担当の方がおいでだと思ひますので、何点かお伺いしたいと思ひます。

一つ目には、純粋持ち株会社解禁を含めて、中期的、マクロ的には雇用増大を期待することができるわけでありませうけれども、短期的、ミクロ的にはリストラ等による雇用問題の発生も増大するおそれがあります。このため、従来以上に労使関係や雇用の安定に十分配慮した労働政策を展開し、社会的セーフティネットを確立しておくことが不可欠だと考えるわけでありませうが、労働省はこの問題に対して、純粋持ち株会社解禁に当たってどのような認識を持って、そしてまた対応

されようとしているのか、現状をお伺いしたいと思ひます。

○岩崎説明員 お答えいたします。

今後、ただいま先生御指摘のような規制緩和とございませうと経済構造改革あるいは少子・高齢化の進展等に伴ひまして、こうした環境変化によります労使関係、労働市場にも大きな影響を及ぼすことも予想されるところでございませう。労働省といたしましては、さまざまな雇用情勢の変化に適切に対応するため、必要な政策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございませう。

また、労使関係につきましても、これまで長年にわたる労使の努力によりまして良好な労使関係が構築されていくところでございませうけれども、今後規制緩和や経済構造改革を進める上でも良好な労使関係の維持ということが重要であるといふふうに考えているところでございませう。

○大島委員 この問題は、多分また労働部会等々、あるいはまた総括のときにでも整理させていただきませう。

次に、純粋持ち株会社解禁により親会社と関係が増加すれば、これに伴つて労使関係上の紛争も増加することが予測されます。これについて、従来からある親会社と関係と異なる新たな法的問題は生じないという見解もお伺いしておりますが、これまでも親会社と関係下の労使紛争がしばしば裁判で争われてきたことからすれば、労働省としてこれまで法律面での措置を講じてこなかったのは、私は労働省の怠慢と言わざるを得ないんじやないかと思つておりますが、このことについて労働省の見解を伺いたいと思ひます。さらに、労働省としては、少なくとも持ち株会社の解禁により親会社と関係が増加すれば、これにより労使関係上の紛争も増加する可能性がある、そうしたことからして労使関係の安定が損なわれることは、これからの日本経済にとつてもマイナスではないかという感覚を持つところでありませうが、労働省の現状としての見解を求めたいと思ひます。

○岩崎説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、労組法第七条の使用につきましても、現行法制のもとにおきましても、労働委員会あるいは裁判所におきましても、例えば形式的には雇用主の地位にない場合でありましても、労働者の労働条件に關しして雇用主と同一視される程度に現実が具体的に支配、決定することができる地位にある場合を含めまして、一定程度適切な処理がなされてきたものと考えているところでございませう。

しかしながら、我が国におきまして、先ほど申し上げましたように、これまで長期にわたる労使の努力によりまして築かれてまいりました良好な労使関係につきましても、今後、規制緩和あるいは経済構造改革など、社会経済情勢の変化の中でも引き続き労使の意思疎通といふことは非常に重要な課題でございませう。そういう中におきまして、御指摘のように労使関係の安定が損なわれることのないよう、労働省といたしましては労使合意の形成の促進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございませう。

○大島委員 さらに質問させていただきますが、持ち株会社解禁に伴う労使関係問題について、労使団体間で協議を続けていくという合意がなされましたけれども、労働省としてはどのようにこれにかかわっていくのか。

さらにはまた、少なくとも、今後の我が国の経済構造改革の進展や持ち株会社解禁に対応してこれからの労使関係のあり方について検討するためには、労使関係に関する審議会を設置すべきだと思います。そしてその中で、企業グループにおける労使協議制度の導入等についても早急に検討すべきではないかと私は思ひます。労働省の現在の見解をお伺いしたいと思ひます。

○岩崎説明員 お答え申し上げます。

持ち株会社の解禁に伴う労使関係上の問題につきましては、御指摘のように、先般労使の合意がなされまして、二月二十五日の与党の独禁法協議会に報告されたところでございませう。労働省とい

たしましては、今後、国会での御議論も踏まえながら適切に対処してまいりたいというふうに考えているところでございませうが、今後の社会情勢の変化の中で、労使合意の形成の促進のために、必要があればいろいろな角度から検討してまいりたいというふうに考えておるところでございませう。

具体的にどのようなことを検討するかにつきましては、御指摘の問題も含めまして、今後労使関係者とも十分相談しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございませう。

なお、審議会の設置につきましては、この問題の検討につきましても必要なのではないかというふうに考えているところでございませう。

○大島委員 必要ではないかと考えているということですが、審議会の設置といふのは大変難しいといふことだと思ひます。本来ならば審議会でやるべきだと私は思ひますが、必要ではないといふことではなくて、審議会、今さまざまな形でたくさんありますので、新たにまたつくるといふのは大変だといふことは間接的に聞いておりますが、審議会をつくるぐらいのつもりでこの問題には取り組んでもらいたいということを申し上げておきたいと思ひます。この問題も、さらに今後の審議の中で議論をさせていただきたいと思ひます。

それから、ちよつと具体的な話になつてまいりますが、不採算部門を整理する目的で子会社化して、労働者をその意に反して転籍ないし退職、出向させることは、労働基準法上は解雇に当たるといふことをお伺いしたいと思ひます。

○青木説明員 意に反した転籍といふことでありますが、判例、学説によりますと、転籍はもとの労働契約関係を終了させて新たな労働契約関係を成立させるといふものでありまして、労働者の同意が必要だといふふうにされております。したがつて、労働者の同意を得ないで転籍あるいは退職、出向、そういった命令を行うことは、解雇に相当するといふふうに考えております。

○大島委員 それからまた、転籍、退職、出向命

令を拒否したことを理由とする解雇は懲戒権の正当な行使の範囲になるかどうか、この件についての見解もお伺いしたいと思います。

○青木説明員 解雇につきましては、それが客観的に合理的な理由を欠いて、社会通念上相当として認めることができないというような場合には、権利の乱用として無効と解するという裁判例が確立しております。転籍、出向については労働者の同意が必要だというふうに申し上げましたけれども、それを拒否したことをもって、それを理由とする解雇は、一般的に合理的な理由を欠いているものというふうに考えられますので、無効と判断されるのではないかとこのように考えております。

○大島委員 以上、労働問題について何点か基本的なことについてお伺いしましたが、きょうの御回答を私も改めて分析をしながら、これからの質疑のベースにさせていただきますと思います。

それから、金融問題についてお伺いをしたいと思います。この純粋持ち株会社解禁、いわゆる独禁法の改正の議論の中で多くの時間を割いたのは、労働問題とこの金融持ち株会社といえますか、大手銀行の持ち株会社の問題でございませう。

先ほど根本公正取引委員会の委員長と日本の風土についてさまざまな御議論をさせていただきましたが、金融機関のいわゆる環境、日本の国内における環境とアメリカ、ヨーロッパにおける金融機関の環境というのは大きく異なっているという実態がございします。今回そういうさまざまな議論の中から、当初は、大蔵省もあるいは労働省もこの純粋持ち株会社に関する影響というものを余り実感されていないよう、どうして純粋持ち株会社の、いわゆる独禁法の改正の審議の中に引き組みを始めたか、また大蔵省も、この金融問題、非常に大きな課題があるということで、さまざまな形で検討を開始していただいていると伺っております。

金融持ち株会社は、先ほど林委員からも御指摘いただきましたように、別枠で法律をつくるというところになっておりますが、特に日本の場合、改めて純粋持ち株会社をつくるからということよりも、世界的なイコールフットリングという観点から申し上げれば、銀行界の不祥事等々が昨年、一昨年あたりからさまざまな形で表面化した。不良資産の問題も出てまいりました。銀行界に対する国民の不信というものが、金融機関に対する不信というものも出てまいりました。

私は、この問題を大蔵省がバブル経済の崩壊以降、言ってみれば放置してきたのじゃないか、もっと早く金融界の正常化といいますが、健全化に努めなければならなかったのではないかと思います。もちろん、私は大蔵省の責任は大であると思っております。もちろん、ちょっと話は別ですが、動燃問題の科学技術庁の責任も大でありますけれども、この金融の不安あるいは金融破綻、あるいは国民からの金融に対する不信感が出ています中で、大蔵省がその問題に対してなかなか腰を上げなかったという実態が大変私には問題だと思っております。

まあ、それはそれとしながら、この純粋持ち株会社は、どちらかというと、先ほどのお話ではありませぬけれども、事業持ち株会社がありますから、製造会社は余り興味を持っていないのです。一番やりたがっているのはどうも金融業界だという認識を、過去のさまざまな勉強会等でわかりました。そういうことで、去年からやっているわけでありまして、本来であれば、もうこの金融持ち株会社に関する一つの方向づけというものがあってもいいのではないかと思うのですが、まだそれが出てきていないという意味では、大蔵省のこの問題に対する取り組みが非常に甘いかなと思っておりますが、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○五味説明員 金融機関が経営の組織形態としたしまして持ち株会社という手法がとれる、これを活用するということは、金融の効率化でございしますとか、あるいは金融機関を利用いたします利用

者の利便といった意味で非常にこれの向上に資するという効用を持つております。特にさまざまな競争が促進されるという中で、こうした組織形態を選んで選択の幅を広げていくということが、金融システム改革の中では非常に大きな意味を持つておるとい認識でございまして、持ち株会社が形態として使えるようになるという今後の改正を控えまして、私どもも、金融法などの改正を非常に速やかに作業する必要があるというふうに考えております。

何分にも、業態間の相互の参入でございしますとかあるいは新規商品の開発など、業態間にさまざまな影響の出る話でございしますので、具体的にどのような形の持ち株会社が利用できることになるとかという問題が一つございしましたのと、それから、こうした問題を、関係の審議会などで関係者の意見を十分聞いた上で、どういう形の金融持ち株会社のあり方、あるいはこういういったものに対する業法上の規制のかかり方ということになるのが望ましいかということとを少しきちんと議論をする必要がございまして、時間がかかっております。

現在、二〇〇一年を目指しました東京版のビッグバンの検討の一環といたしまして、この六月をめどにこのプランを具体的に作るという作業を各審議会で行ってございまして、その一環として、金融に關係いたします持ち株会社に関するさまざまな問題を活発に御議論をちょうだいをいたしております。各審議会それぞれ複数の回数の審議をもう行っておりまして、六月をめどに、こういった議論を十分踏まえながら、また諸外国の制度なども十分踏まえながら基本的な考え方を整理をしていく、こういう状況に今なっております。

いずれにいたしましても、改正独禁法の施行日というものが決まってくるわけでございしますので、この施行日をにらみまして可及的速やかな準備をしまいたしたいと思います。

○大島委員 この質問をするに当たって係の方にきていただいて状況についてもちょっと伺ったこ

とがあります。金融持ち株会社で一番問題になるのは、いわゆるファイアウォールの問題、それから金融持ち株会社がどういう業態の会社を子会社にできるか、そういう規定が必要なんだろうと思うのですけれども、いずれにしても、大変な資本を持っていますし、やろうと思えば何でもできるということになるのです。

したがって、アメリカの例が一番適切かなとは思っておりますけれども、アメリカにおいても、銀行持ち株会社法というのが一九五六年に制定されています。もう四十年前の話であります。そういうものが四十年前にできている。それから、ファイアウォールの問題についても、大抵の骨格、まあこういうことなのかなと思っておりますけれども、融資規制ですとか、機関名の規制の問題、あるいは情報の隔離の問題等々、もう昨年の二月、三月時点からこういう基本的な問題はわかっているわけなんです。それでここの六月というところでありますから、大蔵省の方は困らないかもしれませんが、あんなに早く、あの当時、金融機関は非常に困っていた。一生懸命、何とかしてほしいというふうな話も随分聞かされたので、この問題は、官僚の方は困らないかもしれませんが、やはり私も政治家も、それから行政もそうなんです。最大のサービス機関でなければならぬと思うのです。そのために税金を払っていただいているわけですから。六月という話が今出ました。速やかという話もありましたけれども、ぜひこの問題、国民も納得する形で、あるいは金融業界も納得する形のものをぜひ早くつくっていただきたいと思います。

特にその前提としては、先ほど申し上げましたとおり、金融業界のいわゆる不健全な実態というのが顕著にあらわされていますから、純粋持ち株会社は持ち株会社としながらも、全体的に洗い直して、不祥事が起こらないように、金融業界も証券会社も含めて総見直しをやりたいと思います。ぜひそういう観点から、六月には、まとまりましたらまた教えていただきたいと思います。

と思ひます。

そしてまた、金融持ち株会社が解散された以降の社会的な影響といふか、どういふことが予測されるのか、大まかな話をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○五味説明員 組織形態として持ち株会社という形態を金融機関が選べることになり、組織形態としての選択肢の拡大の中で、特に新しい参入といふところに非常に効果が出てまいりますのと、それから、こうしたことを通じまして機能の強化といふことが行われます。

予想されますのは、例えば金融機関が提供いたしますサービスというのは国際的に現在非常にポーターレスになっており、同時に、商品の性質自身が複雑、高度化をしております。これを利用しようとする利用者の方のニーズというのも非常に多様化をしておりますので、一つの会社ですべてを開発をするというやり方ではなくて、それぞれ専門性を持った、小さな機動的な会社が非常に高度な開発をし、かつ、それがばらばらに動くのではなくて、これを総合化をいたしまして、いろいろなパッケージを組み合わせて顧客のニーズに応じた提供をしていく、こういった高度化と総合化という開発が非常に重要になってまいります。金融制度調査会におきましても、こうした意味で組織形態としての持ち株会社というのは大変有効であるという指摘がなされております。

このようなことが可能になってまいりますと、日本の金融機関をめぐる環境としては、現在国際的な競争にさらされております金融機関が、国際競争の面で、いわば世界的なイコルフツティングのもとで自由な競争ができるようになる。結果として勝つか負けるかはわかりませんが、自由な競争ができるようになるということが一つございます。また、こうした競争が非常に激化をしております中で、競争の中で利用者に対してよりよいものを提供しない者は生き残れないということから、金融機関を利用する者にとつ

て、利用者利便あるいは利用者の資金運用の効率化という意味で大変なメリットが出てくるというふうに考えられます。

ただ、実際にどういふ金融機関がどのような組織形態を選ぶのかといふのは個々の金融機関の経営選択の問題でございますので、私どももいたしましては、個々の金融機関がこうしたニーズに応じた適切な経営形態の選択、経営戦略をとることができるよう、そのインフラストラクチャーといひますか、まさにおっしゃいますサービスでございますので、行政の面でこうした自由な経営選択をなるべくお助けできるように、そういう仕組みもビッグバンの中で工夫をしていきたいと考えております。

○大森委員 時間があと二、三分になりましたが、大森省もぜひ、今いろいろおしつけないことも申し上げましたけれども、やはり日本の経済の中核である大森省がしっかりといたたかないとこれから大変なことになるといふのは目に見えていますから、純粋持ち株会社問題にも積極的に対応していただきたい、そして金融機関の健全化に向けてさらに努力していただきたいことをお願いしておきたいと思ひます。

最後にになりましたけれども、先ほど林先生から御指摘がありました、これから純粋持ち株会社に関するガイドラインをつくるという話でありましたが、林先生がおっしゃる通りに、これを公正取引委員会がつくる、基本的なものはそれでいいかもしれませんが、やはり私も議員が、商工委員会の中で、ガイドラインの中でどんなものが必要かといふことを十分吟味した上でガイドラインは決めていただきたい。公正取引委員会にガイドラインについてはお任せしようとはならないと私は思ふのです。

この点については、林先生の指摘のとおりだと、私は支持をしたいと思ふ。先ほど塩田局長から、もちろん参考になりますという発言がありました、参考にしますではないのです。この商工委員会、私どもの委員会の中でこのガイ

ドラインについては十分審議して、私は承認をした上でやつてもらいたい。公正取引委員会がガイドラインを自由につくって、そのガイドラインに沿った形で公正取引委員会が自分でコントロールするといふような形は、決して私は健全な公正取引委員会にならないと思ふのです。このガイドラインといふのは非常に重要な意味を持ちますから、私は、この点で林先生と同じように、このガイドラインについては委員会として十分な審議をして、内容については精査させてもらいたい。このことを申し上げておきたいと思ひます。

ちよつと時間が来ましたので、終わります。ありがとうございました。

○武部委員 次、大森省。

○大森委員 日本共産党の大森省でございます。まず最初に、持ち株会社はなぜ禁止されてきたか、この点からお伺ひしたいと思ひます。

これに関連して、先ほど、これまでの議論で公取委員長は、持ち株会社禁止の意味について、例え話ではあるでしょうけれども、二度にわたって鎖国という表現をされました。これは、経済民主主義の象徴とも言われ、しかも少なくとも一時期においてはその積極的な役割をほとんど皆さんが共通して認められるこの条項について、やはり鎖国という表現は不適切、不見識じゃないだろうかと思ひます。

そこで、持ち株会社禁止については、これまで六〇年代あるいは八〇年代、解禁を求める相当大きな波が何度かにわたってあったわけですが、ともかくも今日まで五十年間、この持ち株会社禁止といふのは守られてきたわけであり、なぜ持ち株会社は五十年間禁止をされてきたのか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○根来政府委員 ちよつと言葉が過ぎまして、申し上げましたけれども、決してそういう本来の鎖国という意味で申し上げたわけではございませんので、御了承いただきたいと思ひます。

これは、今までもいろいろ御議論がありましたように、昭和二十二年の三月に旧帝国議会でこの

独占禁止法、いわゆる独占禁止法でございますが、可決されました、そして公布、施行されたわけでございますが、その法律の中で持ち株会社が禁止された理由は、まず當時は沿革的理由というのが非常に大きかったと思ひます。當時の連合国の政策といふことで、非軍事化、経済民主化といふことの一つの方法としてこの独占禁止法というものが公布、施行されたのではないかと、こういうふうに思っております。

當時は、御承知のように、いわゆる純粋持ち株会社も事業持ち株会社も、これは一部解禁されておりましたけれども、この両方が禁止されていたわけでございますが、昭和二十四年の改正に至りまして事業持ち株会社といふのが解禁になった、こういう流れになっていくわけでございます。

そういうことで、この純粋持ち株会社というのは今日に至るまでずっと禁止されていたわけであり、沿革的理由もございしますが、持ち株会社の性格、持ち株会社に内在する性格ということもあり、また我が国特有の株式の持ち合い、あるいは系列取引、企業内取引というように、これを前提とした場合には、やはり持ち株会社は有効であろうといふことで禁止されてきたのだと理解しております。

○大森委員 一つは沿革的理由、それから我が国経済特有な系列取引等との関係、そして持ち株会社が持つ内在的な性格とおっしゃったのですが、内在的な性格といふのはどういふ性格ですか。

○根来政府委員 これは先ほど来引用しております中間報告にあるのでございしますが、持ち株会社の機能が、他の会社の事業活動の支配そのものであり、それ自身が経済力集中の手段となりやすい、こういうふうなことで、「手段となりやすい」といふ点に着目いたしまして持ち株会社を禁止したという趣旨があるのではないかと、このように思ひます。

○大森委員 今おっしゃったように、それ自身が経済力集中の手段と事業支配力の過度の集中をも

たらずということで、まさにそれは内在される性格、さらにもつと言葉をかえて言えば、持ち株会社の存在そのものが反競争的であるということを示すと思ひますが、どうでしょうか。

○根拠政府委員 そういふことで、またこれも言葉が悪いとしかれるかもしれませんが、持ち株会社の内在的性格にかんがみまして大きく網をかけた。大きく網をかけて禁止しておいたということについて最近いろいろ批判がありまして、もう少しその事業支配が過度に集中することがないよう持ち株会社、例えば小さな会社が二つありまして、その上に持ち株会社があつた場合に、そういうのは事業支配が過度に集中するというようなことは考えられないのじやないかというふうな議論がありまして、そうしたらこういう場合はどうだ、ああいう場合はどうだというふうないろいろの例示が提示されますと、やはり我々も、持ち株会社の中には事業支配が過度に集中しない持ち株会社もあるのではないかとということ、いろいろ検討しました。また、いろいろの御意見もちょうだいしました。

○大森委員 こうやって今回の事業支配力の過度集中になるもの設立、転化について禁止をしたということになるわけでありませうけれども、それによつて、先ほど公取委員長自身が示された三つの持ち株会社禁止の理由は解消をされないと私は思ひますが、どうですか。

○塩田政府委員 先ほど委員長から、九条におきまして持ち株会社を全面的に禁止している理由として三つ、一つは沿革的な理由、二番目に持ち株会社の性格、これはそれ自身が経済力集中の手段になりやすいということ、それから三番目に我が国経済の実態からということでございます。それぞれにつきまして考えてみた場合に、戦前

のいわゆる財閥が復活することを防止するというのが第一番目のあれだと思ひますけれども、午前中の議論もございましたが、戦前のいわゆる財閥をどういふふうにとらえるかということでありまして。一般に言われておりますのは、特定の家族といひますか、人的な關係を持つてゐる同族がその株の大半を持つて、それが財閥本社を所有してゐる、その傘下に多数の大企業がある、こういった図式だろつと思ふのですが、現在の日本で考えてみた場合に、第一番目の家族といひますか、人的な關係で大企業、大きな持ち株会社グループを支配するといふことが出てくるかといふと、なかなかそういうことは想定しにくい。よく言われておりますように、株式の分散がかなり進んでゐる。しかもそれが法人の所有の比率がかなり高まつてゐるというふうなことが言われておりますので、そういう意味ではあれは出てこないだらう。ただし、規模としての大きな持ち株会社グループが出てくるかどうか、これは可能性があるだらう。それから持ち株会社の性格として集中につきなりやすいといひますか、そういう点はありますけれども、その点をどうするか。それから現在の日本経済の実態から見てどう考へるか。その点を考へてみた場合に、独禁法の第一條の目的規定の中に「過度の集中を防止して」といふことがございますので、持ち株会社を全部禁止しておくのではなくて、過度の集中にわたらないようなものについては禁止を解除する、事業支配力が過度に集中するような持ち株会社は引き続き禁止をする、そういうことで、独禁法の目的を維持促進するといふ競争政策は貫けるのではないかとこの改正法案の考え方でございます。

○大森委員 存在自体が反競争的であるといふ点からいって、私は今回の改正案でそういう三つの理由というのが解消されないと思ふわけなんです。その点は、例えばこれはいろいろな形で言われてゐるわけなんです。公取事務局自体が報告しました欧米における持ち株会社の実態調査、この中で、私も本会議でこれを引用しましたけれども、も、そういう実態があると思ひます。そこで、事業支配力の過度集中の、では過度とは何かといふことでありますけれども、先ほどお話をあつたように、戦前の財閥支配、こういうものを念頭に今回法案の中に盛り込まれてゐるわけなんです。まず確認をしておきたいのですが、戦前の財閥を中心としたピラミッド型支配の特徴について、これは財閥傘下企業の払込資本金の対全産業比率は一体どういふ状況であつたか、四大財閥について、昭和十一年、一九三七年の時点と、それから六大企業集団について同じように払込資本金の全産業比率はどうなつてゐるのか、現在の数字を示していただきたいと思ひます。

○塩田政府委員 どうも手間取りまして申しわけありません。第一番目に、戦前の財閥のウェイトがどのぐらにあるかといふことでございますが、手元にあります資料によりますと、いわゆる四大財閥で見ますと、これは全部の産業だと思ひますが、昭和十二年が一〇・四％でございます。昭和十六年が一・二％でございます。それから、昭和二十一年時点だと思ひますが、この数字が非常に高くなつておりますが、二四・五％という数字がございます。今の戦前の財閥のデータは全部払込資本金のシェア、ウェイトでございます。それから、私も現在やっておりますのは主として総資産の方でやっておりますので、若干比較のあれが違つて御容赦いただきたいと思ふのですけれども、直近で六大企業集団の実態調査をいたしましたのが平成四年でございますので、それより若干年次は古いと思ひますけれども、これで見ますと、金融業を除く六大企業集団のメンバー企業の総資産、全法人といひますか、金融業を除いたところで見ても、総資産を占めますと二・五％でございます。なお、五〇％を超える子会社を含めると、この総資産の一・二・五％というのが一六・五六％になるといふ調査結果になっております。

○大森委員 公取の方からいただいた、資本金の方の現時点では、六大企業集団で一九・二九％と、二〇％近くはなつてゐるわけですね。今御答弁いただいたように、戦前の四大財閥の場合も一九三七年が一〇・四％、一九四六年、わずか九年そこそこ二倍以上の二四％を超える。私は、このことが大変重要なことを歴史的に示しているのではないかとこのことを指摘をしておきたいと思ひます。

○塩田政府委員 それでは、先ほど申ししております持ち株会社禁止の趣旨を根本的に変える理由についてでありませうけれども、これは私本会議でも総理に伺ひまして、総理は、持ち株会社解禁で我が国企業の国際競争力を強める、こういう趣旨の答弁をされました。そこで、きょう官房副長官においでいただいてゐるのですが、持ち株会社を解禁するとどうして国際競争力が強まるのでしょうか。○与謝野政府委員 日本の経済の競争力というのは何も日本全体としての国際競争力ではなくて、やはり個別企業の集合体としての経済の競争力だと私は思つております。今回の独禁法改正が直ちに国際競争力の強化に結びつくかといへば、それはそうではないのだらう。国際競争力を持つためには、生産性が高い、品質がよい、商品に新規性があるとか、いろいろな要素で成り立っているわけでございます。ただ、私も競争をしております。特に欧米先進諸国の制度と比べますと、いわゆる今回の持ち株会社、ホールディングカンパニーという制度は、戦後我々は持つていなかったわけでございますが、やはり個別の企業を経営される方々、こういう方々にとりましては、そういう経営形態も選択し得る、そういう中で新しい分野に進出をする、あるいはややベンチャー的な分野でもそういう資本という意味で参加していく、いろいろな道が開けるという意味では、経営者にとっては欧米先進諸国との競争場裏において同じルールで戦う

年には五〇%、二五%、一〇%ということになつたわけなんです、今度はこういうのを全部取つ払つてた五〇%超だけという、ここに今回の改正案の公取の姿勢の典型的なものが私は示されていると思います。このベンチャーキャピタルの定義との関係で、なぜ五〇%超だけにしたのか、お示ししたいかと思ひます。

○塩田政府委員 今回の改正法案におきましては、持ち株会社の定義を御指摘のように変更いたしましたので、ある会社の総資産の中で子会社の株式が五〇%を超えるもの、しかも、その子会社の定義が、五〇%を超える株式を保有する会社ということでございます。そこは現行の規定とかなり定義が変わつてきております。

変えた理由でございますけれども、今回、持ち株会社を一定の範囲で許容するというにいたしましたわけでありまして、持ち株会社につきましては、一定規模以上の持ち株会社については、毎年持ち株会社グループの事業の概況等について報告をしていただくことにしております。したがって、いわゆる持ち株会社といいますが、自分が持ち株会社であるのかそうでないのかという判断を自分でできるような、なるべく明確な基準にする必要があるのではないかというのが第一点でございます。

それから第二点は、持ち株会社は、九条の二という、「大規模事業会社の株式保有総額の制限」という規定がございます。これも、第一条の事業支配力の過度の集中の防止と同じような趣旨に基づいて昭和五十二年に制定された規定でございますけれども、今回の改正案では、持ち株会社については、過度集中という観点からは九条で規制をする、持ち株会社でない会社につきましては九条の二で規制をする、したがって、九条の適用対象になるのか、九条の二の適用対象になるのか、これを判断としておく必要があるというその二点から、五〇%超、五〇%超という定義をしたわけでございます。

ただ、持ち株会社の定義はそういうことにいた

しましたけれども、過度集中にわたるかどうかという判断の際には、五〇%を超える株式を所有している子会社だけではなくて、事業支配力が及ぶそれ以外の会社についても考慮の要素にするということでございます。

○大森委員 事業者が客観的に判断できる、そういう意味で、判断しやすいという意味で五〇%超を取り入れたということなんです、それはいいわば苦しい紛れの御説明で、先ほど申し上げたベンチャーキャピタルの比較の厳密な定義等は説明できないと思うのです。

実態的にも、六六企業集団の社長会メンバー企業百八十九社の上場企業に対する融資比率は三七・八%ということですが、役員派遣数が上場企業社外役員数に占める比率が四六%ということ、で、企業支配という点では、かつてベンチャーキャピタルの定義にあつたように、役員の派遣という面も重要な側面を持つておるということがあるわけなんです、そういうのが一切抜かれてしまつてゐる。ですから、もう特定の、ごく限定されたケースだけを示して、それだけを禁止して、あとはもう自由にやつてください、そういう意味では、いわば今回の改正案は持ち株会社のお勧め法案だ、このように申し上げてもいいのではないかと私は思ひます。

もう時間がなくなりましたので、金融持ち株会社について、これは従来、七〇年代には、株式保有制限一〇%から五%により一層強化するというような形で、金融機関が株式を持つて他の会社を支配することに對して厳しい規制が行われてきたわけでありまして、今回、金融持ち株会社は解禁するというところで、しかも、傘下の金融機関についても、株式の保有をどうするのか、現在これは検討中ということでありまして、これも、これまでの従来の立法趣旨からいへば、やはり傘下の金融機関について、株式保有制限、きちんとこれは持つべきではないかということが第一点です。

それから、既に日本の金融機関が、産業支配力、あるいは他の中小金融機関等々に相当な影響

力、支配力を持つておるということで、現状についてお聞きをしたいのです。我が国の国民金融総資産、これに對して、六六企業集団の中心、中核銀行である六行の総資産、これは三百三十六兆円だそうでありまして、金融機関全体では総資産はどのぐらいになり、そして国民金融資産に占める比率はどのぐらいになるのか、もしわかりましたら示していただきたいと思ひます。

○塩田政府委員 順番が逆でございますけれども、二番目のデータのお話でございますが、大変恐縮でございますが、私も、今手元にございません。ちよつと私、まだ見たことがないものですから、あるいは難しいのかもわかりません。いずれにしても、ちよつと現時点では手元にありませんので、御容赦をいただきたいと思ひます。それから、最初の御質問で、十一條の規定を例えば金融持ち株会社についても適用すべきかどうかというお話だろつと思ひます。

この点につきましては、十一條の規定自体が金融会社に對してのみ適用になると規定されておりますので、確かに、一昨年の四章問題の研究会の中間報告書の中では、金融持ち株会社についても金融会社と一緒に合算をして五%にしたかどうかという御提言がございましたけれども、この点につきましては、その後、我々の中で検討いたしました、金融持ち株会社は金融業を営む者ではないということで、金融会社に對する規制としての十一條の規制は金融会社に對してのみ適用すべきではないかというところで、今回は特段、金融持ち株会社について十一條を適用するよう、な、そういう改正案は御提案をしていないところでございます。

○大森委員 時間が参りましたので、最後に、せつかく官房副長官に残つていただきましたので、論議のあり方、そして、公正取引委員会のあり方についてであります。

二月の産経新聞に、「十五兆円」の理屈はこれから考えます」ということで、根拠委員は、「二十兆でも十五兆でもそう変わらないが、与党

の議論の赴くままに十五となつた。根拠があるといへばあるし、ないといへばないので国会提出、論議までに理屈を考えなければいかんと思つてゐるところです」と会場を沸かせた。「こういうぐあいになっております。このことを今ここであれこれ申し上げる時間はありませんけれども、私は、もしこの報道が事実とすれば、極めてゆゆしき問題であると思ひます。公正取引委員会の独立性というものは、単に職務執行の独立性だけではなく、単に職務執行の独立性だけではなく、

一九四七年、独占禁止法が制定されて直後の、當時はまだ司法省でありますけれども、司法省民事局第一課長の石井良三氏が、職務執行の独立性について述べると同時に、

委員会の立法的機能の主なるものは、不公正な競争方法の指定権と国会に對して、本法の目的を達成するために必要な事項に關して、意見を提出する権能である。

加えて、
内閣総理大臣は、自己の意見を表明するのは格別、委員会の意見に對して修正又は変更を加えることはできない。国会に對して、意見を提出しうる事項は、本法の目的を達成するために必要な一切の事項に及ぶのであるが、国会が立法機関である点からして、本法の観点からする既存法令の改廃、新法令の制定等の所謂立法勸告が、その主要なものとなるであらう。

その権能について、非常に重く、重大視して、明確にしているわけで、ここに原点があるわけでありまして、

内閣総理大臣も物が言えないとまで言つてゐるわけでありまして、先ほど来の議論で、わずか一週間で大きく百八十度転換した。これは、内閣総理大臣は言えぬけれども、与党は言えるのかというやうな形になると思ひます。公正取引委員会が独立性を持つて、本當に公正かつ自由な競争が維持されるよう、なお一層の御努力をお願いして、私の質問を終わります。

○与謝野政府委員 公正取引委員会は極めて独立

性の高い行政機関でございませうけれども、憲法に書いてありますように、「行政権は、内閣に属する。」という事でございませうから、やはりその憲法の原則に従った組織であると私は思っております。また、独禁法関係の立法、あるいはそういうものの提案、そういうものも公取としては考えることがあろう。また、与党として、あるいは内閣として、独禁政策あるいは公正な競争を維持するためのいろいろな政策も考えるでしょう。しかし、これはあくまでも国会に法律として御承認をいただくという過程を経るわけでございしますから、やはり公取が立法機能を持つというのは言い過ぎであらう、提案するという場合はあつたとにしても、これは国民の代表である国会で御承認をいただき、法律として成立した場合、公取が権限を付与されるということが、私は正しい姿であると思っております。

それから、個別の、いわゆる職権行使の独立性というものは、これは、個々の事案についていろいろの人がいろいろなことを言わない、やはり独立した国の組織が個別事案に照らして物事を判断していく、それがより公平な判断になるであらうという推定のもとに成り立っている制度でございまして、これは一つ公正取引委員会ばかりでなく、検察庁もまた独立して職責を遂行しているわけでございします。

しかし、行政権は内閣に属するという大原則は憲法にあるわけでございまして、行政機関が行うことについて全く内閣が責任を持たないというような体制はむしろ民主的ではない、私はそのように承知をしております。

○大森委員 終わります。

○武部委員長 次に、横光克彦君。

○委員長退席、小川委員長代理着席

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

戦後五十年間経済憲法とも言われました独禁法の九条の改正によって、純粋持ち株会社の解禁がこれから行われるわけでございしますが、ここに至った経緯、林義郎先生からお話ございました。

現在のこの日本の経済構造の中で、多角化、多様化、そしてまた国際的な競争時代に入った中で、先般、与党三党でこの解禁が合意されたわけでございします。

現在の私たちの国の経済は、目覚ましい技術革新、そしてまた国際化、サービス化、そういった進展によって経済構造が大きく変化しております。そういった中で、従来の業務の垣根を越えた企業間での競争が始まっているわけでございします。そういった意味で、各企業は競争に打ちかつためにこの不況の中で本当に御奮闘されている。その一つの道が、リストラと呼ばれる事業構成の再構築に取り組んでおられるわけでございします。

このリストラというのは、企業が生き残るための努力の一端であるわけでございしますが、現在、これは新規分野への進出による事業の多角化を目指す企業が非常に多いわけでございします。また、こうした事業部門だけでなく、本体事業に附帯して必要となる不動産管理サービスやあるいはコンピューターなどの情報関連サービス、あるいは物流などの間接部門でも分社化が進められ、本社のスリム化に取り組まれているわけでございします。

分社化によるグループ経営、これは経営者サイド、いわゆる経営戦略という意味ではいろいろなメリットがあるわけでございします。意思決定が早く機動的な対応ができるとか、あるいはまた給与水準や労働条件等を独自に決定できたり、リスクの分散ができたり、そういった利点があるわけでございします。ですから、そういったことから、企業のリストラの動きは、今回のこの法改正、大改正によってさらにこの分社化が進んでいくであらう。このように思われるわけでございします。

これまでの持ち株会社の規制は、企業がそのすべての事業を分社化することは許されておらなかったわけでした。本業部分は親会社に残すという方法がとられていたわけですね。しかし、今回の持ち株会社の解禁後は、本業をも含めた事業構成の見直し、子会社の売却などの形で機動的に行うことができるものと考えております。そう

なりますと、やはりいろいろなこの法案に關しての諸問題が生じてくるのではなからうか、そういったいろいろな関連法案の法整備というものがこれから必要であらうと私は思っておりますが、その中で、私、子会社の従業員労働者としての権利をどのように保護していくのか、この問題をちよつと取り上げて質問させていただきたいと思っております。

戦後の経済成長は、これはまさに労使一体となつてこまめに進んでいって、この経済の大改革の中では、それぞれに關与する人たちのこともやはり考えていかざるを得ないだろう、このように思うわけでございします。

そういったリストラが進んでいる、そしてまたバブルの崩壊後、不況が続いてきたわけですが、余りにも激しいバブルであったために、その後遺症としてまた厳しい不況が続いているわけですね。これまでの不況、これまでのそういった感じは、いわゆる構造不況業種が生み出す雇用の問題は、輸出産業を中心とした生産産業が吸収して、そして国全体の経済の中ではそれなりに雇用の安定というものが実現されてきたということもあるわけでございします。

しかし、今回のバブル崩壊後の不況はともそんなものじゃない。自動車や電機といったリーディング産業から素材型産業、また建設業やまたさらにホワイトカラー比率の高いサービス業に至るまで、広範な産業が不況の深刻な影響をこうむっているわけでございします。そのためにリストラが進行して、広範な産業分野で雇用の不安がさらに指摘されるのじゃないか、そういった危機があらわれます。

労働界では、今回のこの純粋持ち株会社の解禁によって分社化などを中心としたリストラが一層進行すること、雇用水準がさらに低下するのではないかと、またそのことによって労使紛争等も増加するのじゃないか、そういった不安や心配があるわけでございします。そこでまず、労働省にお聞きしたいわけでござ

います。今回のこの大改正、これを契機として、持ち株会社の団体交渉承諾義務、これを司法の判断に任せることなく労働組合法にはつきりと明記すべきじゃないかと思っておりますが、労働省の御見解をお聞かせください。

○岩崎説明員 お答え申し上げます。

持ち株会社の解禁に伴います労使関係法上の問題として、ただいま先生御指摘になったような議論も種々あつたわけでございしますが、この問題につきましても、先般、労組法などの改正問題も含めて今後検討し、必要な措置をとるということなどを内容としたします労使の合意がなされまして、与党の独禁法協議会にも報告されたところであります。また、与党の方から労働大臣にも協力方の要請がなされたところでございします。

労働省といたしましては、この要請、今後の国会での御議論を踏まえながら、労使の合意というものも踏まえ、適切に対処してまいりたいというふうに考えているところでございします。

○横光委員 確かに今度労使の関係者がそういった合意を目指して協議を始める、検討期間二年を目途としてやるということになっておりますが、この問題は労働省が所管しているわけですので、そういった労使の関係者のこれからの話し合いを見守るだけでなく、率先して労働省の意見を明快に表明すべきだと私は思うのです。

この問題は、いろいろな裁判などかにかにこれまでなつてきた。そしてそういった司法の場にゆだねられますと、中小企業、いわゆる弱い企業の人たちは、どうしても法廷費用とかあるいは期間の長い問題とかいろいろなことで、結局は泣き寝入りという形が起きかねないわけでございします。そういった意味で、確かに労使の協議が始まるわけですが、その協議には労働省はどのような形で関係を持されるんですか。

○岩崎説明員 お答え申し上げます。

労働省といたしましては、この問題につきましても、先ほど申し上げましたような労使合意を踏まえまして、今後労使の関係者とも相談しながら

対処してまいりたいというふうに考えているところでございますが、いずれにいたしましても、この検討につきましては、労使の関係者の参集を求めた検討の場で行うことが適当ではないかというふうに考えているところでございます。

○横光委員 労使の関係を見守る、そういうお答えですが、これはもし附帯決議がなされれば労働省に適切な対処を求めることになるということとで与党三党で合意していますので、そうしたときにはこのことに適切に対処するということになっていきますので、むしろ率先してそのことに今から対応していただきたい、取り組んでいただきたい、そのような気が私はいたしております。これは長い間の懸案でございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

次に、もう一つお聞きしたいんですが、こういった問題をクリアするためにはやはり審議会等が必要ではなからうかという気が私はいたしております。労働省の中には労働法制に関して幾つかの審議会があるわけですが、労働組合法については現在審議会がございせん。また、法制定時やあるいは改定時には労働組合法についても審議会が置かれたことはあると聞いておりますが、今回は大変な法改定になるわけですので、ここで審議会を設置すべきだと思いますが、このことについて御意見を伺お聞かせください。

○岩崎説明員 お答えを申し上げます。

ただいま審議会の設置というお話がございましたけれども、新たな審議会の設置につきましては、行政の簡素合理化という観点から、特に審議会につきましては見直し、縮小ということが求められている今日におきまして、新たな審議会をつくるというのはなかなか難しいんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

特にこの持ち株会社解禁に伴う問題につきましては、そういう意味からいいたしても審議会という形式をとる必要は必ずしもないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○横光委員 これは経済全体の、すべての国民に

かかる大きな問題なんです。ですから、幾ら行革とはいっても、私は、審議会を設置して各界の声を聞いて、労働省はそういった審議の意向を受けて、それをむしろ政策に反映すべきだと思いがたいしております。これはまた改めてお聞きしたいと思っております。

次に、経営サイドの責任の問題についてちょっとお尋ねしたいと思います。

今労働問題を取り上げたわけですが、持ち株会社と子会社という関係で、この労働問題は、子会社の従業員に対して事実上の雇用主である持ち株会社の責任が明確ではないんじゃないかという問題ではあったんですが、これに加えて今度は、持ち株会社形態では、子会社の利害関係者に対して、事実上の経営者である持ち株会社の責任がいまいではないのか、そういう思いがしているわけなんです。

例えば、子会社の経営の失敗や倒産、もしこれがあつたとしたら、こうした場合、子会社に金銭を貸すなどをしていた債権者はそのことによって損害をこうむることになるわけですが、こうした子会社の債権者は、その子会社の経営について具体的な指示をしていた持ち株会社の責任を追及できるのか、法務省、ちよつとこのことでお答え願いたいと思っております。

○柳田政府委員 お答えを申し上げます。

持ち株会社は、子会社の経営を支配いたしましたので、子会社の営業活動により利益を受けるというものであるわけでございますけれども、その持ち株会社の取締役がこの子会社に対する支配につきまして法令、定款に違反する指示を行った、そのことによりまして持ち株会社の子会社が損害をこうむるという場合があるわけですが、その場合には子会社自身が、持ち株会社あるいはその取締役、取締役の第三者に対する責任あるいは民法の不法行為責任を根拠といたしまして損害賠償を請求することができると考えております。

また、債権者が直接損害を受けたという場合でございまして、同じく取締役の第三者に対する

責任あるいは不法行為責任ということで損害賠償を請求することができるとあるというふうに考えております。

○横光委員 わかりました。そういう責任、あるいは損害賠償等ができるということですね。

また、これと逆に持ち株会社が、今私が質問したのは持ち株会社が具体的な指示をしていた場合です。そういった場合の出来事。今度は、持ち株会社が適切な経営上の指示を行わなかったために子会社が倒産したという場合、こういった場合は、子会社の債権者は持ち株会社の責任を追及することができるとはなですか。

○柳田政府委員 お答えを申し上げます。

ただいまの御質問は、不作為、本来適切な指示をすべきであるのに不作為ということで指示をしなかったというケースでございますけれども、本来適切な指示をすべきであるにもかかわらず持ち株会社の取締役が漫然とこれを行わなかったという場合には、これが違法ということで評価される場合があるわけでございまして、違法であると評価される場合には、先ほど申し上げた場合と同じ取り扱いになるというふうに考えているところでございます。

○横光委員 わかりました。

それでは次に、これは非常に大事な問題だと思ふんですが、情報開示ですね、このことについてお聞きしたいと思います。

持ち株会社自体も株式会社でありますから、既に株主がいたり、またこれから投資しようとする一般投資家もいるわけですね。持ち株会社は子会社を使って間接的に個別の事業を行っているわけですから、こうした個々の事業のあり方は、みずからの株主あるいは一般投資家などに十分説明していかなければならないことは当然であろうと思ひます。そういった意味からも、持ち株会社にあつては、子会社がどのような事業活動を行おうとしているのか、そういった監視が行き届くような仕組みをつくっていかねばならないと私は考えております。

現状でも、親会社が公開会社、株式を公開している会社であるときは、有価証券報告書で、子会社を含めた情報開示がなされておるわけですね。しかし、これは現状では情報開示の内容はどうしても親会社の情報で主であり、株主や一般投資家にとつて、子会社を含めたグループ全体の事業内容がよくわかるような、そういったディスクロージャーが必要であらう。とりわけ、今回こういった大改正になった場合は、本当にそういった意味では子会社の現状というものは把握しにくくなるんじゃないかという気がしております。こうしたディスクロージャーの充実についてどのような方策をお考えなのか、大蔵省、お聞かせください。

○大西説明員 持ち株会社の解禁に伴いまして、子会社も含めた情報開示の充実が必要ではないかというお尋ねでございます。

現在、私どもの企業会計審議会におきまして、企業会計の国際的な動向を踏まえた整備を図っているところでございます。その中で連結財務諸表につきましても、子会社も含めた企業集団、これを連結情報というわけでございまして、これに重点を置いたディスクロージーズへ転換をすべく見直しを行っているところでございます。

現行の有価証券報告書では、連結財務諸表のほかに、企業集団の概況とかセグメント情報の開示などを求めているところでございますが、持ち株会社につきましても、その業績は一般の事業会社に比べまして傘下の子会社の業績に左右されることになりまして、したがって、連結ベースの情報の重要性が著しく高まるものと考えられます。

それで、企業会計審議会でもありますが、去る二月七日に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書案」、公開草案と呼んでおりますが、これを公表いたしました。連結ベースでのディスクロージャーが重要であるという提言をいたしております。最終報告は本年六月を目途にいたしておりますが、現在、最終報告に向けまして検討が進められておるところでございます。

（小川委員長代理退席、委員長着席）

○横光委員 この重要性というのは皆さん認識しておられるわけで、今企業会計審議会でも取り組まれている。

ちよつとお聞きしますが、連結財務諸表、これの早期導入というのを考えたいということですが、確かに、この法案がもし成立したら半年以内に施行できるわけで、一月からこういうことが行われる可能性もあるわけです。そういった意味でそれに間に合うような状況ですか、どうですか、ちよつとお聞かせください。

○大西説明員 まず、連結財務諸表につきましては現在でも開示が行われておりますが、現在企業会計審議会でも議論されておりますのは、いわゆる連結情報を中心として、単体と連結のいわばウエイトを逆にすべきではないかということで、連結の重視ということが検討されております。それで、この連結財務諸表の見直しは、ディスクロージャー及び連結会計原則の見直しも含んだ抜本的なものでございまして、一定の準備が必要でございまして、できるだけ早くその実施が進められるように公開草案での提言も行われております。

なお、独禁法の関係でディスクローズは間に合うのかという御質問であらうかと思いますが、ディスクロージャーの充実のための手当ては、企業会計審議会の提言を受けまして、その後、これは開示の様式でございまして、関係の省令で行う必要があるかと思ひます。したがって、その具体的な開示が行われるタイミングに間に合わせる必要があるというふうに私も考えております。

○横光委員 次に、会社が通常その事業部門を他社に譲渡するとき、いわゆる営業譲渡するときは株主総会の特別決議が必要で、株主がその決定に関与し得るようになっておりますね。これは商法二百四十五条でそうなっております。

ところが、この持ち株会社では、既存の事業分野からの撤退などの際に、いわゆる保有株式を手放すというような方法で子会社の売却等を行った場合、株主総会の特別決議は不要とされております。

す。株主はこれに関与できないようですが、これはちよつと私、均衡を欠くような気がするのですが、ちよつとそこを法務省に説明をお願いいたします。

○棚田政府委員 ただいま委員から御指摘ございましたように、会社がその営業の全部または一部を譲渡する場合には、その会社の株主総会の特別決議を必要とするということとされているわけですが、他方、会社がその子会社の株式を売却する場合には、このような特別決議が必要でないということになっております。

現在、一般の事業会社においてこのような取り扱いがされているわけではございまして、このような取り扱いについて特段の弊害が生じているというようない指摘もないようございまして、持ち株会社の解禁に伴って当然に何らかの手当てをするという必要はないのではないかと考えているところでございまして。

ただ、その子会社の営業がもと親会社の営業でございまして、親会社が子会社を設立して子会社に親会社の事業を移転するという場合が考えられるわけではございまして、この場合におきましては、先ほど申しました親会社の営業の全部もしくは事業の一部の譲渡に該当いたします。

と、親会社の株主総会の特別決議が必要であるということになりますので、親会社の株主は、持ち株会社への移行の際に、みずからの判断で株主になるかどうかを選択することができ、あるいは特別決議に加わることができるわけではございまして、これを望まない場合には、株式買い取り請求権を行使して投下資本を回収するという道が認められているわけではございまして、この特別決議の際に株主の権利は保護されているということになるのではないかと考えているところでございまして。

○横光委員 今、法改正で余りこういうことは起きないだろうというお話だったのですが、私は、この法改正によって、株式譲渡で子会社を手放すということとはこれから起きるのじゃないか。そう

いったときには、営業譲渡も株式譲渡もやはり子会社を手放すわけで、そこに片一方は特別決議があるが、片一方は特別決議が必要ないということではちよつと困るのじゃないか。持ち株会社も、重要な子会社の売却については株主総会の特別決議を必要とするなど、私は、株主の意見をしっかりと聞くような制度を検討すべきであらうと思っております。

終わります。どうもありがとうございました。

○武部委員長 次に、前田武志君。

○前田(武)委員 しんがり承るわけでございしますが、きょうは第一回ということで総論的なことを聞いておきたいと思ひまして、大体四点にまとめて質疑の通知をしているわけではございまして。

先般来、官房副長官あるいは林委員初め、この持ち株会社の解禁の背景といいますが、世界的な大きな市場のグローバル化であったり、そういった中で日本も持ち株会社解禁に踏み切らざるを得ない状況になっているということではございまして、同僚議員の議論の中にも随分あったわけではございまして、何といひましても、今の市場経済原理による世界の経済のありようというものをどういうふうに見るかということで、大分違ってくるのかなという感じがしております。

そこで、既に指摘があるわけなんです、自由な市場あるいはそのグローバル化、そしてまた、そういった市場の中で日本も今規制緩和等を大いに進めなければいかぬという議論になっているわけではございまして、そういったものが徹底的に追求されて、まことに透明性のあるオープンな市場、競争原理が働く、そういった中で、片一方で公正というものをきちっと確保していかなければいかぬということで、公正取引委員会の役割というものも非常に大きいわけでありますし、その公正取引委員会がしっかりと市場のフェアネスというものを確保していく手段として独占禁止法があるわけだ、こういうことだろうと思ひます。

そこで、よく言われるように、独禁法の九条、持ち株会社の全面禁止ということで今までやってきたわけでありまして、これがまさしく憲法九条に対応する日本の経済の一つのシンボリックな、公正の確保というものにおいての大きなよりどころになっていたかと思ひます。

もちろん、今のこのグローバル化した市場といたつたようなことについて私も危機感を持っております。まして、日本が随分おくれをとつてきている。したがって、この段階においてこういう持ち株会社の解禁というに進まざるを得ない状況というものも理解するわけでございしますが、どうも一方、市場に対する認識というものが日本の場合にはまだまだ甘いところがある、それが事ここに至つてどうしようもなくなつて、ついに各所で破綻がはじまっている、そのために急にこの対応を迫られているというのが現状だろうと私は思ひます。

そういった面では、外為法の改正、来年の四月一日からというのも、もう本当に一年前は住専国会というところでやっておつたわけではございまして、そのときには、頭のいい大蔵省がこの金融関係については護送船団で全部自分たちで仕切れるというぐらゐの感じがまだ残つていたわけではあります。その結果があの住専であつたわけでありまして、また大和銀行事件などであつたわけでありまして、そういったことが破綻し始めて、ついにビッグバンの先駆けとして外為法の自由化ということにもなり、そしてこの本曜日にもかかる金融監督庁ということについても、ある意味では経済のインフラである金融関係の業界の公正というものを確保するための法改正、あるいは組織の改正であらうかと思ひます。

そういった意味では、公正取引委員会が今まで堅持していた原則、全面禁止のこの持ち株会社を、こうやってわずかの期間に、たしか議論を始めて全面禁止から原則禁止、例外解除というふうなことで、さらには原則解禁といつたところまでいった経緯、その背景等いろいろな聞いてはおりますが、そこに一種の、何となく危うさを感じるわけではございまして。

三〇

○五味説明員 御指摘のように、金融システムはまさに経済の血液、インフラストラクチャーでございまして、現在、政府としましては、二〇〇一年に東京の金融・資本市場をニューヨークあるいはロンドン並みの国際市場にするということを目標にいたしまして、いわゆる東京版のビッグバン

というものの具体化を目指して、いろいろ検討を進めております。

目指しますところは、千二百兆円に及びます個人貯蓄、これができるだけ有利に運用されるような場を設ける。また同時に、次代を担う成長産業に資金供給を円滑に行っていく。さらには、我が国から世界に対する円滑な資金供給ということも目指していく。こういうような形でいわゆるビッグバンを検討しておりますが、その際の原則いたしましては、フリー、市場原理が働く自由な市場にすること、またフェア、透明で信頼できる市場を目指すこと、さらには、グローバルということ、国際的で時代を先取りをする市場を目指す、こういうようなことで具体策を検討しております。

この金融持ち株会社といいますが金融機関の経営の組織形態として活用できるということになります。これは過去、金融制度調査会でも御意見が出たり指摘をされたりしておりますが、一つは、金融機関間の相互参入というものをいたします場合に、リスクの遮断その他の面で、持ち株会社というやり方は非常に使い勝手のよい手法である。あるいは、専門化による高度な機能と、これを総合的に統合いたしまして豊富なサービスを提供する、こういったような面で、非常にサービスの効率を上げるための有機的な高度な分業体制というものを構築する上でもこれは有用であつて、それによって、商品の開発競争が非常に促進をされてくる。同時に、日本の金融機関が国際市場において競争いたします場合の国際競争力というものも高まり、また競争も促進をされるというような、こういったメリットが指摘をされております。

こうしたことを通じまして、金融の効率化、あるいは利用者利便の向上ということが実現をされていくのではないかとこのように考えております。

このことは、先ほど申し上げました二〇〇一年を目指します金融のビッグバン、この目指すもの

を実現していくための非常に有力な道具になっていくというふうに考えます。

私どもといたしましては、そのような位置づけをいたしまして、持ち株会社というものができるといふことになりました場合に、金融の面でもこれがあるのかつかまつた正しく利用されるように、金融法等の関連する法律の整備を進めておるということでございます。

こういった経営形態をどのように利用してどのように競争をしていくかというものは、やはり具体的には各金融機関が自分の組織の持つております得意わざ、特色というものをどう生かしていくかという経営判断の問題でもございますので、金融機関が、こうした選択の幅の広がりに応じて、利用者のニーズに的確に対応する選択をしてくださるということをお願いしております。

○前田(武)委員 この持ち株会社の解禁も、あるいは為替自由化、金融ビッグバンにいたしまして、いずれにしろ、これはグローバル化した市場の中で、日本の市場というものが多様なプレイヤーを呼び込んで、そしてそれぞれが、自分たちの企業活力あるいは企業に新鮮な血液を引く張つてくることである。そういうような市場をいかに構築していくかということに尽きるところでございます。その中で、一千二百兆円の国民貯蓄というものがまさしく実体経済の中で大きく回るようになれば、日本の活力も取り出せる、こう思っています。

そういう意味においては公取の役割というのは非常に大きいものがある。特に情報公開、私は一番大きな公取の役割だと思いますが、情報公開というの、単に財務諸表であるとかそういう面にとどまらず、市場の中できちつと公正さが保たれているというところを、国民から見ても、あるいはまた諸外国、海外から見ても信用ができるような透明性と公正さを保つていかなければいかぬ、その基本が、僕は情報公開というものをきちつと担保していくことではなからうかな、こう

いうふうに思うわけでございます。

時間が来ましたので、これで終了いたします。ありがとうございました。

○武部委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案

目次

- 第一章 大蔵省関係(第一条―第三条)
- 第二章 厚生省関係(第四条)
- 第三章 農林水産省関係(第五条―第十一条)
- 第四章 通商産業省関係(第十二条―第十四条)
- 第五章 運輸省関係(第十五条―二十条)

附則

第一章 大蔵省関係

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第一条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒類の適切な需給調整等」を「酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業」に改める。

第二条 第一項中「第八十六条の三及び」を削る。

第六条 第一項中「且つ」を「かつ」に改め、

「第八十六条の三及び」を削る。

第四十二条 第五号を削り、同条第六号中「品質の改善」を削り、「合理化」の下に「(酒類の取引の円滑な運行及び消費者の保護に資するために必要なものを含む)」を加え、「次に掲げる規制」を「酒類の販売のための施設に関する規制、酒類の容器に関する規制その他の組合

員が販売する酒類の販売方法に関する規制(当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。）」に改め、同号イからハまでを削り、同号を同条第五号とし、同条第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三条 第一項中「又は第六号」を削り、「関する定」を「関する定め」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「(前条第六号の規定による規制に係る協定については、第二号又は第三号)」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第四十五条 第一項中「(第四十二条第六号の規定による規制に係る協定については、同項第二号又は第三号。以下第九十四条第三項において同じ。）」を削る。

第八十二条 第一項第三号中「又は第六号」を削る。

第八十三条 中「第一項但書及び第四項」を「第一項ただし書及び第三項」に、「とあるのは、連合会」を「とあるのは、連合会」に改め、「又は第六号」を削る。

第八十四条 第四項中「第四十三条第二項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第一項に規定する事業を解消するために必要最小限度である範囲を超えていること。
 - 二 不当に差別的であること。
 - 三 消費者又は取引の相手方の利益を不当に害すること。
- 第八十四条 第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。
- 第八十六条の二及び第八十六条の三を次のように改める。
- 第八十六条の二及び第八十六条の三 削除
- 第八十六条の四の見出しを「(基準販売価格

員が販売する酒類の販売方法に関する規制(当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。）」に改め、同号イからハまでを削り、同号を同条第五号とし、同条第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三条 第一項中「又は第六号」を削り、「関する定」を「関する定め」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「(前条第六号の規定による規制に係る協定については、第二号又は第三号)」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

に係る告示」に改め、同条中「並びに前条第一項の指定及び当該指定の取消」を削る。

第九十三条中「協定に基いて」を「協定に基づいて」に、「第八十四条第一項」を「及び第八十四条第一項」に、「命令に基いて」を「命令に基づいて」に改め、「及び酒類製造業者又は酒類販売業者が第八十六条の第三項の認可を受けた同項の契約(当該契約に基いて締結される契約を含む)に基いて行う行為」を削る。

第九十四条第一項中「又は第八十六条の第三項の認可」を「の認可又は第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告若しくは命令」に、「の同意を得なければ」を「に協議しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「至り、又は第八十六条の第三項の認可を受けた同項の契約の内容が同条第三項各号の一に該当するに」及び「又は第八十六条の第三項若しくは第五項」を削り、同項を同条第二項とする。

第九十七条を次のように改める。
第九十七条 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。第百条中「第九十七条第二号」を削り、「外」を「ほか」に改める。

第百一条第十二号中「第四十三条第四項」を「第四十三条第三項」に改め、「及び第八十六条の第三項」を削る。
(たばこ耕作組合法の一部改正)
第二条 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。
第七條を次のように改める。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)
第七條 組合は、私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条(組合の行為への適用除外)各号に掲げる要件を備える組合とみなす。
(証券投資信託法の一部改正)
第三条 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第二十五條を削り、第五章中第二十五條の二を第二十五條とする。

第二章 厚生省関係
(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)
第四条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十四條の十五」を「第十四條の十二」に改める。
第八條第五項を削る。
第十四條の十三から第十四條の十五までを削る。

第四十七條第二号の二を削る。
第五十六條中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第十四條の十五まで」を「第十四條の十二まで」に改め、「第十四條の十三第二項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」とを削る。
第六十條第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第三章 農林水産省関係
(果樹農業振興特別措置法の一部改正)
第五條 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三章の二」を「第四章」に改め、「第四章 加工原料用果実の取引に関する取決め第五條の二」「第五條の四」を削る。
第四章を削り、第三章の二を第四章とする。
(卸売市場法の一部改正)
第六條 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第五項を削る。
第二十九條から第三十二條までを次のように改める。
第二十九條から第三十二條まで 削除
(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)
第七條 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第二章 砂糖の価格安定に関する措置
目次中 第一節 輸入に係る砂糖の価格調整 第二節 精製糖の製造数量等の制限等(第三章―第十二條)を「第二章 輸入に係る砂糖の価格調整等に関する措置(第三章―第十八條)」に改める。
第二章の章名を次のように改める。
第二章 輸入に係る砂糖の価格調整等に関する措置
第一節の節名及び第二節の節名を削る。
第十三條から第十八條までを次のように改める。
第十三條から第十八條まで 削除
第十三條から第十八條まで 削除
第三十條第一項中「精製糖」の下に「(国内産糖を除く。以下同じ。)」を加える。
第三十六條第一号中「第十六條又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。
(漁業再建整備特別措置法の一部改正)
第八條 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第十五條及び第十六條を次のように改める。
第十五條及び第十六條 削除
(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)
第九條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「自主的調整による」を削る。
第三条の三第一項第四号を削る。
第十七条の二の見出し中「購入事業等」を

「購入事業」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第十八條から第二十一條までを次のように改める。
第十八條から第二十一條まで 削除
第十八條から第二十一條まで 削除
第二十三條及び第二十四條を次のように改める。
第二十三條及び第二十四條 削除
第二十六條から第二十九條までを次のように改める。
第二十六條から第二十九條まで 削除
第二十六條から第二十九條まで 削除
第三十條第一項中「組合、販売機関若しくは指定機関」を「若しくは組合」に改める。
第三十一條第二項中「第十七條の二」「第三十六條第一項、第二十六條の三、第二十六條の九及び第二十九條」を「及び第十七條の二第二項」に、「外」を「ほか」に改める。
第三十三條の前の見出しを削り、同条から第三十三條の六までを次のように改める。
第三十三條から第三十三條の六まで 削除
第三十三條の七の前の見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「又は第二項」を削り、「行い、又は団体協約を締結した」を「行つた」に改め、同条第三号及び第四号を削る。
第三十四條の二を次のように改める。
第三十四條の二 第三條の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。
第三十四條の三を削る。
第三十五條中「第三十三條の六」を削り、「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。
(真珠養殖等調整暫定措置法の廃止)
第十條 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)は、廃止する。
(漁業生産調整組合法の廃止)
第十一條 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十八号)は、廃止する。

「購入事業」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第十八條から第二十一條までを次のように改める。
第十八條から第二十一條まで 削除
第十八條から第二十一條まで 削除
第二十三條及び第二十四條を次のように改める。
第二十三條及び第二十四條 削除
第二十六條から第二十九條までを次のように改める。
第二十六條から第二十九條まで 削除
第二十六條から第二十九條まで 削除
第三十條第一項中「組合、販売機関若しくは指定機関」を「若しくは組合」に改める。
第三十一條第二項中「第十七條の二」「第三十六條第一項、第二十六條の三、第二十六條の九及び第二十九條」を「及び第十七條の二第二項」に、「外」を「ほか」に改める。
第三十三條の前の見出しを削り、同条から第三十三條の六までを次のように改める。
第三十三條から第三十三條の六まで 削除
第三十三條の七の前の見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「又は第二項」を削り、「行い、又は団体協約を締結した」を「行つた」に改め、同条第三号及び第四号を削る。
第三十四條の二を次のように改める。
第三十四條の二 第三條の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。
第三十四條の三を削る。
第三十五條中「第三十三條の六」を削り、「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。
(真珠養殖等調整暫定措置法の廃止)
第十條 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)は、廃止する。
(漁業生産調整組合法の廃止)
第十一條 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十八号)は、廃止する。

「購入事業」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第十八條から第二十一條までを次のように改める。
第十八條から第二十一條まで 削除
第十八條から第二十一條まで 削除
第二十三條及び第二十四條を次のように改める。
第二十三條及び第二十四條 削除
第二十六條から第二十九條までを次のように改める。
第二十六條から第二十九條まで 削除
第二十六條から第二十九條まで 削除
第三十條第一項中「組合、販売機関若しくは指定機関」を「若しくは組合」に改める。
第三十一條第二項中「第十七條の二」「第三十六條第一項、第二十六條の三、第二十六條の九及び第二十九條」を「及び第十七條の二第二項」に、「外」を「ほか」に改める。
第三十三條の前の見出しを削り、同条から第三十三條の六までを次のように改める。
第三十三條から第三十三條の六まで 削除
第三十三條の七の前の見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「又は第二項」を削り、「行い、又は団体協約を締結した」を「行つた」に改め、同条第三号及び第四号を削る。
第三十四條の二を次のように改める。
第三十四條の二 第三條の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。
第三十四條の三を削る。
第三十五條中「第三十三條の六」を削り、「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。
(真珠養殖等調整暫定措置法の廃止)
第十條 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)は、廃止する。
(漁業生産調整組合法の廃止)
第十一條 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十八号)は、廃止する。

「購入事業」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第十八條から第二十一條までを次のように改める。
第十八條から第二十一條まで 削除
第十八條から第二十一條まで 削除
第二十三條及び第二十四條を次のように改める。
第二十三條及び第二十四條 削除
第二十六條から第二十九條までを次のように改める。
第二十六條から第二十九條まで 削除
第二十六條から第二十九條まで 削除
第三十條第一項中「組合、販売機関若しくは指定機関」を「若しくは組合」に改める。
第三十一條第二項中「第十七條の二」「第三十六條第一項、第二十六條の三、第二十六條の九及び第二十九條」を「及び第十七條の二第二項」に、「外」を「ほか」に改める。
第三十三條の前の見出しを削り、同条から第三十三條の六までを次のように改める。
第三十三條から第三十三條の六まで 削除
第三十三條の七の前の見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「又は第二項」を削り、「行い、又は団体協約を締結した」を「行つた」に改め、同条第三号及び第四号を削る。
第三十四條の二を次のように改める。
第三十四條の二 第三條の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。
第三十四條の三を削る。
第三十五條中「第三十三條の六」を削り、「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。
(真珠養殖等調整暫定措置法の廃止)
第十條 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)は、廃止する。
(漁業生産調整組合法の廃止)
第十一條 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十八号)は、廃止する。

第一類第九号 商工委員會議録第十一号 平成九年四月二十二日

第四章 通商産業省関係

(輸出入取引法の一部改正)

第十二条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 輸入に関する協定」第七條の二」及び「第三章の三 輸出入調整に

関する協定」第七條の三」を削り、
第五章の二
第六章 輸
第七章 指
第八章 雑
第九章 罰

輸入組合(第十九条の二)第十九条の六
出入組合(第二十条)第二十七條
貿易連合(第二十七條の二)第二十七條の十
出 輸入及び輸出入調整に関する命令(第二十
定機關(第三十二條の三)第三十二條の十三
則第三十三條—第四十條
則第四十一條—第四十七條

六
八条—第三十二條の二」を
第五章 輸入組
第六章 輸出に
第七章 雑則(第
第八章 罰則(第

合(第十九条の二)第二十七條
関する命令(第二十八條—第三十二條の二)
三十三條—第四十條の二)
四十一條—第四十七條
改める。

第五條の二及び第五條の三を削る。
第六條第二項及び第三項を削る。
第七條第二項及び第三項を削る。
第三章の二及び第三章の三を削る。
第十一條第三項中「第六條第一項及び第七條
第一項」を「第六條及び第七條」に改め、同条
第四項及び第五項を削る。

第十九條第一項中「又は第四項」を「若しくは
第四項」及び「又は同項の団体協約」を削る。
第五章の章名を削り、「第四章の二 輸入組
合」を「第五章 輸入組合」に改める。
第十九條の四第二項及び第三項を削る。
第二十條から第二十七條までを次のように改
める。
第二十條から第二十七條まで 削除
第五章の二を削る。
第六章 輸出、輸入及び輸出入調整に関する
命令」を「第六章 輸出に関する命令」に改
める。
第二十九條から第三十一條までを次のように
改める。
第二十九條から第三十一條まで 削除
第三十二條中「(第二十九條第二項、第三十
條第三項又は前條第四項において準用する場
合を含む)」を削り、「第二十八條第一項」を
「同條第一項」に改め、「前條第四項において
準用する場合を含む」、第二十九條第一項、第
三十條第一項若しくは第二項(前條第四項にお
いて準用する場合を含む)若しくは前條第二
項」及び「輸入組合又は輸出組合」を削
る。
第三十二條の二第一項中「(第二十九條第二
項、第三十條第三項又は第三十一條第四項にお
いて準用する場合を含む)」及び「輸入組合
又は輸出組合」を削り、同條第二項中「輸
入組合又は輸出組合」を削る。
第七章を削る。
第三十三條第一項本文中「若しくは第五條
の二第一項、第五條の三第一項、第七條の二第
一項若しくは第七條の三第一項の認可を受け」
を削り、「協定若しくは」を「協定又は」に改
め、「若しくは」は同條第四項、第十九條の四第
二項若しくは第二十三條第一項の認可を受け」
及び「若しくは」は第十一條第四項若しくは第十九
條の四第二項の認可を受けて締結した団体協約
又は第二十七條の九第一項若しくは第二十七條

の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方
法」を削り、「基いて」を「基づいて」に改め、
同項第二号中「次條第十一項」を「次條第六
項」に、「同條第八項若しくは第九項」を「同
條第四項又は第五項」に、「若しくは」は第六條第
一項を「又は第六條」に改め、「若しくは」は同
條第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三
項において準用する場合を含む)、第七條の三
第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項
において準用する場合を含む)、第三十五條第一
項を除き、以下この章において同じ)若しくは
第二十七條の十二の規定による処分をし、又は
次條第十項の規定による請求に応じ、通商産業
大臣及び当該貨物についての主務大臣が第六條
第三項を削り、同條第二項中「次條第八項か
ら第十項まで」を「次條第四項及び第五項」
に、「組合員の遵守すべき事項若しくは団体
協約又は業務の方法の定」を「又は組合員の遵
守すべき事項」に「基いて」を「基づいて」
に改め、同條第三項を削る。
第三十四條第一項及び第二項を削り、同條第
三項中「第六條第一項若しくは第二項若しく
は第二十七條の十二」を「若しくは第六條」に
改め、同項を同條第一項とし、同條第四項を削
り、同條第五項中「第二十八條第一項若しく
は」を「第二十八條第一項又は」に改め、「(第
三十一條第三項又は第四項において準用する場
合を含む)、第二十九條第一項、第三十條第一
項若しくは第二項(第三十一條第三項又は第四
項において準用する場合を含む)又は第三十一
條第一項若しくは第二項」を削り、同項を同條
第二項とし、同條第六項中「次項の場合を除
き」を削り、同項を同條第三項とし、同條第七
項を削り、同條第八項を同條第四項とし、同條
第九項中「若しくは輸入業者」及び「若しく
は第五條の二第一項若しくは第七條の二第一項
の認可を受けて締結した協定若しくは輸出業者
及び輸入業者が第七條の三第一項の認可を受
け」を削り、「若しくは輸出組合、輸入組合若

しくは輸出入組合」を「又は輸出組合」に改
め、「若しくは」は同條第四項、第十九條の四第
二項若しくは第二十三條第一項の認可を受け」
及び「若しくは」は輸出組合若しくは輸入組合が第
十一條第四項若しくは第十九條の四第二項の認
可を受けて締結した団体協約」を削り、「第
五條第二項第四号」を「第五條第二項第四号」
に改め、「又は貿易連合の発起人若しくは貿易
連合が第二十七條の九第一項若しくは第二十
七條の十一第一項の認可を受けて定めた業務の
方法が、第二十七條の九第三項第三号若しくは
第五号に適合するものでなくなつたと認めると
き」を削り、「第六條第一項若しくは第二項又
は第二十七條の十二」を「第六條」に改め、同
項を同條第五項とし、同條第十項を削り、同條
第十一項中「前三項」を「前二項」に改め、同
項を同條第六項とする。
第三十五條第一項中「第五條の二第一項、
第七條の二第一項、第十一條第四項」を削り、
「第十九條第一項」を「若しくは第十九條第
一項」に改め、「第十九條の四第二項、第二
十七條の九第一項、第二十七條の十一第一項若
しくは第二十七條の十六において準用する同法
第六十三條第三項、第六條第二項(第七條
の二第三項(第十九條の四第三項において準用
する場合を含む)又は第十一條第五項において
準用する場合を含む)」、第二十七條の十二
若しくは第二十七條の十五」及び「第二十九
條第一項若しくは第三十條第一項若しくは第二
項」を削り、「第六十三條第三項、第二十七條
の九第一項、第二十七條の十一第一項若しくは
第二十七條の十六において準用する同法第六十
三條第三項」を「第六十三條第三項」に、
輸入組合の組合員たる輸入業者又は貿易連合」
を「又は輸入組合の組合員たる輸入業者」に改
める。
第三十七條中「第二十一條、第二十八條第
五項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は
第三十一條第四項において準用する場合を含む)

しくは輸出入組合」を「又は輸出組合」に改
め、「若しくは」は同條第四項、第十九條の四第
二項若しくは第二十三條第一項の認可を受け」
及び「若しくは」は輸出組合若しくは輸入組合が第
十一條第四項若しくは第十九條の四第二項の認
可を受けて締結した団体協約」を削り、「第
五條第二項第四号」を「第五條第二項第四号」
に改め、「又は貿易連合の発起人若しくは貿易
連合が第二十七條の九第一項若しくは第二十
七條の十一第一項の認可を受けて定めた業務の
方法が、第二十七條の九第三項第三号若しくは
第五号に適合するものでなくなつたと認めると
き」を削り、「第六條第一項若しくは第二項又
は第二十七條の十二」を「第六條」に改め、同
項を同條第五項とし、同條第十項を削り、同條
第十一項中「前三項」を「前二項」に改め、同
項を同條第六項とする。
第三十五條第一項中「第五條の二第一項、
第七條の二第一項、第十一條第四項」を削り、
「第十九條第一項」を「若しくは第十九條第
一項」に改め、「第十九條の四第二項、第二
十七條の九第一項、第二十七條の十一第一項若
しくは第二十七條の十六において準用する同法
第六十三條第三項、第六條第二項(第七條
の二第三項(第十九條の四第三項において準用
する場合を含む)又は第十一條第五項において
準用する場合を含む)」、第二十七條の十二
若しくは第二十七條の十五」及び「第二十九
條第一項若しくは第三十條第一項若しくは第二
項」を削り、「第六十三條第三項、第二十七條
の九第一項、第二十七條の十一第一項若しくは
第二十七條の十六において準用する同法第六十
三條第三項」を「第六十三條第三項」に、
輸入組合の組合員たる輸入業者又は貿易連合」
を「又は輸入組合の組合員たる輸入業者」に改
める。
第三十七條中「第二十一條、第二十八條第
五項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は
第三十一條第四項において準用する場合を含む)

む。若しくは第三十二条の第三項を「若しくは第二十八条第五項」に改め、「第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む。」、第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む。若しくは第三十一條第一項若しくは第二項を削る。

第三十八條第一項中「第六條第一項若しくは第二項又は第二十七條の十二」を「又は第六條」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第十八條(第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の十二、第二十七條の十五又は第三十二條の十」を「又は第十八條(第十九條の六において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第三十九條の見出し中「輸出組合等」を「輸出組合」に改め、同條中「(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。)」及び「輸入組合又は輸出組合」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十九條の二第一項中「輸出組合等」を「輸出組合」に改める。

第四十條第一項中「輸入組合、輸出入組合、貿易連合、輸出すべき貨物の生産業者若しくは販売業者又は輸入する貨物の需要者若しくは販売業者」を「又は輸入組合」に改め、同條第二項を削る。

第八章中第四十條の次に次の一條を加える。
(経過措置)
第四十條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章を第七章とする。
第四十一條中「輸入組合、輸出入組合又は

貿易連合」を「又は輸入組合」に、「輸入組合、輸出入組合若しくは貿易連合」を「若しくは輸入組合」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第四十一條の二第一項中「(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「輸入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは」を「役員又は」に改め、「又は指定機関の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するもの」を削り、「わいろ」を「賄賂」に改める。

第四十二條を次のように改める。
第四十二條 第四條第二項又は第二十八條第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令又は処分違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十三條第二項中「第六條第一項若しくは第二項(第七條の二第三項又は第七條の三第三項において準用する場合を含む。)」を「第六條」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「(第三十二條の十三において準用する場合を含む。)」を削り、同項を同條第三項とする。

第四十四條中「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合」を削り、同條第二項を削り、同條第三項中「若しくは第六條第二項若しくは第十一條第五項、第十九條の四第三項において準用する第七條の二第三項若しくは第二十三條第四項において準用する第六條第二項又は第二十七條の十二」を「又は第六條」に改め、同項を同條第二項とする。

第四十四條の二を削る。
第四十五條第一号中「第七條第一項」を「第七條」に改め、「同條第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む。)、第七條の三第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む。若しくは同條第三項)を削り、同條第二号中「又は第二十七條」を削り、同條第三号中「又は第二十七條」及び「若しくは第二十七條

の十六」を削り、「若しくは第二十八條の二第四項」を「又は第二十八條の二第四項」に改め、「又は第三十二條の十二第一項」を削る。
第四十五條の二を削る。

第四十六條中「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合」を「又は輸入組合」に改め、「又は第二十七條」及び「又は第二十七條の十六」を削る。

第四十六條の二を削る。
第四十七條中「第四十三條第一号から第三号まで」を「第四十三條第一号若しくは第二号」に改める。

第九章を第八章とする。
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)第十三條 中小企業団体の組織に関する法律昭和三十三年法律第百八十五号の一部を次のように改正する。
目次中「加入命令及び」を削り、「第百十八條」を「第百十七條」に改める。
第十七條中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第三十條の二から第三十條の四までを削る。
第三十三條中「第八項」を「第七項」に、「第三十條の四」を「第三十條」に改め、「同條第七項中「商工組合」とあるのは「商工組合連合会(第十七條第七項の事業を行うべきことを定款に定めていない商工組合のみを会員とするものに限る。)」と、同項第一号中「全国及びその地区内」とあるのは「全国(商店街組合を会員とする商工組合連合会に於ては、全国及びその商工組合連合会の地区内)」と、同項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合の組合員」と」を削る。

第六節の節名中「加入命令及び」を削る。
第五十五條を次のように改める。
第五十五條 削除
第五十六條の二及び第五十七條の二を削る。
第五十八條を次のように改める。
第五十八條 削除

第五十九條第一項及び第二項中「第五十五條第一項又は第五十六條から第五十七條の二まで」を「第五十六條又は第五十七條」に改め、同條第四項中「第五十五條第一項又は第五十六條から前条まで」を「第五十六條又は第五十七條」に改める。

第六十條中「第五十五條第一項又は第五十六條から第五十八條まで」を「第五十六條又は第五十七條」に改める。

第六十一條中「第五十五條第一項若しくは第五十六條から第五十七條の二まで」を「第五十六條又は第五十七條」に改める。
第六十二條中「第五十五條第一項又は第五十六條から第五十八條まで」を「第五十六條又は第五十七條」に改める。

第六十三條を次のように改める。
第六十三條 削除
第六十四條中「から第五十七條の二まで」を「又は第五十七條」に改める。
第六十五條中「から第五十七條の二まで」を「又は第五十七條」に、「基く」を「基づく」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第六十六條第二号を削り、同條第三号中「から第五十七條の二まで」を「又は第五十七條」に改め、同項を同條第二号とする。
第六十八條中「第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは監査員が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるとき、又は」を削り、「から第五十七條の二まで」を「又は第五十七條」に、「若しくはは監査員であつて」を「又は監査員であつて」に、「処理し、若しくは役員」を「処理し、又は役員」に改める。

第七十條中「第五十五條第一項若しくは第五十六條から第五十八條まで」を「第五十六條又は第五十七條」に改め、「又は第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程」を削る。

第七十条の二中「第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は」を削り、「から第五十七条の二まで」を「又は第五十七条」に改める。

第七十三条第二項を次のように改める。
2 主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、安定審議会に諮問しなければならない。

第八十条の二中「及び特殊契約」を削る。

第八十一条中「若しくは第三十条の四第二項、これらの規定を」及び「若しくはあつせん若しくは調停」を削る。

第八十二条中「及び特殊契約」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第八十九条第一項中「第二十八条第一項」を「又は第二十八条第一項」に改め、「又は第三十条の二第二項(第三十三条において準用する場合を含む)」の認可を受けた特殊契約」を削り、「基づいて」を「基づいて」に改め、同項第二号中「第三十条の二第三項(第三十三条において準用する場合を含む)」を削り、同条第三項中「総合調整規程又は特殊契約の定」を「又は総合調整規程の定め」に、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「組合」を「組合」に改め、同条第三項中「事業商工組合の組合員又は商工組合連合会の会員たる商工組合(会員が商工組合連合会である場合にあつては、その会員たる商工組合の組合員であつて中小企業者以外のものが利用するものを除く)」の実施に係る」に改める。

第九十条第二項中「第三十条の二第一項(第三十三条において準用する場合を含む)」を削り、「第五十五条第一項若しくは第五十六条から第五十七条の二まで」を「第五十六条若しくは第五十七条」に改め、同条第三項中「第三十条の二第三項(第三十三条において準用する場合を含む)」を削り、同条第四項中「組合が第二十八条第一項」を「又は組合が第二十八条第一項」に改め、「又は組合が第三十条

の二第二項第三十三條において準用する場合を含む」の認可を受けた特殊契約の内容が第三十条の二第二項各号(第三十三條において準用する場合を含む)に適合するものでなくなつたと認めるとき」及び「第三十条の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十二条中「第二十九条第一項各号」を「又は第二十九条第一項各号」に改め、「中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條において準用する場合を含む)」の規定による申出を受けたもの又は第五十八条の規定による命令に係る生産の設備を設置している者」を削る。

第九十三条第一項中「又は第五十八条の規定による命令に係る生産の設備を設置している者」を削る。

第九十四条中「から第五十八条まで」を「又は第五十七条」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第九十六条第一項第四号中「第五十五条第一項 第五十六条若しくは第五十六条の二」を「第五十六条」に改め、「若しくは第五十七条の二」を削る。

第一百一条の二第二項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号ただし書中「又は第三十条の四第二項、これらの規定を」及び「又はあつせん若しくは調停」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「勧告又はあつせん若しくは調停」を「又は勧告」に改め、同項を同条第三項とする。

第一百三条を次のように改める。

第一百三条 第六十四条の規定により第五十六条又は第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する商工組合又は商工組合連合会の役

員又は職員であつて、その事務に従事するものが、その職務に関し賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第一百四条中「前条各号に掲げる」を「前条の二に、わいろ」を「賄賂」に、「同条各号に掲げる」を「同条の二」に改める。

第一百八条中「から第五十八條まで」を「又は第五十七条」に改める。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

員又は職員であつて、その事務に従事するものが、その職務に関し賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第一百四条中「前条各号に掲げる」を「前条の二に、わいろ」を「賄賂」に、「同条各号に掲げる」を「同条の二」に改める。

第一百八条中「から第五十八條まで」を「又は第五十七条」に改める。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

第一百十條第二号中「第十七條第八項」を「第十七條第七項」に改め、同条第三号中「第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む)」を削る。

(倉庫業法の一部改正)
第十五条 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第十五条及び第十六条を次のように改める。
第三十二条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

(道路運送法の一部改正)
第十六条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第十八条及び第十九条を次のように改める。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき、又は第十九条の三第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第十九条の二の規定による処分をした場合を除く)は、この限りでない。

一 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該路線において事業を営営している二以上の一般乗合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結

二 旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、同一の路線において事業を営営している二以上の一般乗合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結

(協定の認可)
第十九条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前条各号の協定を締結し、又はその内容を変

更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

変更するときは、前条各号の協定を締結し、又はその内容を

更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 旅客の利益を不当に害さないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。

四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

第十九条の次に次の二条を加える。

(協定の変更命令及び認可の取消し)

第十九条の二 運輸大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第十九条の三 運輸大臣は、第十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 運輸大臣は、前条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第十九条第一項の認可を受けた協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、前条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項から第六項までを削る。

第四十三条第五項中「から第二十条まで」を「第二十条」に改める。

第八十七条第一項中「第十八条第一項」を

削り、「第三十一条第一項」を「第十九条第一項、第十九条の二、第三十一条」に改める。

第百条第一号中「第十八条第一項(第四十三

条第五項において準用する場合を含む。)」を

「第十九条第一項」に改め、同条第二号中「第

十六條第二項」の下に、「第十九条の二」を加

え、「第三十一条第一項」を「第三十一条」に

改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第十七条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律

第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条 削除

第三十五条第六項中「第十五条、第十六

条」を削る。

第三十七条第一項中「第十六条まで」を「第

十四条まで」に改め、「第十五条、第十六条」

を削る。

第七十六条第四号中「又は第十五条第一項

(第三十五条第六項において準用する場合を含

む。)」を削る。

(海上運送法の一部改正)

第十八条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八

十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十項を削り、第十一項を第十項と

する。

第三十条の二を削り、第三十条の三を第三十

条の二とする。

第三十一条中「基く」を「基づく」に改め、

「第三十条の二第二項において準用する場合を

含む。)」を削り、「疑がある」を「疑いがある」

に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第四十七條の三中「第三十条の三」を「第三

十条の二」に改める。

第四十八條第六号中「(第三十条の二第一項

において準用する場合を含む。)」を削る。

(港湾運送事業法の一部改正)

第十九条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第

百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第三十三條の二第二項中「及び第十八條の二

から第十九條まで」を「第十八條の二及び第

十八條の三」に改める。

(航空法の一部改正)

第二十條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十

一号)の一部を次のように改正する。

第一百十條及び第一百十一條を次のように改め

る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關す

る法律の適用除外)

第一百十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保

に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)

の規定は、次条第一項の認可を受けて行つた

に掲げる行為には、適用しない。ただし、不

公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分

野における競争を實質的に制限することによ

り利用者の利益を不当に害することとなる

とき、又は第一百十一條の三第四項の規定によ

る告示があつた後一月を経過したとき(同条第

三項の請求に応じ、運輸大臣が第一百十一條の

二の規定による処分をした場合を除く)は、

この限りでない。

一 航空輸送需要の減少により事業の継続が

困難と見込まれる本邦内の各地間の路線に

おいて地域住民の生活に必要な旅客輸送を

確保するため、当該路線において二以上の

航空運送事業者が事業を經營している場合

に定期航空運送事業者が他の航空運送事業

者が行う共同經營に關する協定の締結

二 本邦内の地点と本邦外の地点との間の路

線又は本邦外の各地間の路線において公衆

の利便を増進するため、定期航空運送事業

者が他の航空運送事業者が行う連絡運輸に

關する契約、運賃協定その他の運輸に關す

る協定の締結

(協定の認可)

の協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 利用者の利益を不当に害さないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。

四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

第一百十一條の次に次の二条を加える。

(協定の變更命令及び認可の取消し)

第一百十一條の二 運輸大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その定期航空運送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(公正取引委員会との關係)

第一百十一條の三 運輸大臣は、第一百十條第一号の協定について第一百十一條第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 運輸大臣は、第一百十條第一号の協定について前条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第一百十一條第一項の認可を受けた第一百十條第一号の協定の内容が第一百十一條第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、前条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第一百五十七條第四号中「第百八條第二項」の下に、「第一百十一條の二」を加え、同条第六号

中「第一百十條第一項」を「第一百十一條第一項」に、「運輸に関する協定をした」を「協定を締結し、又はその内容を変更した」に改める。

附
則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にされている第
 一 條の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業
 組合等に関する法律（以下この条において「旧
 法」という。）第四十三條第一項の規定による協
 定の設定に係る認可の申請は、当該認可の申請
 に係る協定が第一條の規定による改正後の酒税
 の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下こ
 の条において「新法」という。）第四十二條第五
 号の規定による規制に該当するものを内容とす
 るものである場合は、この法律の施行の日にさ
 れた新法第四十三條第一項の規定による協定の
 設定に係る認可の申請とみなす。

2 前項の規定は、旧法第七十九

2 前項の規定は、旧法第七十九条第一項に規定する連合会が行つた協定の設定に係る認可の申請について準用する。この場合において、前項中、「第四十三条第一項」とあるのは、「第八十三条において準用する第四十三条第一項」と、
「第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十二条第五号の規定による規制」とあるのは「会員たる酒類業組合（第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第三条に規定する酒類業組合をいう。）が行う新法第四十二条第五号に規定する規制についての総合調整計画」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、旧法第八十条第四項に規定する中央会が行った協定の設定に係る認可の申請について準用する。この場合において、第一

項中「第四十三條第一項」とあるのは「第八十三條において準用する第四十三條第一項」と、「第一條の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十二條第五号の規定による規制」とあるのは「會員たる酒類業組合（第一條の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第三條に規定する酒類業組合をいう。）が行う新法第四十二條第五号に規定する規制又は會員たる連合会（新法第七十九條第一項に規定する連合会をいう。）がその會員のする規制について行う調整事業についての総合調整計画」と読み替へるものとする。

(真珠養殖等調整暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会(清算中のものを含む。)に関しては、第十条の規定による廃止前の真珠養殖等調整暫定措置法(次項及び附則第十五条において「旧暫定措置法」という。)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2
の

2 この法律の施行の日から起算して六月を経過した時において現に存する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会は、旧暫定措置法第六十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧暫定措置法第八十八条の規定による解散命令によつて解散した真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の解散及び清算の例による。

（漁業生産調整組合法の廃止に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に存する漁業生産調整組合(清算中のものを含む)に關しては、第十一条の規定による廃止前の漁業生産調整組合法(次項及び附則第十五条において「旧調整組合法」という。)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 平成十一年三月三十一日において現に存する漁業生産調整組合は、旧調整組合法第六十二条第一項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧調整組合法第六十七条の規定による解散命令によって解散した漁業生産調整組合の解散及び清算の例による。

（輸出入取引法の）部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に存する第十二条

の規定による改正前の輸出入取引法(次項)において「旧法」という。第五条の第三一項の認可を受けて締結した協定及びこれに基づいてする行為については、この法律の施行の日から起算して三月間は、なお従前の例による。

2 旧法第三十條第三項において準用する旧法第

二十八条第五項の規定により旧法第三十条第二項の通商産業省令に係る事務を処理する輸入組合の役員又は職員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、なお従前の例による。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第六条 この法律の施行の際商工組合及び商工組合連合会が現に行っている中小企業団体の組織に関する法律第十七条第二項(同法第三十三条において準用する場合を含む。)の事業の実施に係る行為に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

(道路運送法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に存する第十六條の規定による改正前の道路運送法(以下この条において「旧法」という。)第十八条第一項の認可を受けた協定については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する協定で第十六条の規定による

改正後の道路運送法(以下この条において「新法」という。)第十八条各号の協定のいづれかに該当するものについては、一般乗合旅客自動車運送事業者は、同項に規定する期間内においても、新法第十九条第一項の認可の申請をすることができ、この場合において、当該期間内に当該認可をすることとする処分があつたときは、前項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の關現にされてゐる旧法第十八条第一項の協定の認可の申請は、当該協定が

新法第十八条各号の協定のいすれかに該当するものである場合は、運輸省令で定めるところにより、新法第十九条第一項の協定の認可の申請とみなす。

(航空法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 この法律の施行の期現に存する第二十條の規定による改正前の航空法(以下この条において「旧法」という)第百十條第一項(旧法第百二十二條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認可を受けた協定(第三項に規定するものを除く。)については、この法律の施行の日から起算して一年間又はなお従前の例による。

2 前項に規定する協定で

において、当該期間内に当該認可をすることとす

3 この法律の施行の際現に存する旧法第百十條第一項の認可を受けた協定で新法第百十條第二号(新法第百二十二條第一項において準用する

場合を含む。)の協定に該当するものについては、新法第百十一條第一項の認可を受けた協定とみなす。

4 この法律の施行の際現にされている旧法第百十條第一項の協定の認可の申請は、当該協定が新法第百十條各号(新法第百二十二條第一項に

おいて準用する場合を含む。)の協定のいずれかに該当するものである場合は、運輸省令で定めるところにより、新法第百十一條第一項の協定の認可の申請とみなす。

(所得税法の一部改正)

第九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中漁業生産調整組合の項並びに真珠母貝養殖調整組合、真珠母貝養殖調整組

合連合会、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の項を削り、

輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

せないものに限る。)
せないものに限る。)
せないものに限る。)

を
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

(法人税法の一部改正)

第十條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中漁業生産調整組合の項並びに真珠母貝養殖調整組合、真珠母貝養殖調整組

合連合会、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の項を削り、

せないものに限る。)
せないものに限る。)
せないものに限る。)

を
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

別表第三中

輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

せないものに限る。)

を
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

(消費税法の一部改正)

第十一條 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中漁業生産調整組合の項並びに真珠母貝養殖調整組合、真珠母貝養殖調整組

合連合会、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の項を削り、

輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

せないものに限る。)
せないものに限る。)
せないものに限る。)

を
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中、「輸入組合及び輸出組合、漁業生産調整組合、真珠養殖調整組合、真珠養殖調整組合連合会、真珠母貝養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合連合会」を「及び輸入組合」に改める。

第七十二條の二十二第四項第五号中、「輸入組合及び輸出組合」を「及び輸入組合」に改める。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 附則第三條第一項に規定する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会並びに附則第四條第一項に規定する漁業生産調整組合に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 所得税法
- 二 法人税法
- 三 消費税法
- 四 地方税法

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第十四條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「基き」を「基づき」に改め、第十一號を削り、第十二號を第十一號とし、第十三號を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 旧暫定措置法又は旧調整組合法に基づき設立された法人は、前條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定の適用に

ついては、同法第一條第一項に掲げる法律に基づいて設立された法人とみなす。

(罰則に關する経過措置)

第十六條 この法律の施行前にした行為並びに附則第三條第一項及び第四條第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五條、第六條、第七條第一項及び第八條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十七條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中、「輸入組合、輸出組合又ハ貿易連合」を「又ハ輸入組合」に改め、「又ハ連合員」を削り、同條第三項中、「輸入組合、輸出組合又ハ貿易連合」を「又ハ輸入組合」に改める。

第七條第一項第七号中、「輸入組合、輸出組合又ハ貿易連合」を「又ハ輸入組合」に改める。

第二十七條第一項中、「輸出入組合、貿易連合」を削る。

(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)

第十八條 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

(大蔵省設置法の一部改正)

第十九條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

（厚生省設置法の一部改正）

第二十条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第五十四号の三までを「号」ずつ繰り上げる。

（農林水産省設置法の一部改正）

第二十一条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第百三十三号を次のように改める。

百三十三 削除

第五十条第九号を次のように改める。

九 削除

第五十条第六十八号を次のように改める。

六十八 削除

第二十四条中「第九号まで」を「第八号まで」に改める。

第三十条中「第九号」を削る。

第三十八条中「及び第百二十七号から第百六十五号まで」を「第百二十七号から第百三十二号まで及び第百三十四号から第百六十五号まで」に改める。

第三十九条中「第九号」を削り、「及び第六十六号から第七十六号まで」を「第六十六号、第六十七号及び第六十九号から第七十六号まで」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第二十二條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十二号を次のように改める。

十二 輸出入業者の協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項に關し必要な命令をすること。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十三條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項中第十号を削り、第十号の

二を第十号とし、第十号の三を第十号の二とする。

第四條第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号の三までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一條第一項中「第四條第一項第十号」を「第四條第一項第九号」に改める。

我が國經濟社會をより開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由なものとしていくためには、規制緩和の推進とともに競争政策の積極的展開を図ることが不可欠であることにかんがみ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等を行い、公正かつ自由な競争を一層促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「五百億円」を「千億円」に、「次の各号」を「次に」に改める。

第六条第二項を削る。

第七条第一項中「前条第一項若しくは第二項」を「前条」に改め、「届出を命じ、又は」を削り、「差止」を「差止め」に改める。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「第六條第一項」を「第六條」に改める。

第九条第一項及び第二項中「持株会社」を「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」に改める。

第九条第三項を次のように改める。

この条及び次条において持株会社とは、子会

社（会社がその発行済の株式（社員持分の持分を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える株式を所有する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。）の合計額の会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。第六項において同じ。）に對する割合が百分の五十を超える会社をいう。

第九條に次の四項を加える。

一 会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社が発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する国内の会社は、当該会社の子会社とみなして、この条の規定を適用する。

第一項及び第二項において事業支配力が過度に集中することとは、持株会社及び子会社その他持株会社が株式の所有により事業活動を支配している国内の会社の総合的規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

持株会社は、当該持株会社及びその子会社の総資産の額（国内の会社の総資産の額に限る。）を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が三千億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三箇月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該持株会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

新たに設立された持株会社は、当該持株会社がその設立時において前項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めると

ころにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第九條の二第二項中「株式会社」の下に「（持株会社たる株式会社を除く。）」を加え、「百億円」を「三百五十億円」に、「三百億円」を「千四百億円」に改め、「（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。）」を削り、同項ただし書中「次の各号」を「次に」に改め、同項第五号中「自己」を「自己及び他の会社がそれぞれ」に、「全部」を「一部」に、「設立後直ちに」を「設立と同時に」に改め、同項ただし書中「当該会社の設立の日から二年以内において所有する場合」を「当該会社が設立時の業務を引き続き主たる事業として営んでいる場合」に改め、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五條第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式を発行する株式会社のうち、資本の額が政令で定める金額以下のものであつて、前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に對する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に對する割合が政令で定める割合以上であるものの株式を取得し、又は所有する場合

第九條の二第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国内の会社の発行済の株式の全部を取得し、又は所有する場合

第九條の二第五項中「第一項第六号」を「第一

項第七号」に改め、同条第六項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に、「同項第九号」を「同項第十一号」に改め、同条第八項中「第一項第九号」を「第一項第十一号」に改める。

第十七条の二第一項中「第九条の二第二項」を「第九条第六項若しくは第七項、第九条の二第二項」に改め、「報告書の提出」の下に「若しくは届出」を加える。

第十八条中「第九条第一項の規定に違反して会社が発立された場合又は」及び「設立又は」を削り、「訴え」を「訴え」に改める。

第十八条の二第二項中「三百億円」を「六百億円」に改める。

第四十八條第一項及び第五十四條第一項中「第六條第一項若しくは第二項」を「第六條」に、「第九條第一項若しくは第二項」を「第九條第一項、第二項、第六項若しくは第七項」に改める。

第六十五條第一項中「第九條の二第一項第六号」を「第九條の二第一項第七号」に、「第九條の二第二項第九号」を「第九條の二第一項第十一号」に改める。

第六十七條第一項中「申立」を「申立て」に、「第六條第一項」を「第六條」に改める。

第九十條第一号中「第六條第一項」を「第六條」に改める。

第九十一條第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九十一條の二第一号を次のように改める。

一 削除

第九十一條の二中第十号を第十二号とし、第三号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 第九條第六項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第九條第七項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十五條第一項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、「第九十一條の二」の下に「（第一号を除く。）」を加え、同条第二項第二号中「第九十一條第一号、第六号」を「第九十一條第五号」に、「第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）」を「第六号（第五号に係る部分に限る。）」に、「第九十一條の二第一号、第二号」を「第九十一條の二第二号」に、「第五号若しくは第九号」を「第七号若しくは第十一号」に改める。

第九十五條の二中「第五号」を「第四号」に改める。

第九十五條の次に次の一条を加える。

第九十六條 別に法律で定める日までの間は、第九條第一項中「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」とあるのは「金融持株会社（次条第一項に規定する金融業を営む会社を第三項に規定する子会社（第四項の規定により子会社とみなされる場合を含む。）とする持株会社をいう。次項において同じ。）又は事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」と、同条第二項中「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」とあるのは「金融持株会社又は事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第二項を削る改正規定、第七條第一項及び第八條第一項の改正規定、第四十八條第一項及び第五十四條第一項の改正規定（第六條第一項若しくは第二項を「第六條」に改める部分に限る。）、第六十七條第一項、第九十條第一号及び第九十一條の二第二号の改正規定、第九十五條第一項第二号の改正規定（第九十一條の二の下に「（第一号を除く。）」を加える部分に限る。）、第九十五條第二項第二号の改正規定（第九十一條の二第二号、第二号）を「第九十一條の二第二号」に改

める部分に限る。）並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六條第二項を削る改正規定の施行前にした同項に規定する国際的協定又は国際的契約に係る届出については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にあつた改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第九條第一項若しくは第二項、第九條の二第一項又は第十七條（旧法第九條第一項若しくは第二項又は第九條の二第二項に係る部分に限る。）の規定に違反する行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、事業支配力の過度の集中を防止する観点から、設立等が禁止される持株会社の範囲及び持株会社の事業活動の実態を把握する方法並びに大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、事業支配力の過度の集中を防止しつつ、事業者の活動をより活発にする等の観点から、持株会社の設立の全面禁止を改める等の必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年五月六日印刷

平成九年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局